

第二次筑前町環境基本計画 中間見直し

自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前



2023年（令和5年）3月
福岡県 筑前町

はじめに

本町では、筑前町総合計画を環境面から実現するため、平成20年に筑前町環境基本計画を策定、平成30年に第二次筑前町環境基本計画を改定し、その時代に即した取り組みを進め、行政・住民・事業所が一体となった行動を展開してまいりました。本年度は、第二次筑前町環境基本計画の中間年として、今までの本町の取り組みについて評価するとともに昨今の社会情勢を踏まえた施策の見直しを図ります。



近年の世界的情勢としては、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、日常生活に不可欠なガソリン・石油等をはじめとするエネルギー価格や食料品等の価格高騰により非常に厳しい生活が続いています。戦争という許せない行為と、100年に一度ともいわれるパンデミックコロナ禍から学ぶものは、我々人類は歴史と自然の摂理に学び未来に希望が持てる謙虚さを持たなければならないということを多くの人が共有できたのではないのでしょうか。また、人為的な温室効果ガス排出による気候変動についても連日報道されない日はありません。近年の豪雨災害は、全国的な災害のみならず、本町においても、ため池決壊、集落冠水、河川道路崩落等の筑前町史にはない甚大な災害に見舞われました。このような気候変動を多くの人が実感しているところです。また、このような時代だからこそ私たちはグローバルに考えてローカルに行動することが必要です。

SDGs（持続可能な開発目標）のもと、環境・経済・社会における様々な課題の同時解決を目指す動きや、深刻化する地球温暖化の進行を抑制するための脱炭素に向けた動きが世界的に活発化しています。本町においても、時代の潮流に応じた環境づくりに取り組んでまいりますので、住民・事業所の皆さんのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の中間見直しにあたり、専門的な見地から熱心にご審議いただいた環境審議会委員の方々をはじめ、アンケートにご協力いただいた町民・事業所の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

令和5年3月

筑前町長 田頭 喜久己

目次

はじめに

第1章 環境基本計画の基本的考え方..... 1

1. 計画策定の趣旨 ----- 2
2. 計画の位置付け ----- 3
3. 対象とする地域・環境 ----- 4
4. 計画の期間 ----- 4
5. 計画の構成 ----- 5

第2章 筑前町の環境の現状と課題..... 7

1. 自然・社会条件 ----- 8
2. 自然環境 ----- 13
3. 生活環境 ----- 17
4. 快適環境 ----- 21
5. 地球環境 ----- 23
6. 住民・事業者意識 ----- 30

第3章 目指す環境の姿と目標..... 43

1. 第二次計画の評価 ----- 44
2. 目指す環境の姿 ----- 47
3. 環境目標 ----- 49
4. 数値目標 ----- 51

第4章 基本施策の方向性..... 53

1. 美しい自然と共生する ----- 54
2. 住みやすいまちにする ----- 58
3. 快適な暮らしを支える ----- 63

4. 地球に優しくする	66
5. みんなでまちを創る	70

第5章 計画の実現に向けて..... 73

1. 各主体の役割	74
2. 計画の周知	74
3. 計画の推進体制	75
4. 計画の進行管理	76
5. 広域連携による推進	76

[資料編] 77

1. 筑前町環境基本条例等	78
2. 筑前町環境審議会委員名簿	82
3. 筑前町環境基本計画庁内委員会委員名簿	83
4. 諮問書	84
5. 答申書	85

環境行動計画..... [行動-1]

1. 住民の行動方針	[行動-3]
2. 事業者の行動方針	[行動-22]
3. 行政の行動方針	[行動-24]

第1章

環境基本計画の基本的考え方



1. 計画策定の趣旨

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動、都市化の進展及びライフスタイルの多様化などを背景にして、車からの排気ガス・騒音や有害化学物質等の不法廃棄による汚染といった都市・生活型の問題、さらには温室効果ガス排出に伴う地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題まで、広範囲に及んでいます。

これらの環境問題の解決にあたっては、地球全体を視野に入れ、中・長期的な視点から、住民、事業者及び行政が一体となって、環境に配慮した取り組みを推進し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することが求められています。

そのような中、筑前町では2008年（平成20年）度に筑前町環境基本計画を策定し、その後、社会情勢の変化に伴う計画の見直しを行いながら環境に関する様々な取り組みを進めてきました。現在の計画は2018年（平成30年）3月に第二次筑前町環境基本計画として策定したのですが、策定から5年が経過し、環境を取り巻く状況も大きく変化してきました。

我が国では、2018年（平成30年）4月に「第5次環境基本計画」が閣議決定され、気候変動対策や地域循環共生圏の形成などを推進することが示されました。また、2021年（令和3年）5月には「地球温暖化対策推進法」が改正され、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル*が基本理念として位置づけられました。同年6月には「プラスチック資源循環促進法」が成立し、多様な物品に使用されているプラスチックの包括的な資源循環推進体制の強化が示されるなど、環境に係る法令の制定が急速に進んでいます。

さらに、人と動物の健康と環境の健全性は一つと捉え、これらを一体的に守ろうという考え方である、「ワンヘルス」の取り組みも広がっています。

筑前町では、2020年（令和2年）3月にまちづくりの基本となる「第2次筑前町総合計画」を策定しました。「学ぶ」「守る」「稼ぐ」「支える」「結ぶ」の5つを政策のキーワードに、先人から受け継いだこの緑豊かな大地の恵みに感謝し、平和を願うまちづくりをさらに推進していくことで、町の将来像「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」の実現を目指します。

このような諸情勢の変化を踏まえるとともに、筑前町の将来像を環境面から実現するために、第二次筑前町環境基本計画を見直したところです。

計画の見直しにあたっては、2018年（平成30年）度に策定した計画を基本としながら、2022年（令和4年）度のアンケート調査から窺われる住民意識の変化、施策の進捗状況、社会経済状況の変化などを踏まえて、時代に即するように努めています。

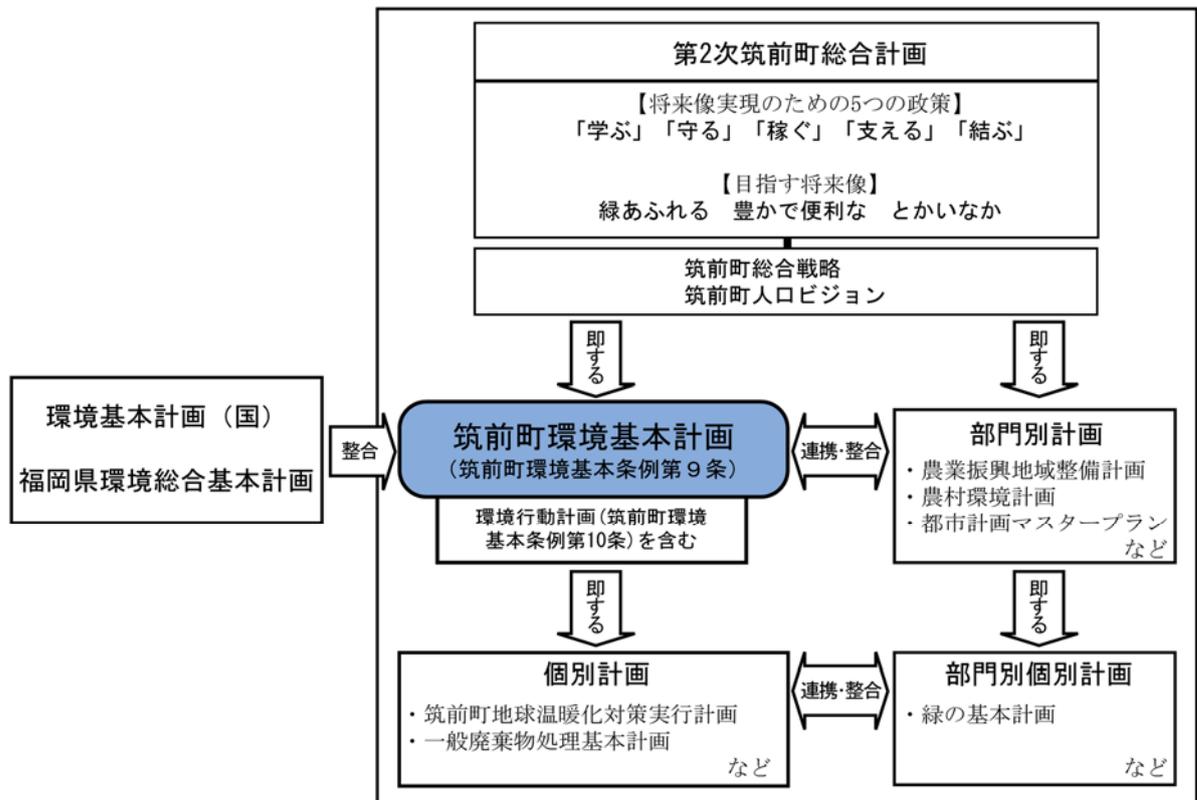
※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する言葉。均衡させるとは「排出を全体としてゼロ」にすることで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

2. 計画の位置付け

この環境基本計画は、「筑前町環境基本条例」第9条に規定された計画で、筑前町総合計画の目指す将来像「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」を環境面から実現するための環境行政のマスタープランであり、本町の環境保全・創造に関する各関連分野の施策・事業の基本となるものです。

なお、巻末の「環境行動計画」は「筑前町環境基本条例」第10条に規定された計画であり、住民や事業者、行政の各主体がそれぞれの役割に応じて取り組むべき行動について示したものです。

■環境基本計画の位置付け



筑前町環境基本条例(平成17年3月22日 条例第85号) より抜粋

(環境基本計画の策定)

第9条 町長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 良好な環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定する場合は、あらかじめ、町民、事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、筑前町環境審議会条例(平成17年筑前町条例第86号)に規定する環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

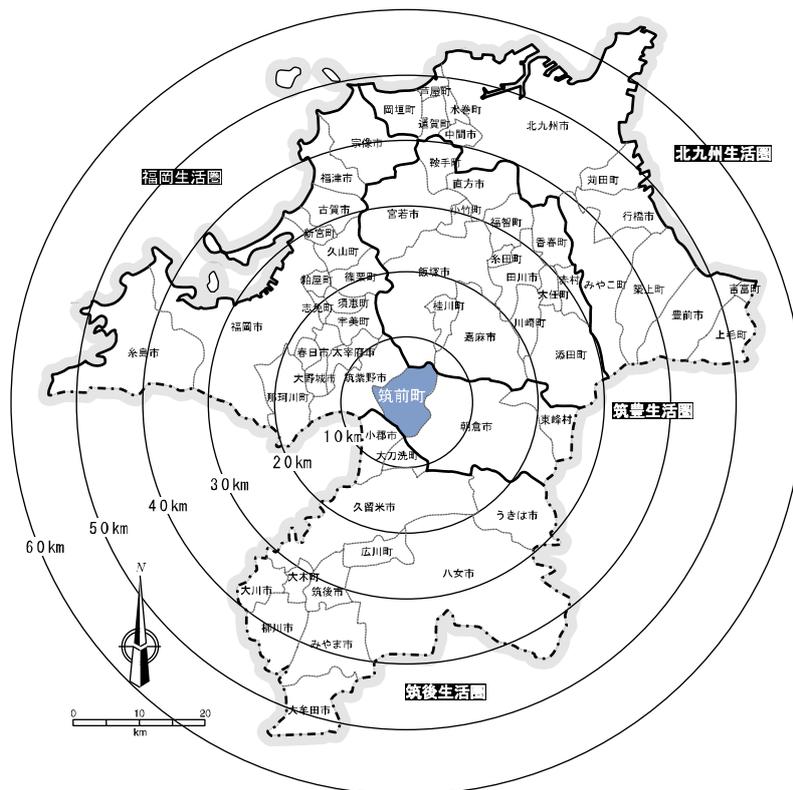
5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3. 対象とする地域・環境

計画の対象地域は筑前町全域としますが、町単独では解決が困難な広域的な問題については、周辺自治体や福岡県、国と連携、協力して取り組んでいきます。

対象とする環境には、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境及び環境保全体制を取り上げます。

■筑前町の位置



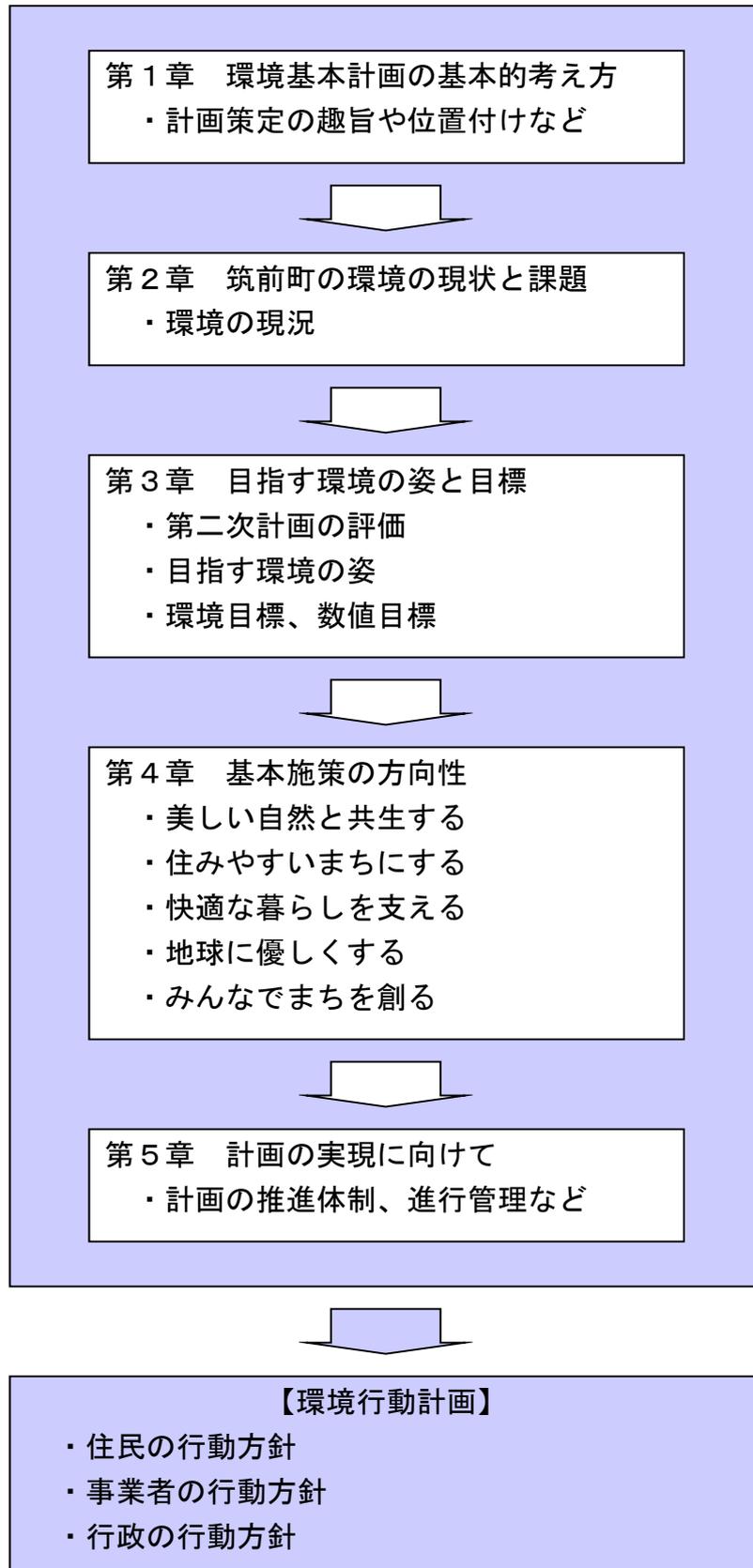
4. 計画の期間

計画の期間は、2018年（平成30年）度から2027年（令和9年）度の10年間とします。

なお、5年後の2022年（令和4年）度に見直しを実施しており、10年後の2027年度には改定を行います。計画の進捗状況や社会経済状況の変化、環境問題に関する大きな変化などが生じた場合には、時期に拘わらず計画の改定を行います。

5. 計画の構成

計画の構成は以下のとおりです。





第2章

筑前町の環境の現状と課題



1. 自然・社会条件

(1) 位置・面積

本町は、福岡県のほぼ中央部に位置し、東は朝倉市に、西は筑紫野市に、南は小郡市・大刀洗町に、北は飯塚市・嘉麻市に接しており、総面積は 67.1km² です。

(2) 地形

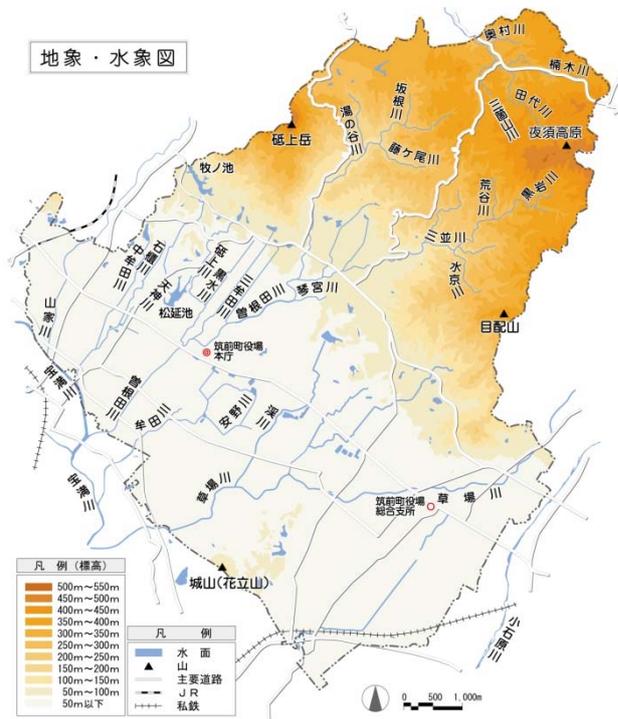
町の北東部は、三郡山系東部の砥上岳(496.5m)、夜須高原(300~500m)、目配山(405.1m)などが連なり、緑豊かな自然環境が広がっています。また、町の西端部には山家川、北部山麓から流下する曾根田川、南部には草場川が流れ、それぞれの流域に肥沃な土壌の水田地帯が形成されています。各河川は宝満川に合流し、さらに筑後川に合流しています。

また、南西の平野部に独立した標高 130.6m の城山があり、その山麓一帯に若干の丘陵地形が形成されています。

(3) 気候

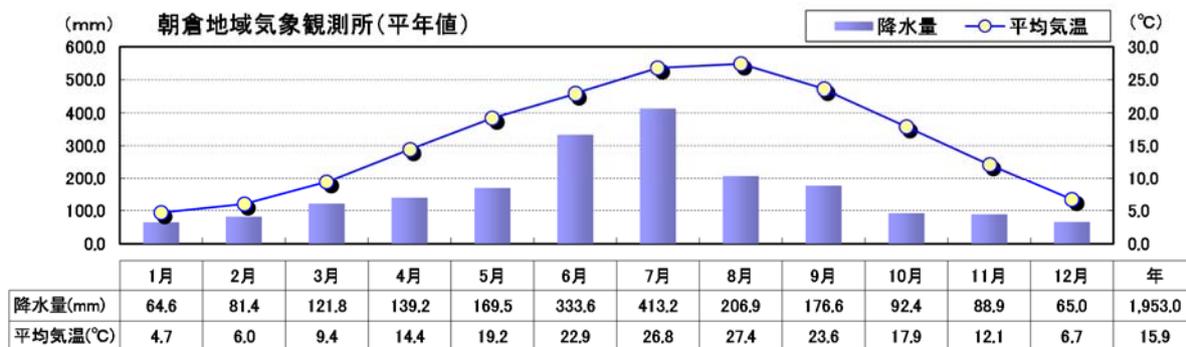
気候は有明海に面した西九州内陸型で、昼間の気温が高く、夜は冷え込むという特徴があります。

朝倉地域気象観測所における平年値*によると、年間平均気温は 15.9℃で、年間降雨量は 1,953.0mm となっています。



[資料:筑前町全図]

■ 気温と降水量の推移



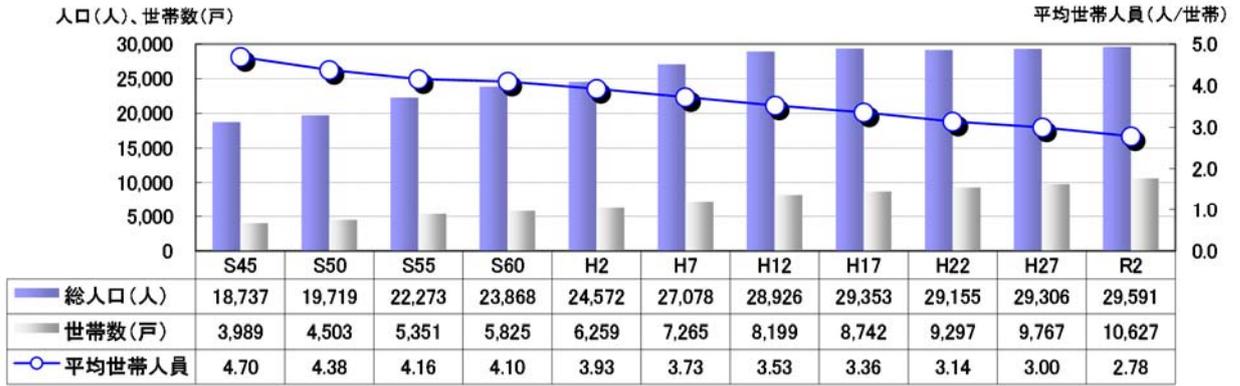
*平年値の統計期間は、1991年(平成3年)~2020年(令和2年)の30年間である。

[資料:気象庁]

(4) 人口

2020年(令和2年)国勢調査によると、総人口は29,591人で、2015年(平成27年)より約1%増加しています。世帯数は10,627世帯で増加傾向が続いていますが、一世帯当たりの平均人数は2.8人と減少傾向にあり、核家族化や単身世帯の増加が進んでいるといえます。

■人口・世帯数と平均世帯人員の推移

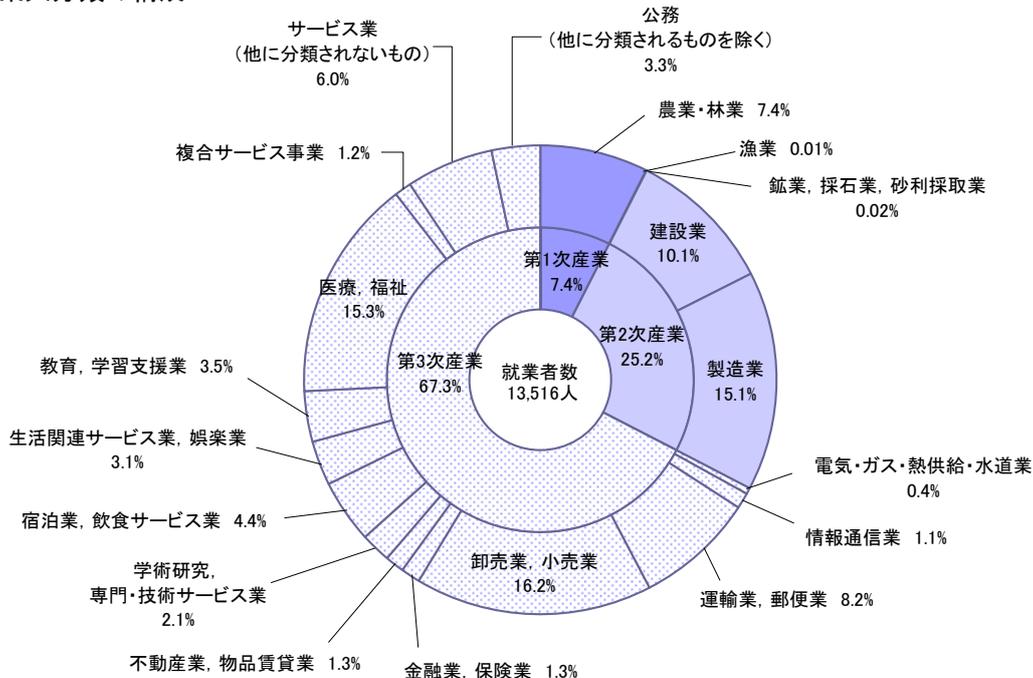


[資料:国勢調査]

(5) 産業

産業別就業者数の内訳は、第1次産業7.4%、第2次産業25.2%、第3次産業67.3%となっています。就業者人口は、概ね横ばいで推移しています。産業別の割合をみると1995年(平成7年)から2020年(令和2年)にかけて、概ね一定の割合で推移しています。

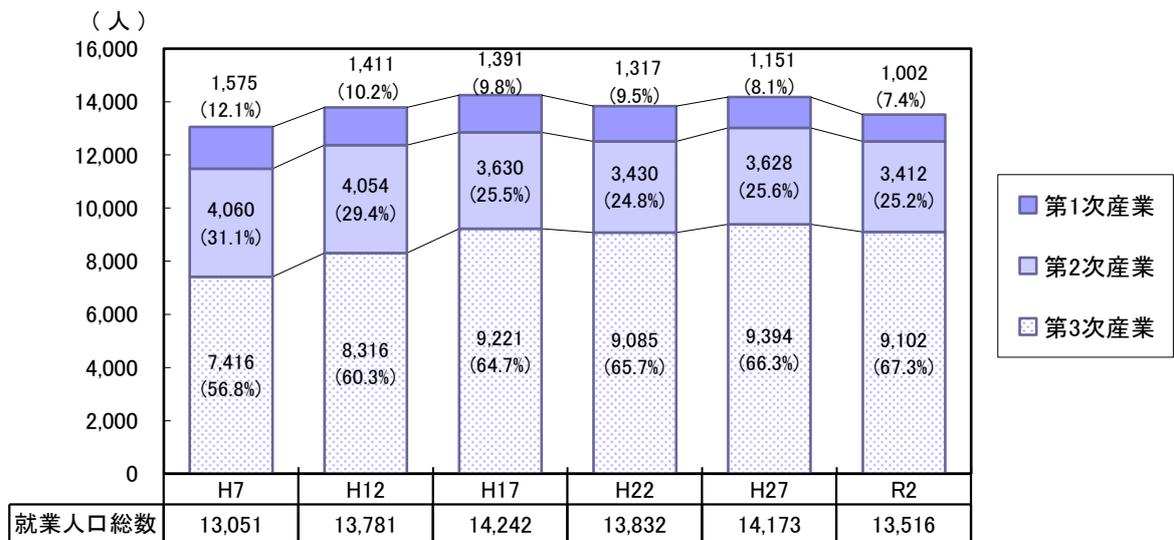
■産業大分類の構成



※国勢調査データのうち「分類不能の産業」は、どの産業にも分類されないため集計から除いている。

[資料:令和2年国勢調査]

■ 就業者人口の推移



[資料: 国勢調査]

(6) 交通

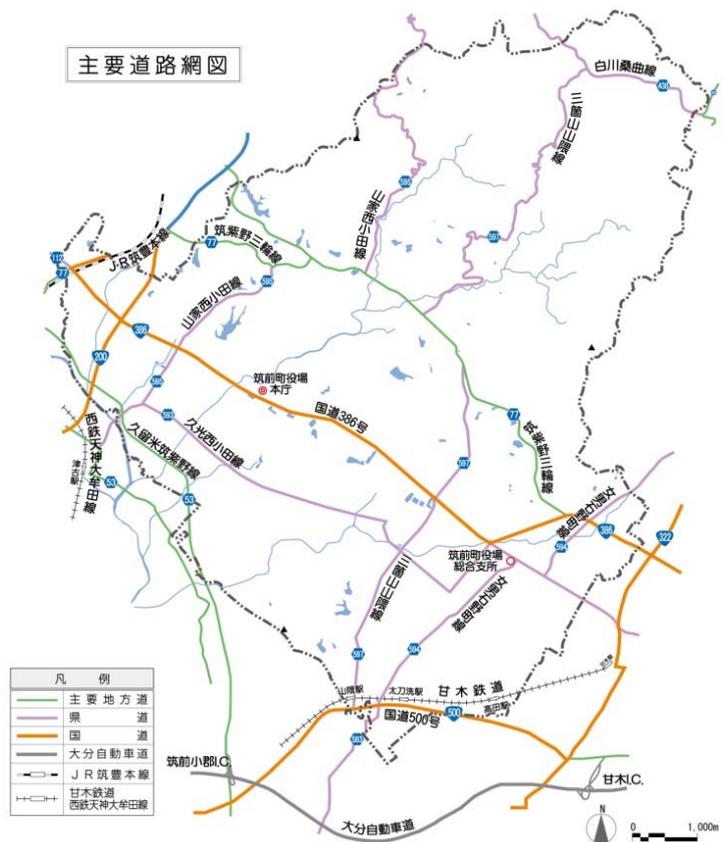
国道の中で、町の中心域を貫き大分県へと通じる国道 386 号が基幹道路となっています。また、西部を通る国道 200 号とそれに並行する冷水道路、南部を通る国道 500 号があります。

国道 386 号は、交通量増加による市街地での渋滞を解消するため、甘木バイパスが整備されています。県道は、主要地方道の久留米筑紫野線、筑紫野三輪線などがありますが、その他の生活道路では未改良区間が多いという現状です。

高速道路は、町南部に九州横断自動車道(大分自動車道)が走り、筑後小郡 I.C. 及び甘木 I.C.と接続しています。

鉄道は、甘木鉄道が走り 3 つの駅があります。また町北部には JR 筑豊本線が走っています。隣接する筑紫野市には西鉄天神大牟田線の駅があり、福岡都市圏や久留米広域圏への通勤・通学の移動手段として利用されています。

路線バスは、西鉄バス、日田バス及び甘木観光バスが運行しています。



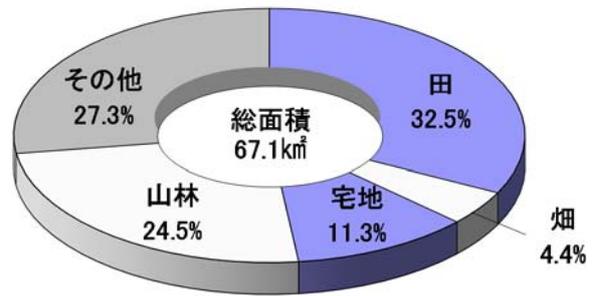
[資料: 筑前町全図]

(7) 土地利用

主要地方道筑紫野三輪線を境界とした北部は、スギ、ヒノキの人工林、照葉樹林、モウソウ竹林及び原野が点在しています。その中の夜須高原一帯には公共の教育施設、福祉施設、レクリエーション施設及びゴルフ場が整備されており、多くの県内外の利用者が訪れています。

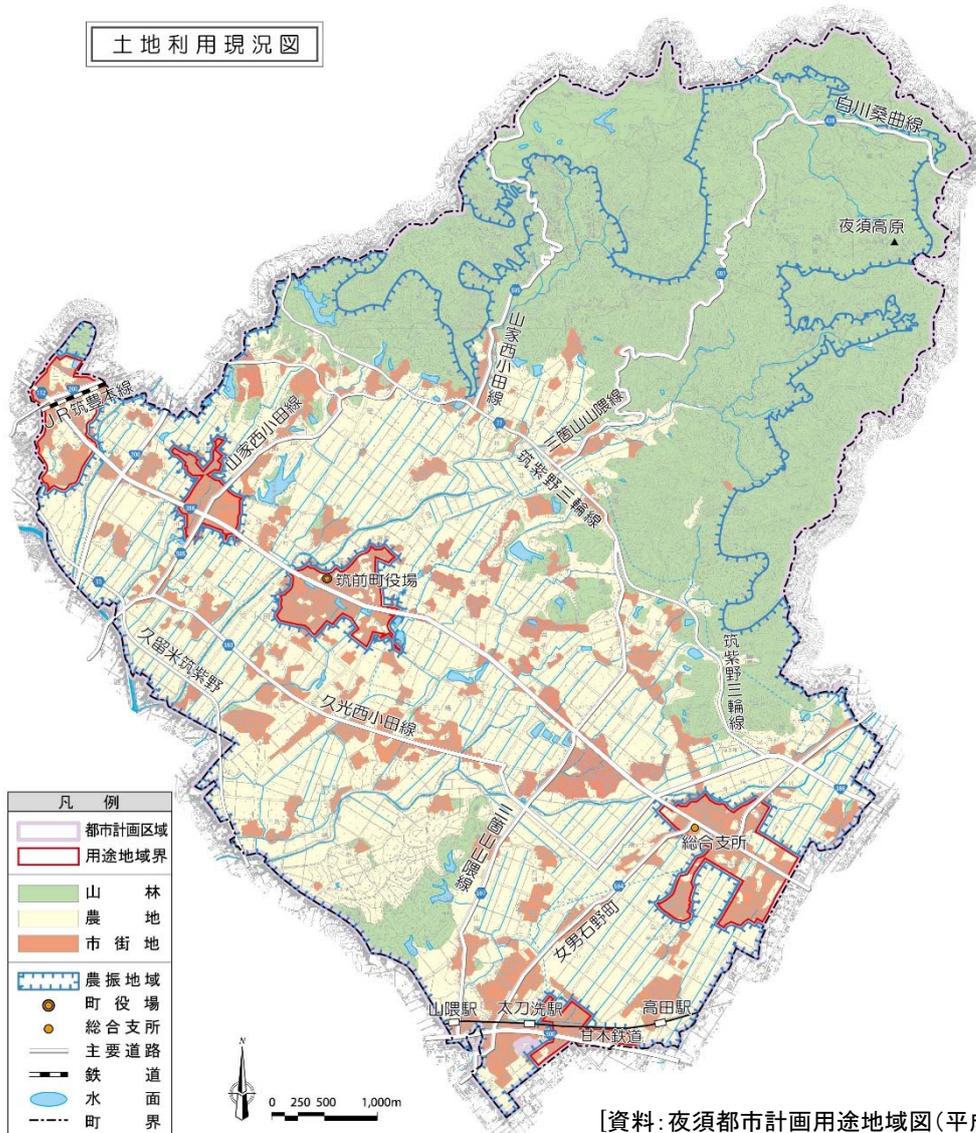
山麓、扇状地、平野地は畑、水田地帯の農業生産地となっており、国道386号及び国道500号の沿線には市街地が点在しています。南西部の城山山麓の丘陵地は、広い範囲で果樹園が開かれています。

■土地利用の割合



[資料: 令和3年度 筑前町固定資産概要調査]

土地利用現況図

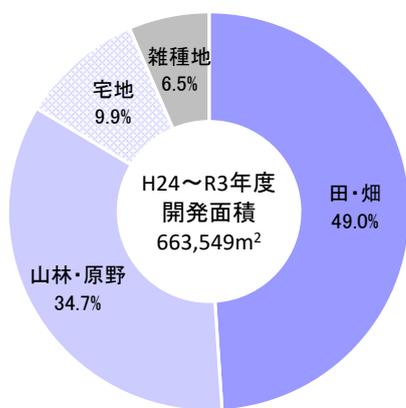


[資料: 夜須都市計画用途地域図(平成23年9月)
甘木都市計画用途地域図(平成23年9月)
第6回・第7回自然環境保全基礎調査
(植生調査:平成12年度)
旧夜須町「土地利用計画図(平成8年3月)」
旧三輪町「土地利用計画図(平成8年10月)」]

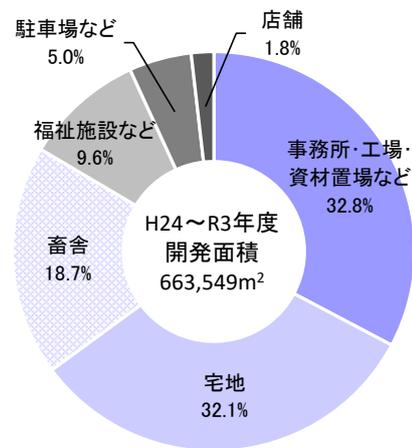
過去 10 年間（平成 24 年度～令和 3 年度）の開発面積は約 66 万 m² で、開発事業による土地利用の転換状況は、田・畑などの農業用地が最も多く、全体の約 49%、次いで山林・原野が約 35%となっています。開発後の土地利用では、事務所・工場・資材置場などへの転換が約 33%、次いで宅地が約 32%、畜舎が約 19%となっています。

過去 10 年間の規模別開発事業件数の推移をみると、毎年継続的に 10～20 件前後の開発事業が行われています。2021 年（令和 3 年）度では 18 件の開発事業があり、開発面積別にみると 10,000m² 以上は 3 件、5,000～10,000m² 未満は 4 件、1,000～5,000m² 未満は 11 件、1,000m² 未満は 0 件でした。

■ 転換前の主な土地利用（平成 24 年度～令和 3 年度）



■ 転換後の主な土地利用（平成 24 年度～令和 3 年度）



[資料:筑前町]

■ 過去 10 年間の規模別開発事業件数（平成 24 年度～令和 3 年度）

(件)

年度 \ 開発面積	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
10,000m ² 以上	0	1	0	1	0	1	1	0	1	3
5,000～10,000m ² 未満	1	2	0	0	1	1	1	2	0	4
1,000～5,000m ² 未満	11	5	10	8	12	12	17	10	15	11
1,000m ² 未満	1	0	2	2	1	0	4	0	2	0
合計	13	8	12	11	14	14	23	12	18	18

[資料:筑前町]

2. 自然環境

(1) 地形・地質

地形は、筑紫山塊の一つである三郡山系に連なる夜須高原が北部に広がっています。南部は、平野が広がり、宝満川流域になっています。

地質は、北部が花崗岩、南部は砂・礫・泥の堆積岩に覆われています。

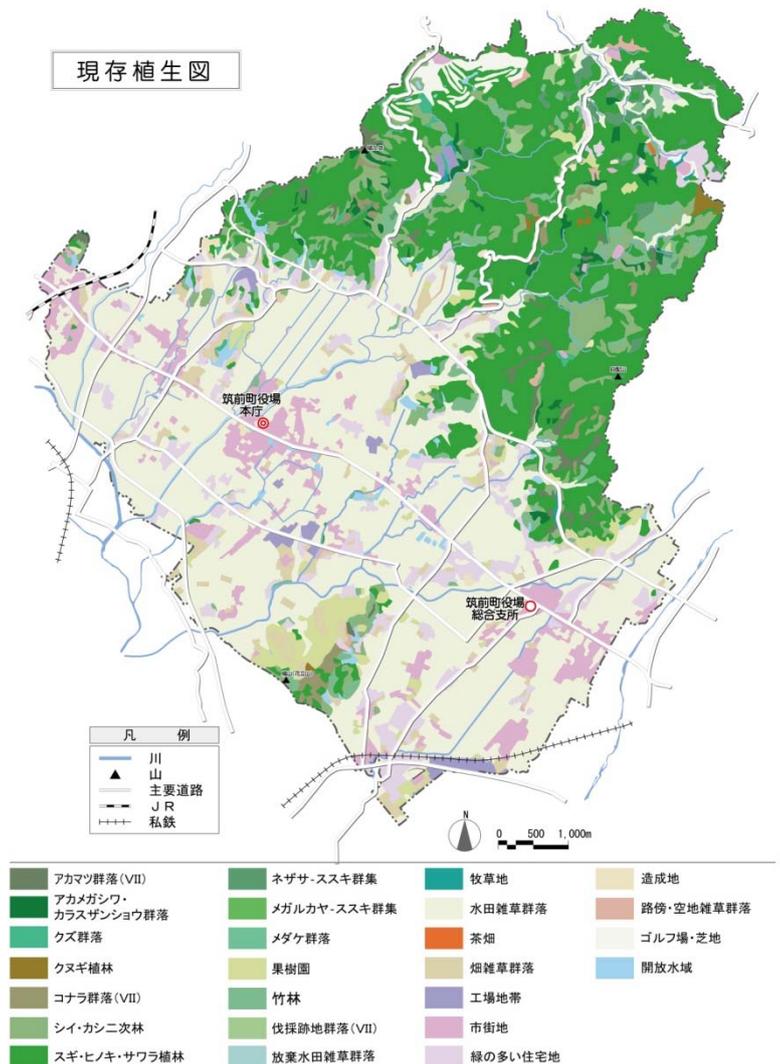
(2) 植生・植物

町内の植生は、森林植生、高原植生群落、田畑路傍雑草群落、河川雑草群落及びため池の水生物に大別できます。

森林植生のうちスギ、ヒノキ林は、谷筋にスギ林、山腹にヒノキ林が分布していますが、全体的に枝打ちや間伐といった手入れの不足が目立ちます。広葉樹林の林相としては、スタジイ、アラカシ、タブノキなどを中心とした照葉樹林様相の森林ですが、落葉樹との混交林が多くなっています。

竹林は主に里山に分布していますが、タケノコ生産林以外はほとんど放置状態で、林内はヤブ化して生産機能を果たしていないところが多く存在しています。また、竹林はスギ、ヒノキ林内に侵入して被害をもたらす山地荒廃の原因にもなっているため、竹林整備が課題です。

夜須高原では、四季を通じて多くの種類の花が咲き、希少な植物も多く見られます。田畑や路傍、河川の雑草群落では、外国産の帰化植物の繁茂が見られます。



[資料:環境省 第6回・第7回自然環境保全基礎調査]

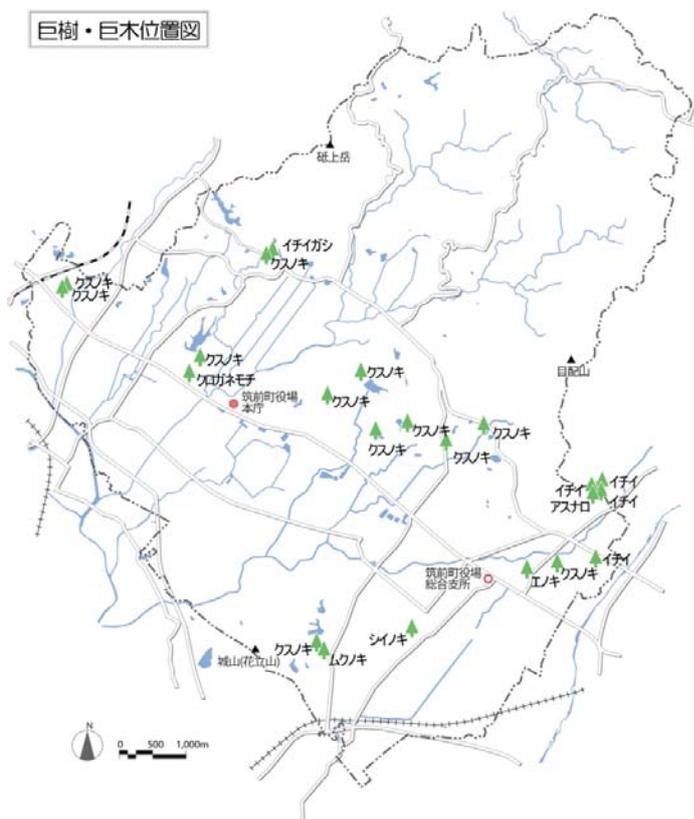
福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2011)によれば、サワトラノオ(絶滅危惧 IA 類)や、キンバイザサ(絶滅危惧 IB 類)などの希少な植物が 9 種、植物群落が 1 群落確認されています。

■希少な植物・植生

分類区分	和名	福岡県カテゴリ※(2011)
維管束植物	キンバイザサ	絶滅危惧 I B 類
	サワトラノオ	絶滅危惧 I A 類
	ナガバノウナギツカミ	準絶滅危惧
	ネバリタデ	準絶滅危惧
	ノハラテンツキ	絶滅危惧 I A 類
	ノヤナギ	準絶滅危惧
	ヒキヨモギ	絶滅危惧 I B 類
	ヒメノボタン	絶滅危惧 I A 類
	ミズワラビ	絶滅危惧 I B 類
植物群落	ススキ群落	カテゴリ II

※福岡県カテゴリ:「福岡県レッドデータブック」における種の区分。「福岡県レッドデータブック」は、絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状や減少要因などを明らかにしたもの。2001 年(平成 13 年)に「福岡県レッドデータブック 2001」は刊行されたが、その後 10 年以上経過したことから改訂が行われた。改訂版「福岡県レッドデータブック 2011」では植物群落・植物・哺乳類・鳥類が、「福岡県レッドデータブック 2014」では爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等がとりあげられている。

また、第 4 回・第 6 回自然環境保全基礎調査及び、巨樹・巨木データベースによれば、本町の巨樹・巨木として、クスノキやエノキなど 22 本がとりあげられています。



[資料: 第 4 回・第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木データベース]

(3) 動物

福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2011・2014)では、ニホンヒキガエル(絶滅危惧Ⅱ類)などの両生類、オシドリ(準絶滅危惧)の鳥類など、全18種が確認されています。



■オシドリ

■希少な動物

分類区分	和名	福岡県カテゴリー※(2011)	福岡県カテゴリー※(2014)
貝類	オオタニシ		絶滅危惧Ⅱ類
魚類	カジカ大卵型		準絶滅危惧
	カネヒラ		準絶滅危惧
	メダカ(ミナミメダカ)		準絶滅危惧
	ヤマトシマドジョウ		準絶滅危惧
昆虫類	ウラナミジャノメ		絶滅危惧Ⅱ類
	キイトトンボ		準絶滅危惧
	クロモンヒラナゴミムシ		準絶滅危惧
	ケスジドロムシ		準絶滅危惧
	タグチホソヒラタハムシ		絶滅危惧Ⅱ類
	ハガマルヒメドロムシ		絶滅危惧ⅠB類
	ヒメビロウドカミキリ		準絶滅危惧
	ミツギリゾウムシ		準絶滅危惧
鳥類	オシドリ	準絶滅危惧	
両生類	トノサマガエル		絶滅危惧ⅠB類
	ニホンヒキガエル		絶滅危惧Ⅱ類
	ヤマアカガエル		絶滅危惧Ⅱ類
爬虫類	ヒバカリ		準絶滅危惧

※福岡県カテゴリー:「福岡県レッドデータブック」における種の区分。「福岡県レッドデータブック」は、絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状や減少要因などを明らかにしたもの。2001年(平成13年)に「福岡県レッドデータブック2001」は刊行されたが、その後10年以上経過したことから改訂が行われた。改訂版「福岡県レッドデータブック2011」では植物群落・植物・哺乳類・鳥類が、「福岡県レッドデータブック2014」では爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等がとりあげられている。

(4) 自然景観

福岡県では「快適な環境スポット※」として30箇所を選定していますが、その中に城山(花立山)が選ばれています。

※快適な環境スポット:地域の人々の誇りとして、地域団体、NPO、市町村などにより環境保全活動が行われて、五感に響くような自然景観に優れた場所として選定されるもの。

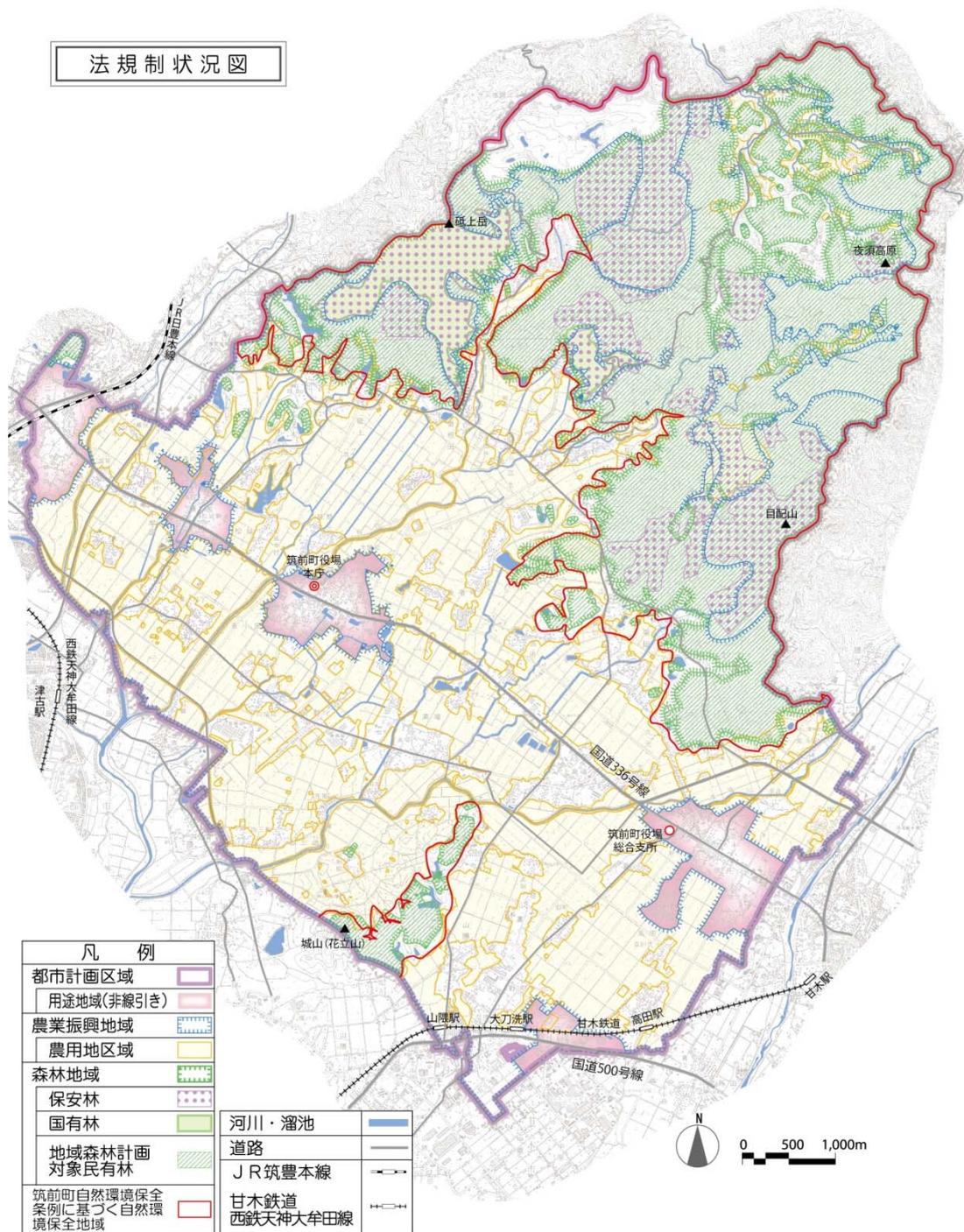


■城山(花立山)

(5) 土地利用関連の法規制状況

土地利用関連の法規制状況については、町域の8割程度が農業振興地域に指定されており、うち農用地が4割程度を占めています。

町全域は都市計画区域に指定されていますが非線引きであり、用途地域は国道386号と500号沿いに分散しています。また、法令に基づく自然公園地域や自然保全地域は指定されていませんが、「筑前町自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域が山間部を中心に指定されています。



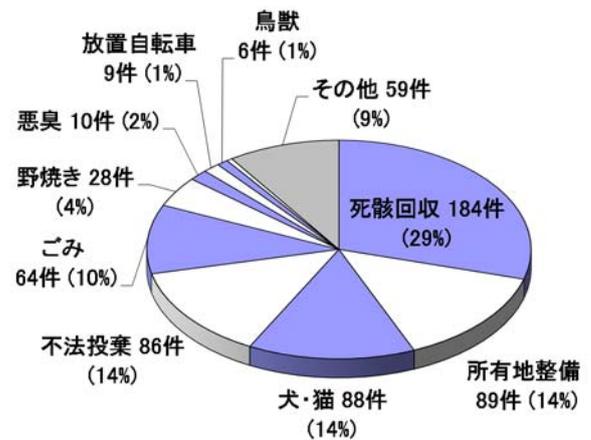
[資料: 福岡県土地利用基本計画図(平成24年3月)]

3. 生活環境

(1) 公害関係の苦情件数

2021年(令和3年)度における苦情件数の内訳は、死骸回収が184件(約29%)で最も多く、次いで空き地などの所有地整備が89件(約14%)、犬・猫などの動物が88件(約14%)、ごみの不法投棄に関する苦情が86件(約14%)となっています。

■ 公害関係の苦情件数(2021年(令和3年)度)

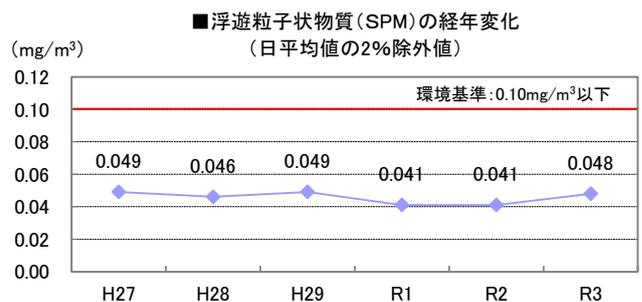
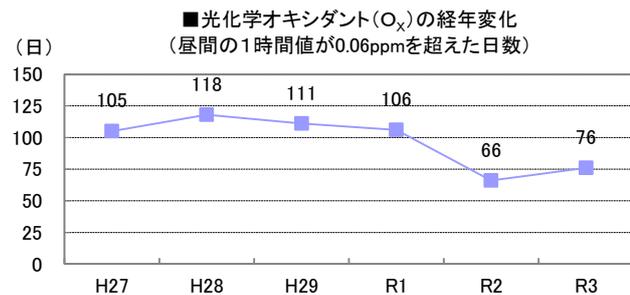
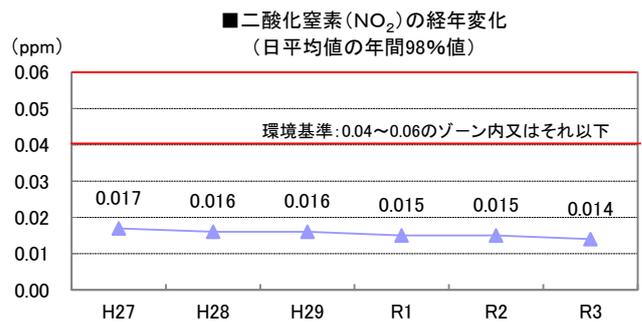
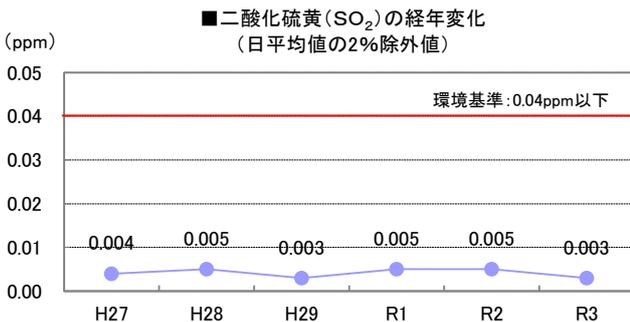
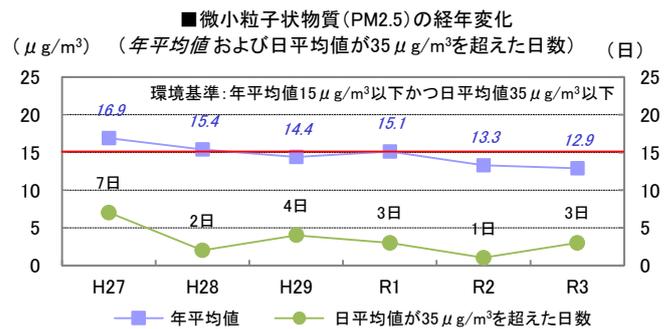


[資料: 筑前町]

(2) 大気環境

本町には、大気汚染常時監視測定局はありませんが、近隣の筑後小郡(一般環境大気測定局)における二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)は、環境基準を満たしています。微小粒子状物質(PM_{2.5})は、年平均値は近年減少傾向にありますが、日平均値が35μg/m³を超えている日があり、環境基準を達成していません。

また、光化学オキシダント(O_x)については、全国のほとんどの測定局と同様、福岡県下の全測定局において環境基準を達成していない状況です。大気中の濃度上昇時は、微小粒子状物質(PM_{2.5})とともに、関連機関と連携した住民への情報提供が必要です。



[資料: 福岡県公害関係測定結果]

(3) 水環境

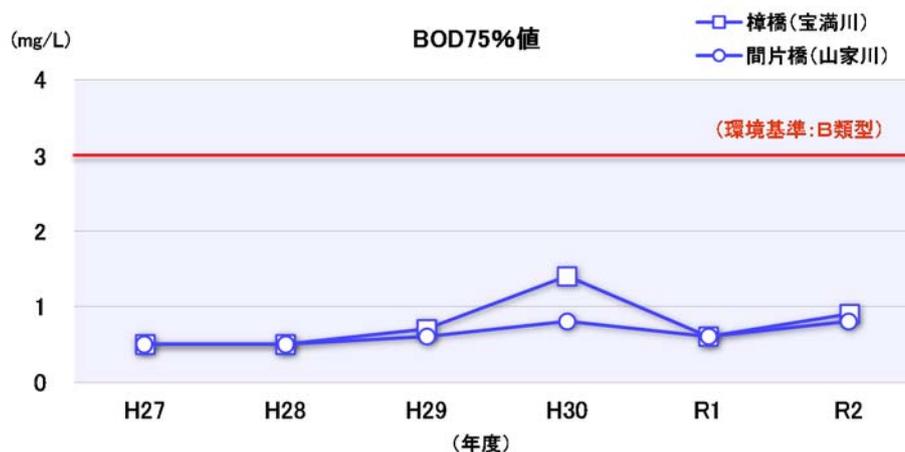
本町を流れる筑後川水系の一級河川である宝満川と山家川は、環境基準 B 類型に指定されており、町内には 2 箇所の測定地点があります。2015～2020 年(平成 27 年～令和 2 年)度の BOD^{※1}は、0.5～1.4mg/L の範囲で推移しており、環境基準を満たしています。

筑前町では、町内の河川 12 地点において水質調査を実施しており、2015～2021 年(平成 27 年～令和 3 年)度の BOD は、0.5～2.7mg/L の範囲で推移しています。

河川の BOD は、季節や採水日の条件などの影響を受けて大きく変動するため、今後も定期的に水質調査を行いながら、水質の保全に努める必要があります。

※1 BOD:生物化学的酸素要求量といい、これは水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で表され、数字が小さいほど水質が良いとされている。町内の河川は B 類型に指定されており、BOD の環境基準は 3.0mg/L 以下である。

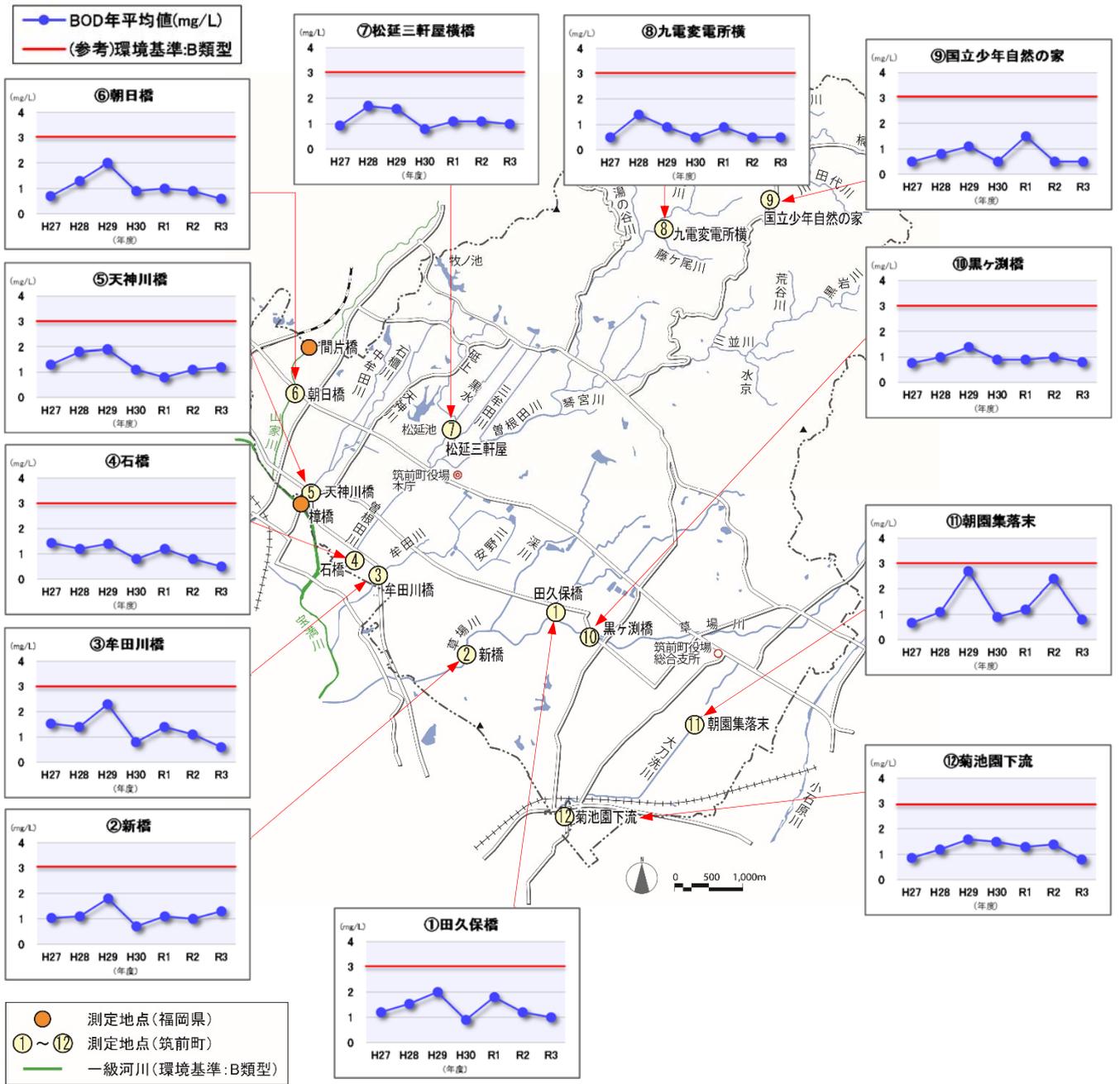
■環境基準類型指定区間の測定地点における BOD の推移^{※2}



※2 測定結果のうち「0.5 未満」の場合は、「0.5」として集計した。

[資料:環境省 水環境総合情報サイト]

■町の水質調査地点におけるBODの推移※2



※2 測定結果のうち「0.5未満」の場合は、「0.5」として集計した。

[資料:環境省 水環境総合情報サイト、筑前町環境防災課]

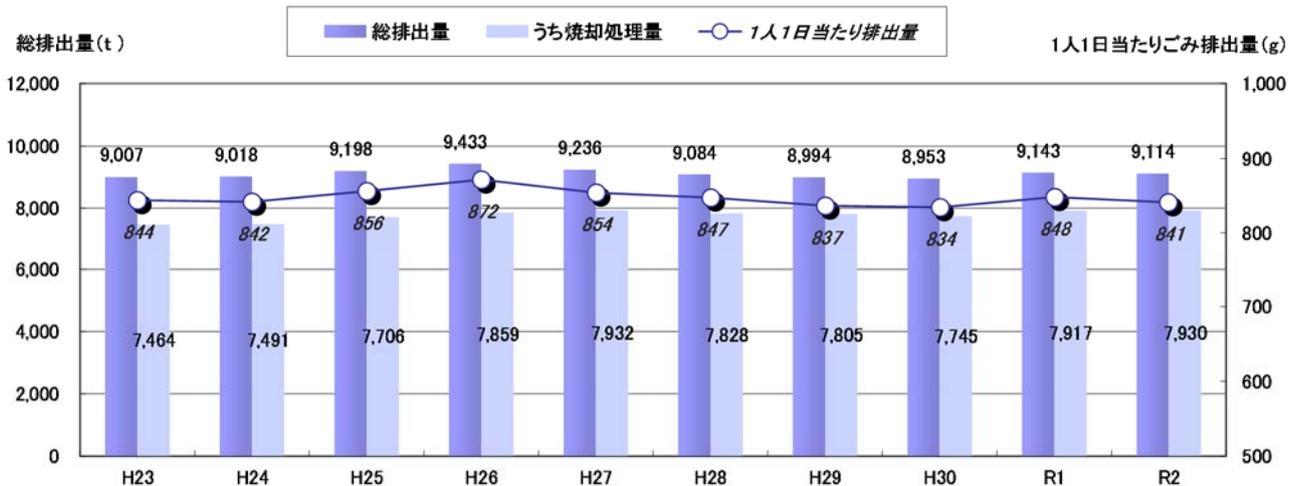
(4) 廃棄物・リサイクル

本町のごみ処理は、甘木・朝倉・三井環境施設組合の処理施設において行われています。

筑前町のごみの総排出量及び1人1日当たりごみ排出量は、2011年（平成23年）度から2020年（令和2年）度にかけて概ね横ばいに推移しています。なお、2020年（令和2年）度の1人1日当たりごみ排出量は841gで、福岡県（948g）を下回っています。

資源ごみ回収量は、2014年（平成26年）度までは概ね横ばいに推移していましたが、それ以降は減少傾向にあります。リサイクル率も近年減少傾向にあります。福岡県内をやや上回る水準で推移しています。

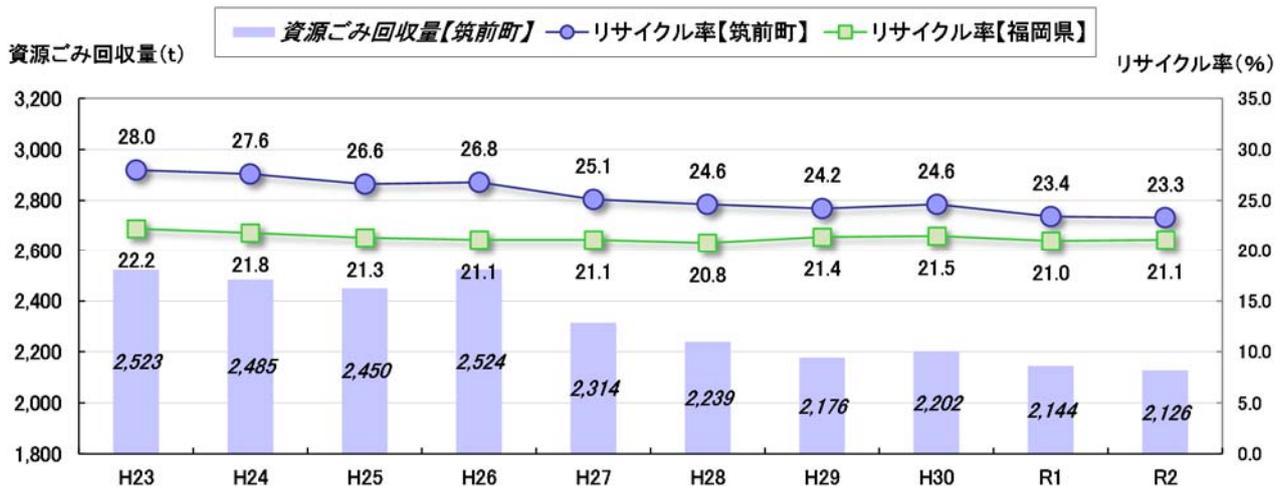
■ごみ排出量の推移



※総排出量と1人1日当たり排出量は、「一般廃棄物処理基本計画 筑前町(平成27年3月)」と同じ次の式で算出した。
 「総排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量」、「1人1日当たり排出量=総排出量/処理計画区域人口/365日」。

[資料:福岡県における一般廃棄物処理の現況(各年)]

■リサイクル率の推移



※資源ごみ回収量=(資源化総量+集団回収量)
 ※リサイクル率=(資源化総量+集団回収量)/(処理総量+集団回収量)×100

[資料:福岡県における一般廃棄物処理の現況(各年)]

4. 快適環境

(1) 上水道

水道普及率は、2021年（令和3年）度時点では63.9%（2015年（平成27年）度は39.6%）となっています。

[資料:筑前町]

(2) 下水道

下水道等普及率は、2021（令和3年）度末時点で90.3%（2015年（平成27年）度は89.7%）となっています。

[資料:筑前町]

(3) 都市公園

1人当たりの都市公園面積は、2020年（令和2年）度4.78㎡/人（2014年（平成26年）度4.76㎡/人）であり、福岡県の9.1㎡/人（2020年(令和2年)度）と比較して少ない状況といえます。

[資料:国土交通省 都市公園データベース(令和3年3月末)、筑前町公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)]



■安の里公園



■緑とスポーツのふれあい広場

(4) 河川・水辺

河川は、鈴野峠と砥上岳を結ぶ稜線を分水嶺として、南流する一級河川筑後川水系と北流する一級河川遠賀川水系に分けられます。一級河川(指定区間)は、草場川、曾根田川などの8河川、準用河川は長音寺川、太刀洗川などの5河川、普通河川は中牟田川、石櫃川などの24河川があります。

ため池は、農業用として牧の池、松延池及び湯の谷池など68箇所あります。

[資料:福岡県 農業用ため池マップ(令和3年3月時点)]



■曾根田川



■牧の池

(5) 歴史・文化

国指定文化財は4件、町指定文化財が7件あり、その他に国保有の考古資料「ヒルハタ遺跡 五面彫鑄型」があります。

その中で環境に関連するものとしては、国指定史跡「焼ノ峠古墳」、同「仙道古墳」や町指定天然記念物「上高場の大藤」、「松峡八幡宮の大樟」、「砥上神社のイチイガシ」などがあります。



■上高場の大藤



■仙道古墳

■指定文化財

指定の別	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
国	重要文化財 (考古資料)	峯遺跡十号甕棺出土品	一括	九州国立博物館	昭和63年6月6日
		栗田遺跡(経田地区) 出土祭祀遺物一括	一括	九州国立博物館	平成6年6月28日
	史跡	焼ノ峠古墳	1基	四三嶋	昭和50年2月15日
		仙道古墳	1基	久光	昭和53年5月6日
町	天然記念物	上高場の大藤	1株	上高場	平成17年3月22日
		松峡八幡宮の大樟	1株	栗田	平成17年3月22日
		砥上神社のイチイガシ	1株	砥上	平成17年3月22日
	重要文化財 (建造物)	大己貴神社	1棟	弥永	平成17年3月22日
	史跡	観音塚古墳	1基	砥上	平成17年3月22日
	有形民俗 文化財	追分石	1基	石櫃	平成17年3月22日
	重要文化財 (古文書)	筑前町内に所在する近世古絵図 (依井・弥永・高田・野町・山隈)	6舗・ 断片6片	依井	平成17年3月22日
その他	国保有 (考古資料)	ヒルハタ遺跡 五面彫鑄型	1箇	県立 九州歴史資料館	—

[資料:筑前町ホームページ]

■ 適応とは

温暖化対策には、大きく分けて「緩和」と「適応」の2つがあります。「緩和」は省エネや再生可能エネルギーの導入など温暖化ガスの排出を抑制することです。

そして、緩和を実施しても、自然災害や健康被害、農作物への被害等、すでに起こりつつある気候変動の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していくのが「適応」です。

● 農作物の被害



■ うんしゅうみかんの
浮皮(左)と健全果(右)

■ 白未熟粒(左)と
正常粒(右)の断面

[資料: 環境省 温暖化から日本を守る適応への挑戦 2012]

● 自然災害



■ 朝倉地域集中豪雨による被害
(2017年(平成29年)7月)

[資料: 広報ちくぜん 2017年8月号]

< 適応への取り組み >

温暖化に強い、福岡県産米「元気つくし」

- 夏季の高温により、水稻では米粒の中心が白い未熟な米となる等の品質低下が発生しています。
- 福岡県農林業総合試験場では、温暖化への適応策として、夏季の高温に強くて、食味が良く、つやと粘りがある水稻「元気つくし」を育成してきました。
- 「元気つくし」は、水稻の主要品種の一つ「ヒノヒカリ」に比べ、夏季の高温条件下でも、白未熟粒の発生が明らかに少ない特長を持っています。
- 2008年(平成20年)に育成した「元気つくし」は、良食味品種として作付を推進するとともに、CM等での広報活動による認知度向上に取り組んだ結果、2015年(平成27年)に県ブランド品種に位置付けられました。



■ 高温によって中心が白くなった米(左)
と元気つくし(右)

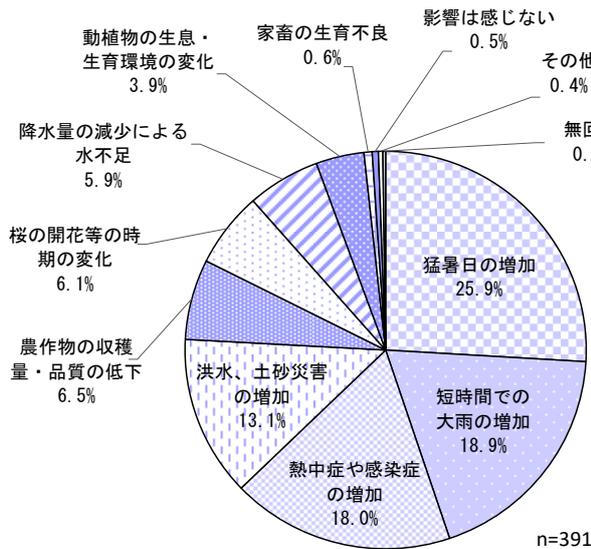
[資料: 福岡県地球温暖化対策実行計画(平成29年3月)、
めし丸元気つくしホームページ]



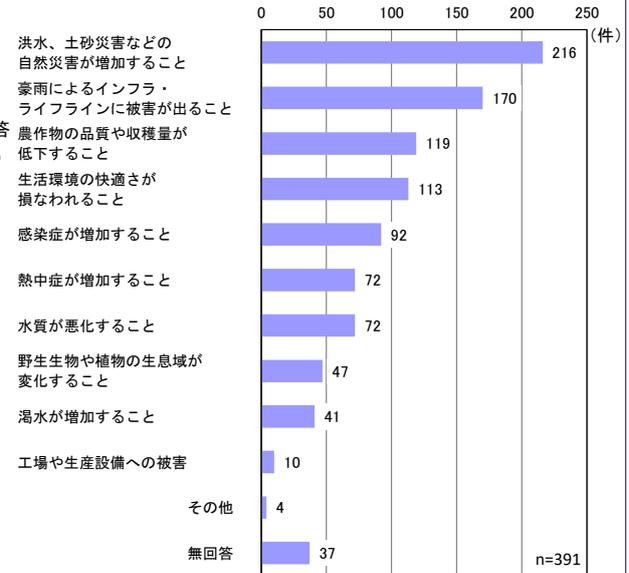
■地球温暖化の影響について

令和4年度に行った住民アンケート調査の結果によると、「猛暑日の増加」や「短時間での大雨の増加」など多くの住民の方々が地球温暖化の影響を身の回りで感じています。また、地球温暖化の影響に対応するために「洪水、土砂災害などの自然災害が増加すること」や「豪雨によるインフラ・ライフラインに被害が出ること」、「農作物の品質や収穫量が低下すること」に対する取り組みを重点的にすべきといった回答が多くありました。

■身の回りで感じる地球温暖化の影響



■地球温暖化の影響に対応するためにすべき取り組み



<防災・減災への取り組み／新潟市の取組事例>

「田んぼダム」により水田の持つ雨水貯留機能を向上

●田んぼダムとは、田んぼの排水ますに小さな穴をあけた板（調整板）を設置し、田んぼに降った雨水をゆっくり流すことにより、排水路の溢水が防止され、周辺の市街地や農地の浸水被害を軽減する取り組みです。



●農地を田んぼダムとして活用することで、農業生産の基盤が確保されるとともに、良好な田園景観や生物多様性保全も維持されています。

●平成23年7月の新潟・福島豪雨及び近年頻発する集中豪雨の際は、田んぼダムの実施により、農地や市街地の浸水被害の軽減へとつながりました。

[資料:環境省 自然の持つ機能の活用 その実践と事例(2019年3月)]

(2) 再生可能エネルギーの利用

町内では、町役場をはじめ、町内各小中学校、町営住宅の新太刀洗団地、新町団地、井手団地、篠隈団地への太陽光発電システムの導入や公用車へのハイブリッド自動車導入などの取り組みを行っています。特に、小・中学校の体育館は町の指定避難所※となっており、災害時の非常用電源として再生可能エネルギーの有効活用が期待できます。



■三輪小学校の太陽光発電システム

また、住宅用太陽光発電補助事業を実施し、事業が終了した2015年（平成27年）度までに、累計726件、総出力3,561kWの太陽光発電システムが導入されました。

※指定避難所：災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設。筑前町は小・中学校の体育館のほかに、めくば一「めくばり館」、コスモプラザ「敬老館」、夜須高原青少年自然の家、農業者トレーニングセンターを避難所に指定している。

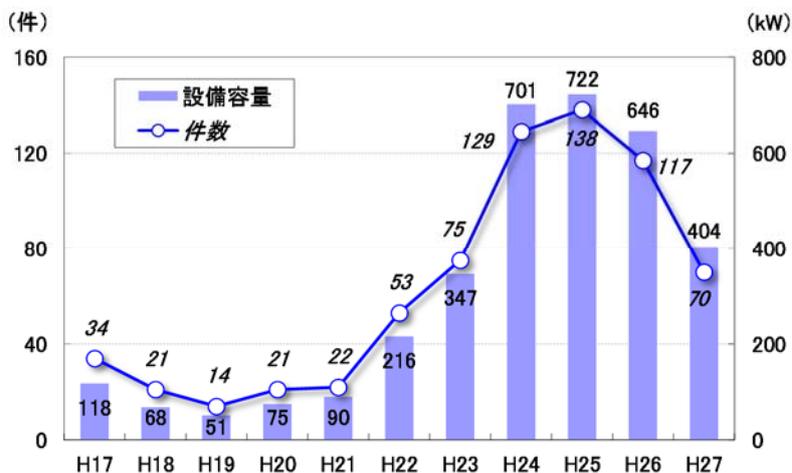
■公共施設の再生可能エネルギーの導入状況

施設	設備容量	運転開始年月
町役場(本庁舎)	太陽光 50kW	平成 24 年 3 月
★町内 4 小学校・2 中学校	太陽光 9kW、風力 1kW	平成 23 年 1 月
新太刀洗団地	太陽光 3kW	平成 16 年 3 月
新町団地	太陽光 3kW	平成 19 年 2 月
井手団地 A・B 棟	太陽光 3kW	平成 20 年 3 月
井手団地 C 棟	太陽光 3kW	平成 21 年 3 月
篠隈団地	太陽光 3kW	平成 24 年 9 月

★印は指定避難所を示す。

[資料：筑前町]

■住宅用太陽光発電補助事業の実績



[資料：筑前町]

(3) 二酸化炭素排出量

1) 二酸化炭素排出量の推移

町内の二酸化炭素排出量は、2013年（平成25年）度以降減少傾向にあります。

2019年（令和元年）度で212,612 t-CO₂となっており、2013年（平成25）と比べて約22%減少しています。

一人当たりの二酸化炭素排出量は、全国や福岡県と比較して少ないといえますが、これは大規模な工場団地などがいないためと考えられます。

■二酸化炭素排出量の推移

単位：t-CO₂

部門	区分	二酸化炭素排出量(t-CO ₂)							令和元年度の部門別割合	平成25年度からの増減率
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		
家庭部門		34,497	30,564	27,494	27,887	26,204	18,471	18,251	8.6%	-47.1%
業務部門		63,497	63,203	60,267	48,763	45,483	41,626	42,602	20.0%	-32.9%
産業部門		102,670	110,107	107,677	87,380	68,556	79,559	79,374	37.3%	-22.7%
	製造業	87,320	94,722	91,734	71,605	53,432	66,440	66,565	31.3%	-23.8%
	建設業・鉱業	2,170	2,265	1,862	1,641	1,691	1,430	1,360	0.6%	-37.3%
	農林水産業	13,180	13,119	14,081	14,133	13,433	11,689	11,449	5.4%	-13.1%
運輸部門		68,425	67,537	64,403	64,487	65,996	68,483	69,185	32.5%	1.1%
	自動車(旅客)	30,091	29,629	27,361	27,580	27,704	27,637	27,347	12.9%	-9.1%
	自動車(貨物)	36,048	35,702	34,884	34,805	36,256	38,955	39,987	18.8%	10.9%
	鉄道	2,285	2,205	2,158	2,102	2,037	1,892	1,851	0.9%	-19.0%
廃棄物部門		3,153	3,201	3,202	3,159	3,160	3,167	3,200	1.5%	1.5%
	一般廃棄物	3,153	3,201	3,202	3,159	3,160	3,167	3,200	1.5%	1.5%
	合計	272,243	274,612	263,042	231,676	209,398	211,306	212,612	100.0%	-21.9%

※運輸部門(自動車)以外の二酸化炭素排出量は、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版(平成22年8月)」に準じて、最新の統計資料を収集整理して排出量実態を算定した。算定は、福岡県または全国の炭素排出量の原単位に筑前町の活動量(例:家庭部門は世帯数)を乗じて排出量を推計する按分手法で行った。

※運輸部門(自動車)の二酸化炭素排出量は、環境省の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(令和4年3月)」に記載されている道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法により推計した。

●二酸化炭素の排出部門の定義

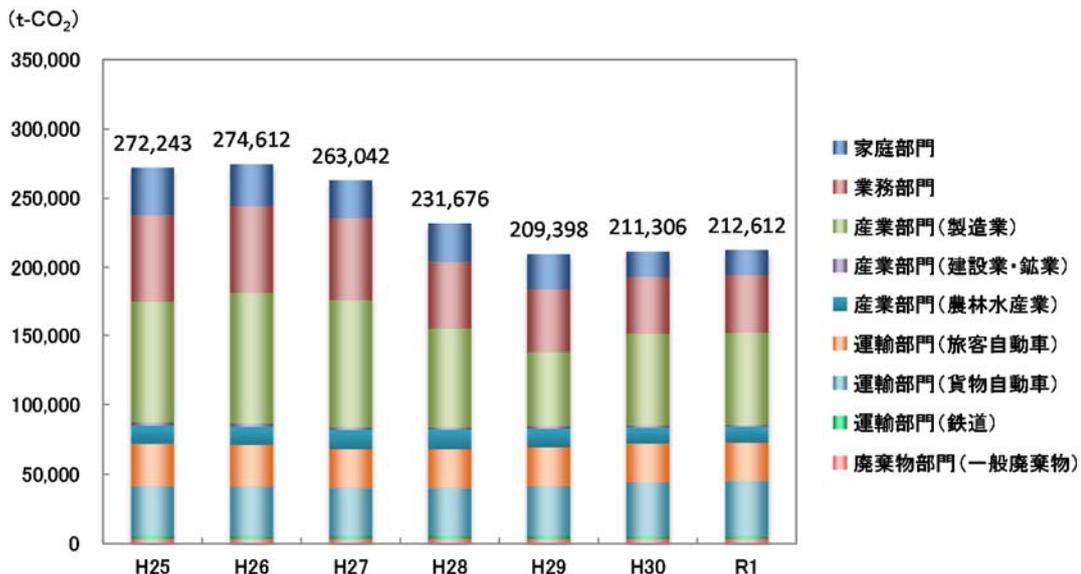
家庭・業務部門：家庭及び業務（商業、サービス業、公務などの第三次産業）におけるエネルギー消費（自動車利用に関するものを除く）を対象とする部門です。

産業部門：第一次産業（農林水産業）及び第二次産業（鉱業、建設業、製造業）の産業活動によるエネルギー消費（自動車利用に関するものを除く）を対象とする部門です。

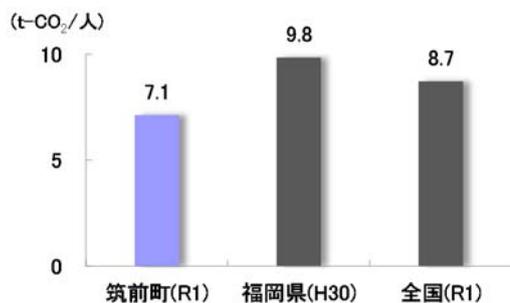
運輸部門：人や物の輸送に伴うエネルギー消費を対象とする部門です。

廃棄物部門：廃棄物の焼却に伴い排出される二酸化炭素を対象とする部門です。廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物とがありますが、この計画では一般廃棄物の焼却（プラスチック、合成繊維くず）を対象としています。

■二酸化炭素排出量の推移



■県・全国との一人当たり二酸化炭素排出量の比較

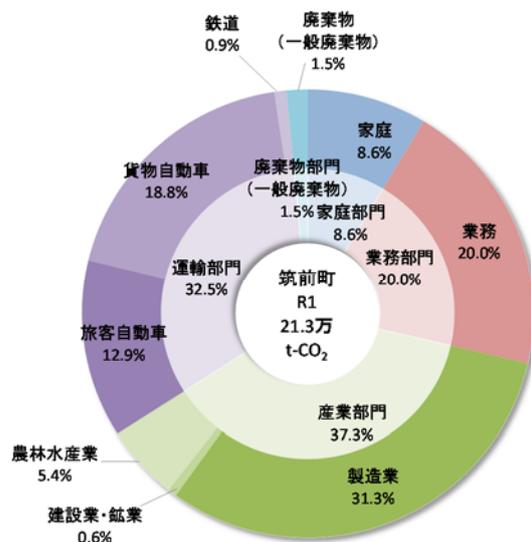


※福岡県は福岡県環境白書(令和3年版)、全国は日本の温室効果ガス排出量データ(1990~2020年度)確報値(国立環境研究所)をもとに作成。
 ※福岡県は令和元年度の排出量が未公表であるため、平成30年度の値を用いて比較している。

2) 二酸化炭素排出量の部門別内訳

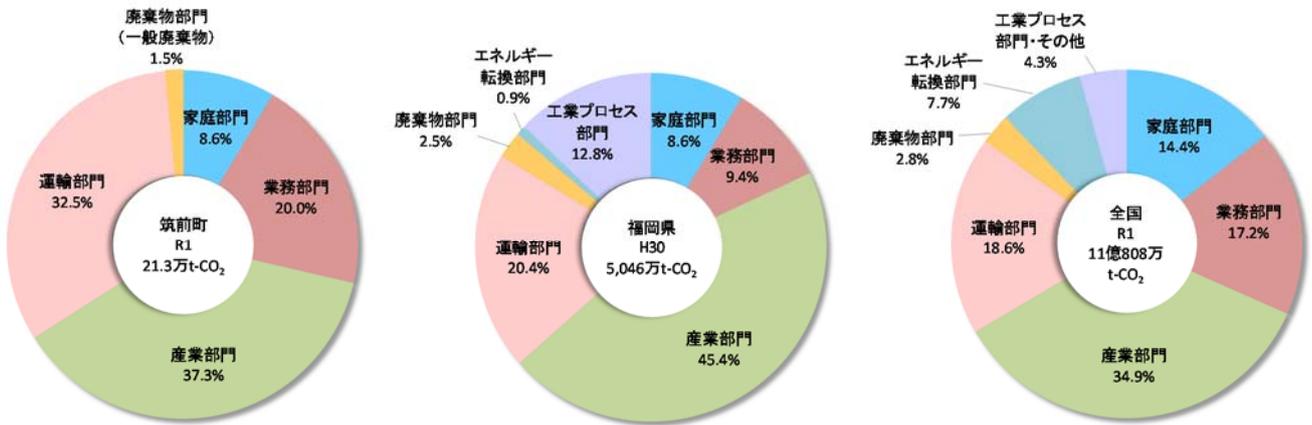
2019年(令和元年)度の二酸化炭素排出量の部門別内訳をみると、家庭部門が約9%、業務部門は約20%、産業部門が約37%、運輸部門が約33%を占めており、廃棄物部門(一般廃棄物)が約2%となっています。

■二酸化炭素排出量の部門別割合(2019年(令和元年)度)



全国及び福岡県の二酸化炭素排出量と比較すると、筑前町は、業務部門と運輸部門の割合が大きくなっています。

■ 県・全国との二酸化炭素排出量の部門別割合の比較



※福岡県は令和元年度の排出量が未公表であるため、平成30年度の値を用いて比較している。

[資料 県 : 福岡県環境白書(令和3年版)
 全国: 日本の温室効果ガス排出量データ(1990~2020年度)確報値
 (国立環境研究所)]

● 福岡県と全国の二酸化炭素排出量 (筑前町との相違点)

- ・ 運輸部門：自動車、鉄道、国内船舶、国内航空 (筑前町は自動車と鉄道のみ)
- ・ 廃棄物部門：一般廃棄物、産業廃棄物 (筑前町は一般廃棄物のみを対象)
- ・ 工業プロセス部門：セメント製造、生石灰製造、鉄鋼製造、アンモニア製造 (筑前町は該当なし)
- ・ エネルギー転換部門：電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者 (筑前町は該当なし)

6. 住民・事業者意識

(1) 住民アンケート調査

■調査の概要

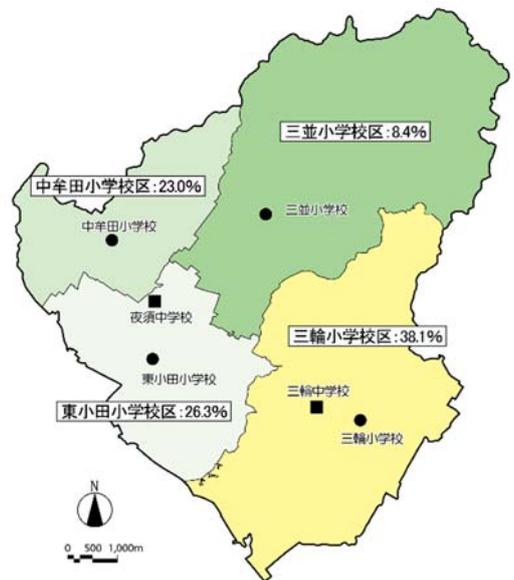
計画の中間見直しにあたって、2022年(令和4年)8月上旬から8月下旬にかけて、18歳以上の住民から1,000人を実無作為に抽出し住民アンケート調査(以下、表・グラフ中には「R4」と示します。)を行いました。回収率は39.1%でした。

回答者を校区別にみると、三輪小学校校区が38.1%、東小田小学校校区が26.3%、中牟田小学校校区が23.0%、三並小学校校区が8.4%でした。

調査結果は、計画の改定時(2016年(平成28年)度)に実施した調査(以下、表中には「H28」と示します。)と同じ項目を比較しています。

なお、一部のグラフでは、過去に実施したアンケートの調査結果と比較しているものもあります。

■地区別回答者の割合



[資料:令和4年度住民アンケート調査]

■身近な環境に満足していますか？

満足の割合が高いのは、前回と同様に、「周辺の静けさ」、「自然景観の美しさ」で、低いのは、「住民のモラル」や「ポイ捨てなどの散乱ごみ」の項目でした。また、不満の原因としては、ポイ捨てやペットのふんの後始末などのモラルの低さが依然として多く指摘されています。

《満足していること》

項目	R4		H28	
	順位	割合※	順位	割合※
周辺の静けさ	1位	66.5%	1位	66.9%
自然景観の美しさ	2位	64.2%	2位	62.9%
空気のきれいさ	3位	58.5%	4位	53.4%
緑とのふれあい	4位	52.9%	3位	55.6%
川や池の水のきれいさ	5位	49.1%	6位	45.2%

※「かなり満足」と「やや満足」と答えた人の割合を示す。

《不満に思っていること》

項目	R4		H28	
	順位	割合※	順位	割合※
環境に関する住民モラル	1位	32.7%	1位	35.5%
ポイ捨てなどの散乱ごみ	2位	32.5%	2位	31.5%
空気のきれいさ	3位	28.1%	3位	23.9%
公園などの充実	4位	22.0%	4位	23.3%
川や池の水のきれいさ	5位	21.5%	5位	19.7%

※「かなり不満」と「やや不満」と答えた人の割合を示す。

《不満の原因》※複数回答

項目	R4		H28	
	順位	回答数	順位	回答数
空き缶やタバコのポイ捨て	1位	95	1位	122
ペットのふんの後始末	2位	67	3位	90
野焼きの煙やにおい	3位	66	4位	62
ごみの不法投棄	3位	66	4位	62

■この16年間、「身近な環境への満足度」は変化している？

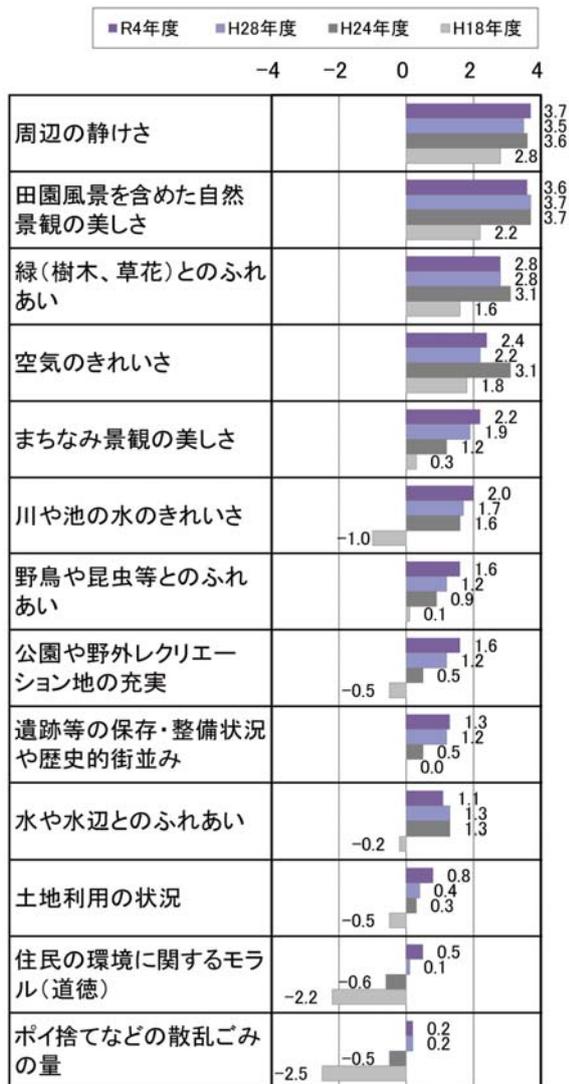
身近な環境への満足度を年度別で見ると、2022年（令和4年）度と2016年（平成28年）度は、全ての項目において満足度にほとんど差は見られませんでした。

2022年（令和4）年度と2012年（平成24年）度については、「まちなみ景観の美しさ」や「公園や野外レクリエーション地の充実」などの項目で満足度が1点以上増加していました。

2016年（平成28年）度からの6年間では満足度に大きな変化は見られませんが、2006年（平成18年）度からの16年間では、地域の環境に対する住民の満足度は向上していることが分かります。

※住民アンケート調査は、回答者を無作為に抽出しているため、ある年度にたまたま満足度が高い人（または低い人）ばかりが抽出された可能性もある。

■身近な環境への満足度(点数が高い順)



●評価点の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点(満足度)を算出する。

$$\text{評価点} = \frac{\begin{matrix} \text{「かなり満足」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ + \\ \text{「やや満足」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ + \\ \text{「やや不満」の回答者数} \times -5 \text{ 点} \\ + \\ \text{「かなり不満」の回答者数} \times -10 \text{ 点} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{「かなり満足」} \\ \text{「やや満足」} \\ \text{「どちらともいえない」} \\ \text{「やや不満」} \\ \text{「かなり不満」} \\ \text{の回答者数} \end{matrix}}$$

この方法により、評価点(満足度)は10点～-10点の間に分布し、中間点の0点を境に、プラス値が大きくなるほどより高い満足度を表し、逆にマイナス値が大きくなるほど満足度が低いことになる。

■環境にいいことしていますか？

環境保全・創造のために実施していることは、「マイバッグ持参」が最も多く、続いて「ものを長く使う」、「節電」など、身近な暮らしに関わる行動が上位を占めました。

今後実施したい行動については、「ものを長く使う」、「食品ロスを減らす」に実施意向がみられます。

《実施していること》

項目	R4		H28	
	順位	割合※	順位	割合※
買い物袋（マイバッグ）を持参している	1位	68.5%	25位	20.3%
ものを長く使う	2位	66.5%	3位	62.5%
照明などはこまめに消す	2位	66.5%	1位	67.7%
排水口に油などが混入しないように気をつけている	4位	65.2%	1位	67.7%
急な加減速が少ない運転	5位	61.8%	4位	60.5%

※「いつも実施している」と答えた人の割合を示す。

《今後実施したいこと》

項目	R4		H28	
	順位	割合※	順位	割合※
ものを長く使う	1位	69.6%	1位	72.9%
食品ロスを減らす	2位	68.8%	—	—
照明などはこまめに消す	3位	68.0%	2位	71.5%
冷蔵庫の扉の開閉を少なくし、開けている時間を短くする	3位	68.0%	9位	66.9%
できるだけごみを出さない	5位	67.3%	4位	69.7%

※「実施したい」と答えた人の割合を示す。

一方、現在実施していない行動は、様々な活動への参加などが依然として上位です。実施するつもりがない行動としては、「歴史的保存活動への参加」や「自然保護活動への参加」の割合が高くなっています。

《実施していないこと》

項目	R4		H28	
	順位	割合※	順位	割合※
自然保護活動へ参加する	1位	77.2%	2位	79.9%
歴史的保存活動へ参加する	2位	75.4%	1位	80.5%
生ごみ処理機等の利用	3位	70.1%	4位	71.3%
山や農地の管理活動	4位	68.8%	3位	73.3%
地域の緑化活動に参加する	5位	61.4%	5位	69.5%

※「実施していない」と答えた人の割合を示す。

《実施するつもりがないこと》

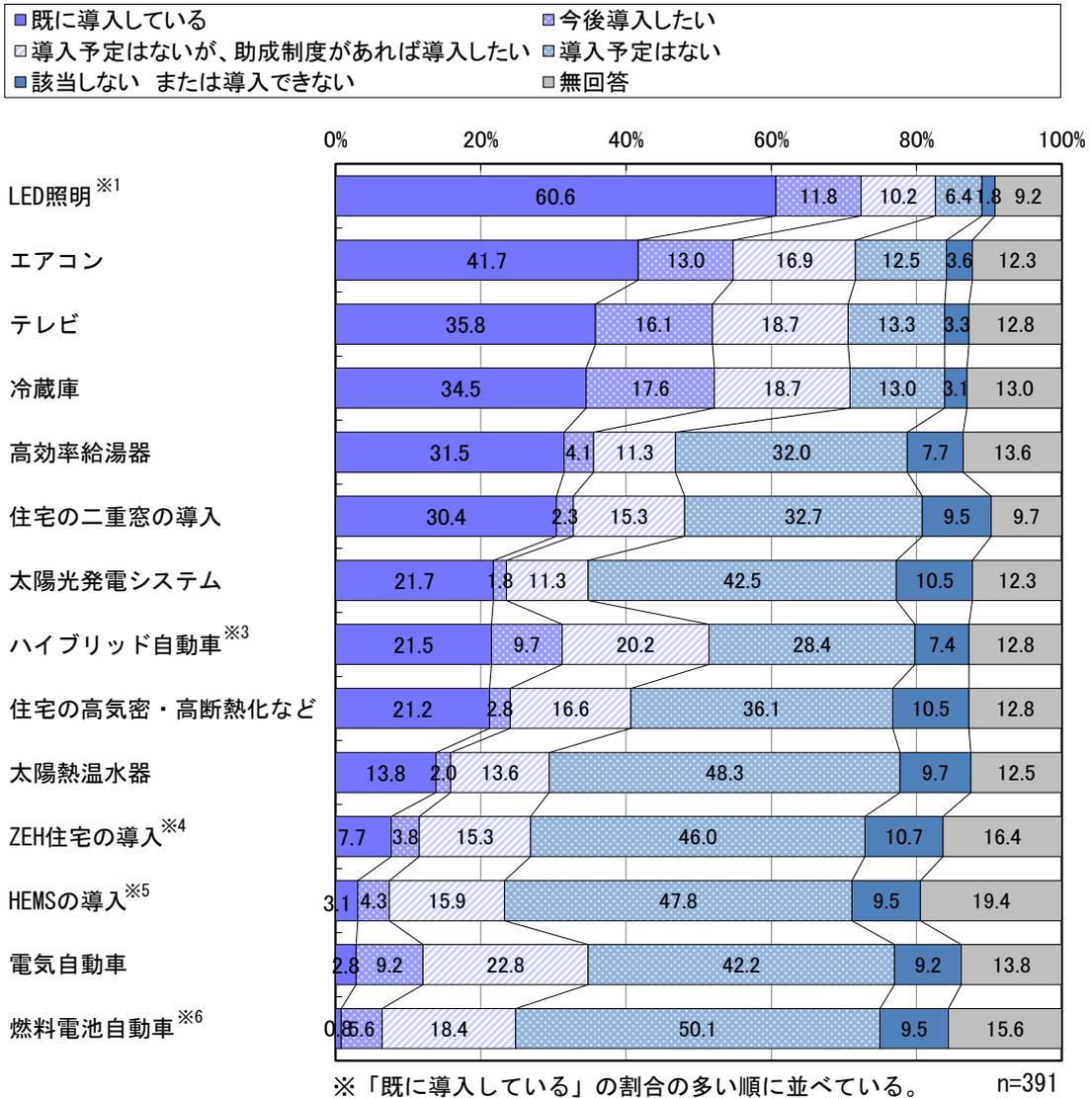
項目	R4		H28	
	順位	割合※	順位	割合※
歴史的保存活動への参加	1位	39.9%	2位	36.1%
自然保護活動への参加	2位	39.1%	5位	34.7%
山や農地の管理活動	3位	37.1%	3位	35.5%
公共交通機関の利用	4位	36.1%	3位	35.5%
生ごみ処理機等の利用	5位	34.3%	1位	43.4%

※「実施するつもりはない」と答えた人の割合を示す。



■省エネルギー・再生可能エネルギー機器や設備の導入は？

LED照明^{※1}やトップランナー基準^{※2}に適合した家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫）は他の機器・設備と比較して、現在の導入率、今後の導入意向も高いという結果です。



※1 LED照明：消費電力が少ない発光ダイオードを使った電球など。
 ※2 トップランナー基準：国が指定した、車や家電製品などに対して、最も省エネ性能に優れている機器をトップランナーに選び、そのエネルギー消費効率を基準値とする考え方。機器の製造メーカーに省エネ製品の開発・製造を促すための基準。
 ※3 ハイブリッド自動車：エンジンとモーターなど、複数の動力で走る自動車。
 ※4 ZEH（ゼッチ）住宅：外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。
 ※5 HEMS（ヘムス）：情報技術を駆使して一般住宅のエネルギーを管理するシステム。太陽光発電パネルなどの発電設備、家電製品や給湯機器などをネットワークでつなぎ、自動制御する。
 ※6 燃料電池自動車：水素と酸素を化学反応させて電気をつくる「燃料電池」を搭載し、モーターで走る自動車。

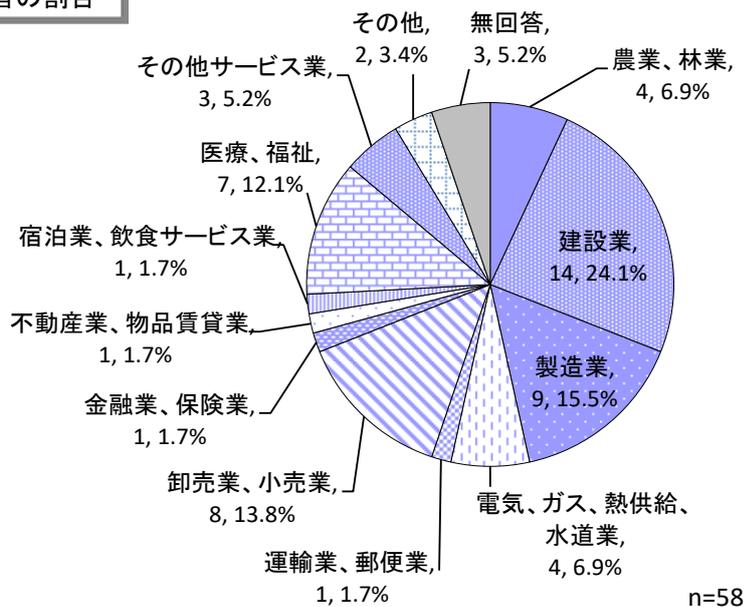
(2) 事業者アンケート調査

■調査の概要

2022年（令和4年）8月上旬から8月下旬にかけて、町内の事業所から100社を業種に応じて作為抽出し事業者アンケート調査を行いました。回収率は58.0%でした。

業種別にみると、建設業が24.1%で最も多く、次いで製造業、卸売業・小売業となっています。また、従業員数は10人以上50人未満の事業所が31.0%で、10人未満が最も多く50.0%を占めました。

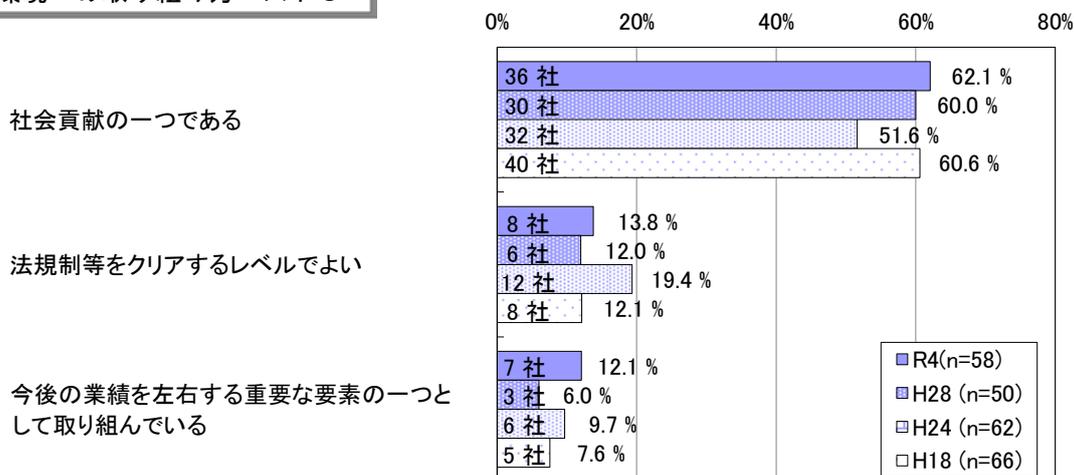
■業種別回答者の割合



■環境への取り組みと企業活動のあり方は？

「社会貢献の一つ」と答えた事業所が62.1%と最も多く、前回よりも増加しています。

■環境への取り組み方ベスト3



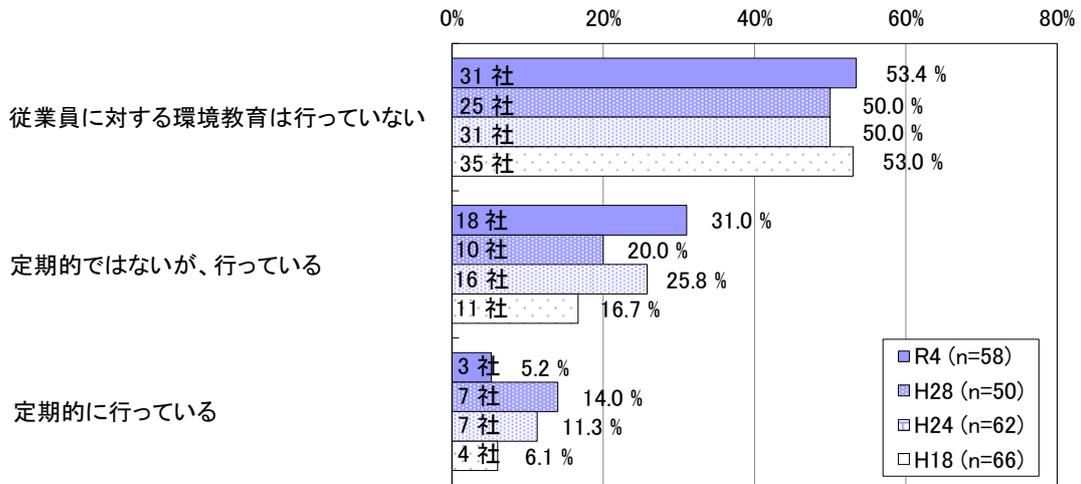
■環境配慮に関する計画や組織はありますか？

現在、環境配慮に関する計画や組織を設けていない事業所が約 80～90%を占め、今後も設ける予定がない事業所は約 50～60%を占めています。

■従業員への環境教育をしていますか？

環境配慮に関する社員教育はしていない事業所が 53.4%を占め、前回と同レベルです。

■環境教育を実施している割合



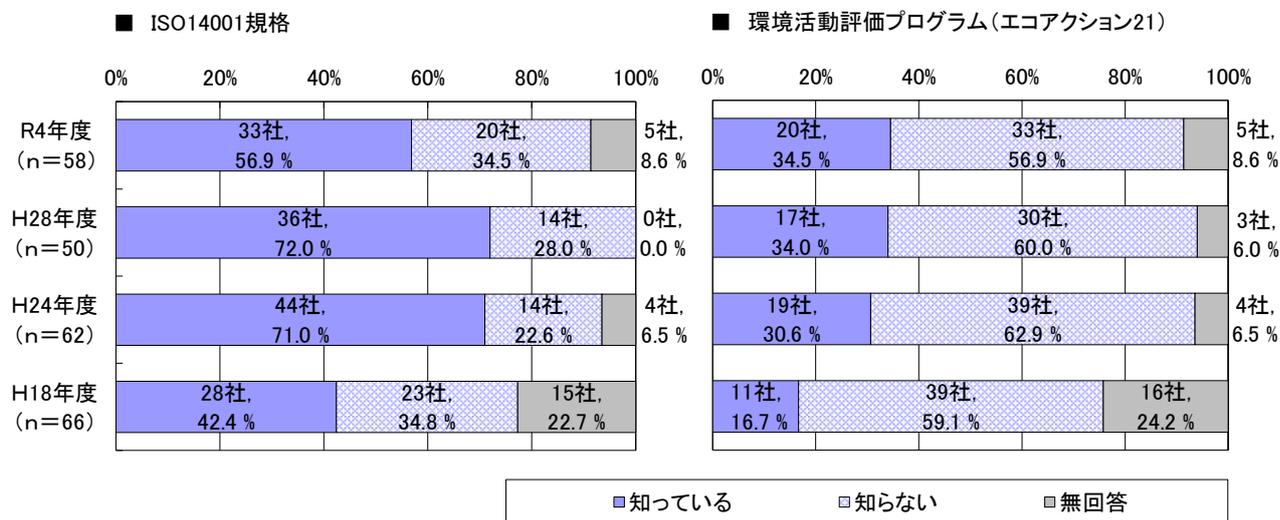
■従業員への環境教育の方法は？

「環境に関する情報等は掲示や社内報を活用して、従業員に提供している」事業所が 38.1%と最も多く、次いで「新入社員研修、管理職研修等の階層別研修の中で実施している」事業所が 28.6%でした。

■環境マネジメントシステムの認知度と取得状況は？

ISO14001 の認知度は 56.9%で前回よりも低く、EA (エコアクション) 21 は 34.5%で前回よりもやや高いという結果になっています。

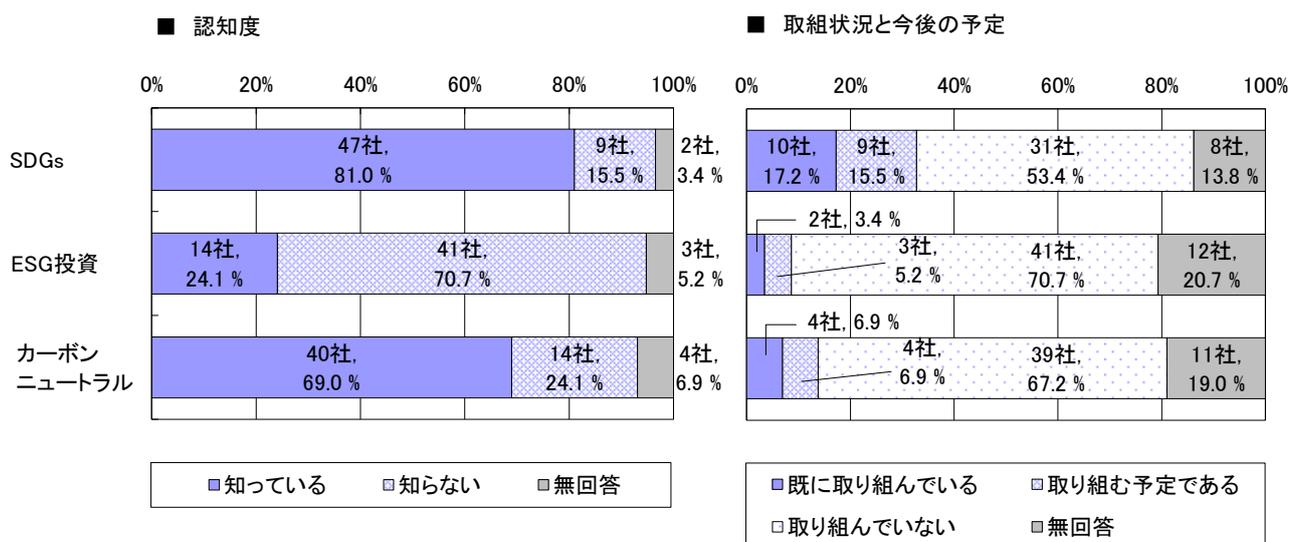
既に取得済みの事業所は、ISO14001 が 5 社 (建設業、製造業、その他サービス業)、EA21 は 1 社 (その他サービス業) でした。



■環境に関する新しい取り組みの認知度と取り組み状況は？

SDGs の認知度は 81.0%で最も高く、次いでカーボンニュートラルが 69.0%、ESG 投資は最も低く 24.1%となっています。

SDGsに既に取り組んでいる事業所は 10 社 (製造業、卸売業・小売業、建設業、金融業・保険業、その他サービス業) となっています。ESG 投資[※]は 2 社 (製造業、金融業・保険業)、カーボンニュートラルは 4 社 (農業・林業、建設業、金融業・保険業、業種不明) という結果となっています。



※ESG 投資:環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。環境、社会、企業統治への配慮が企業の持続的成長や中長期的収益につながり、長期的なリターンが期待できるという経済的価値観に基づいた考え方となっている。

■環境保全の取り組み状況と今後の予定は？

実施率が高い取り組みは、空調の清掃・点検、節電、紙の使用量削減、ごみの減量、事業所周辺の美化活動の順となっています。

今後実施していく意向が高い取り組みは、環境保全活動への協力、緑化活動への参加や協力、ごみ・リサイクル責任者を置く、空調の適温化、従業員の節水行動、景観の保全活動への参加、電力消費の見える化の順となっています。

今後も実施予定がない取り組みは、ノーマイカーデーの設定が前回と同様に多くあげられています。

《環境保全行動の取り組み状況》

項目	R4		H28	
	順位	割合※	順位	割合※
空調フィルターを定期的に清掃・点検する	1位	84.5%	4位	64.0%
昼休みや使っていない部屋の照明をこまめに消す	2位	79.3%	3位	70.0%
紙の使用枚数を減らす工夫を徹底する	3位	77.6%	1位	72.0%
事業所のごみを減らすよう努力する	3位	77.6%	1位	72.0%
事業所周辺の美化清掃活動を行う	5位	75.9%	5位	56.0%

※「実施している」と回答した事業所の割合を示す。

《実施検討中の取り組み》

項目	R4		H28	
	順位	割合※	順位	割合※
国や地方公共団体が提唱する環境保全活動に協力する	1位	25.9%	2位	36.0%
市民団体・町が行う緑化保全活動に参加・協力する	2位	22.4%	1位	46.0%
ごみの減量・リサイクルの責任者（担当者）を置く	2位	22.4%	9位	18.0%
空調の適温化[暖房 20℃以下、冷房 28℃程度]を徹底する	4位	20.7%	5位	22.0%
従業員の節水行動を徹底する	5位	17.2%	15位	14.0%
歴史的まち並み景観を保存する活動に参加する	5位	17.2%	3位	30.0%
デマンド管理や電力消費監視システムなどによる電力消費の見える化を実施している	5位	17.2%	7位	20.0%

※「実施を検討中」と回答した事業所の割合を示す。

《今後も実施予定がない取り組み》

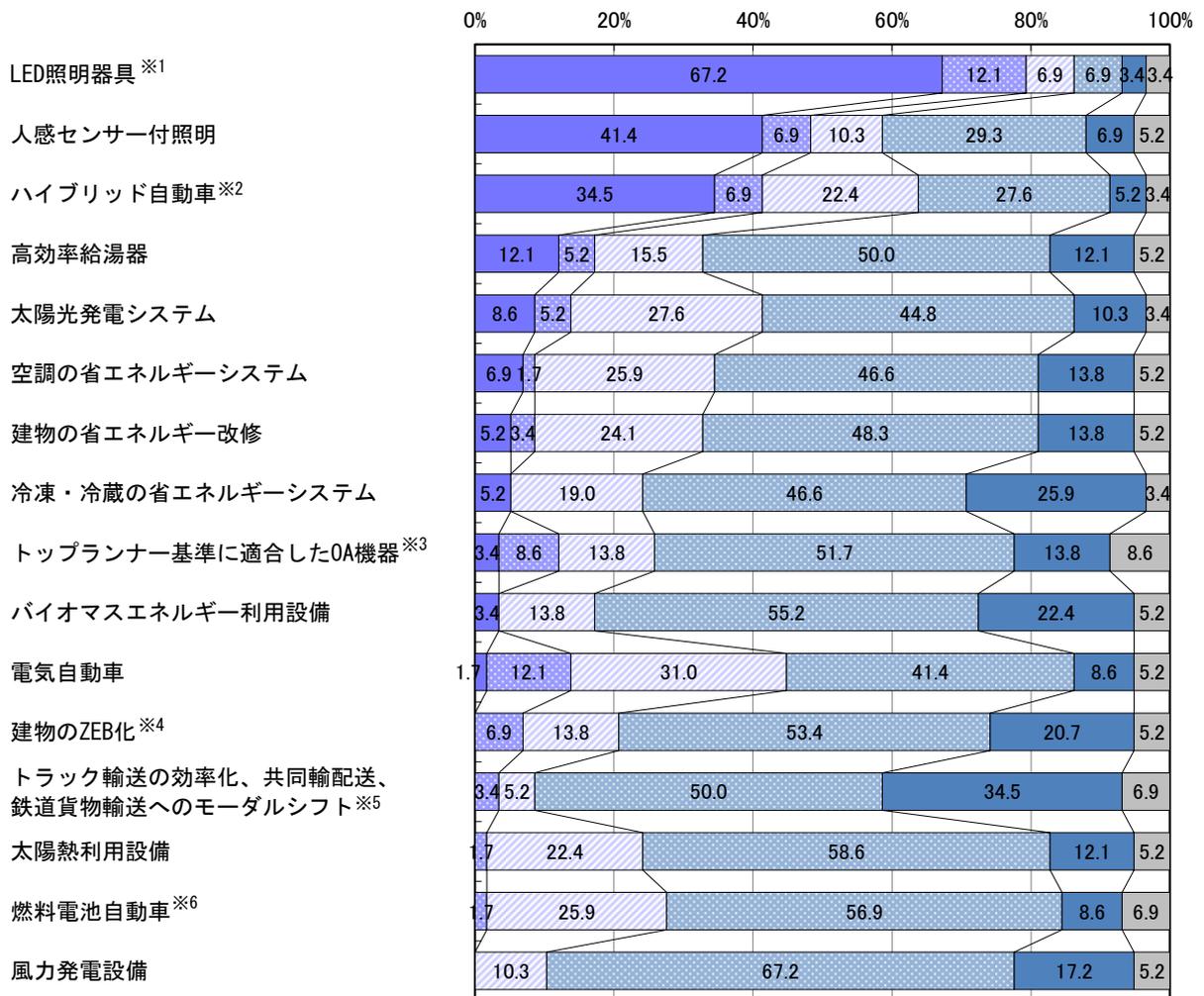
項目	R4		H28	
	順位	割合※	順位	割合※
ノーマイカーデーを設ける	1位	50.0%	1位	38.0%
環境を守るための取り組み状況を公表する	2位	36.2%	2位	32.0%
デマンド管理や電力消費監視システムなどによる電力消費の見える化を実施している	3位	31.0%	4位	26.0%
ごみの減量・リサイクルの責任者（担当者）を置く	4位	25.9%	6位	20.0%
排熱を回収してエネルギー源とする	4位	25.9%	8位	14.0%

※「今後も実施する予定はない」と回答した事業所の割合を示す。



■省エネルギー・再生可能エネルギー機器や設備の導入は？

LED照明^{※1}は67.2%（39社）、人感センサー付照明は41.4%（24社）、ハイブリッド自動車^{※2}は34.5%（20社）の事業所が導入済みで、「今後導入したい」という回答の割合が高いのはLED照明と電気自動車となっています。



※「既に導入している」の割合の多い順に並べている。 n=58

※1 LED照明:消費電力が少ない発光ダイオードを使った電球など。
 ※2 ハイブリッド自動車:エンジンとモーターなど、複数の動力で走る自動車。
 ※3 トップランナー基準:国が指定した、車や家電製品などに対して、最も省エネ性能に優れている機器をトップランナーに選び、そのエネルギー消費効率を基準値とする考え方。機器の製造メーカーに省エネ製品の開発・製造を促すための基準。
 ※4 ZEB(ゼブ):ビルにおけるエネルギー消費量を、IT 技術や省エネ技術、再生可能エネルギーの利用をとおして削減し、限りなくゼロにしているビルのことを指します。
 ※5 モーダルシフト:トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。
 ※6 燃料電池自動車:水素と酸素を化学反応させて電気をつくる「燃料電池」を搭載し、モーターで走る自動車。

■提供してほしい環境情報の内容は？

前回と同様に「省エネルギー設備の導入に対する助成制度」が最も多く、次いで「他企業の取組に関する情報」、「再エネ設備機器の設置に対する助成制度」への要望が多くなっています。

《提供してほしい環境情報》※複数回答（3つまで）

項目	R4		H28	
	順位	割合※	順位	割合※
省エネルギー設備の導入に対する助成制度	1位	51.7%	1位	44.0%
他企業の取組に関する情報	2位	31.0%	3位	30.0%
再エネ設備機器の設置に対する助成制度	2位	31.0%	8位	16.0%
企業ができる環境保全行動に関する情報	4位	29.3%	4位	24.0%
環境問題の現状に関する情報	5位	27.6%	2位	38.0%

※情報を選択した事業所の割合を示す。



第3章

目指す環境の姿と目標



1. 第二次計画の評価

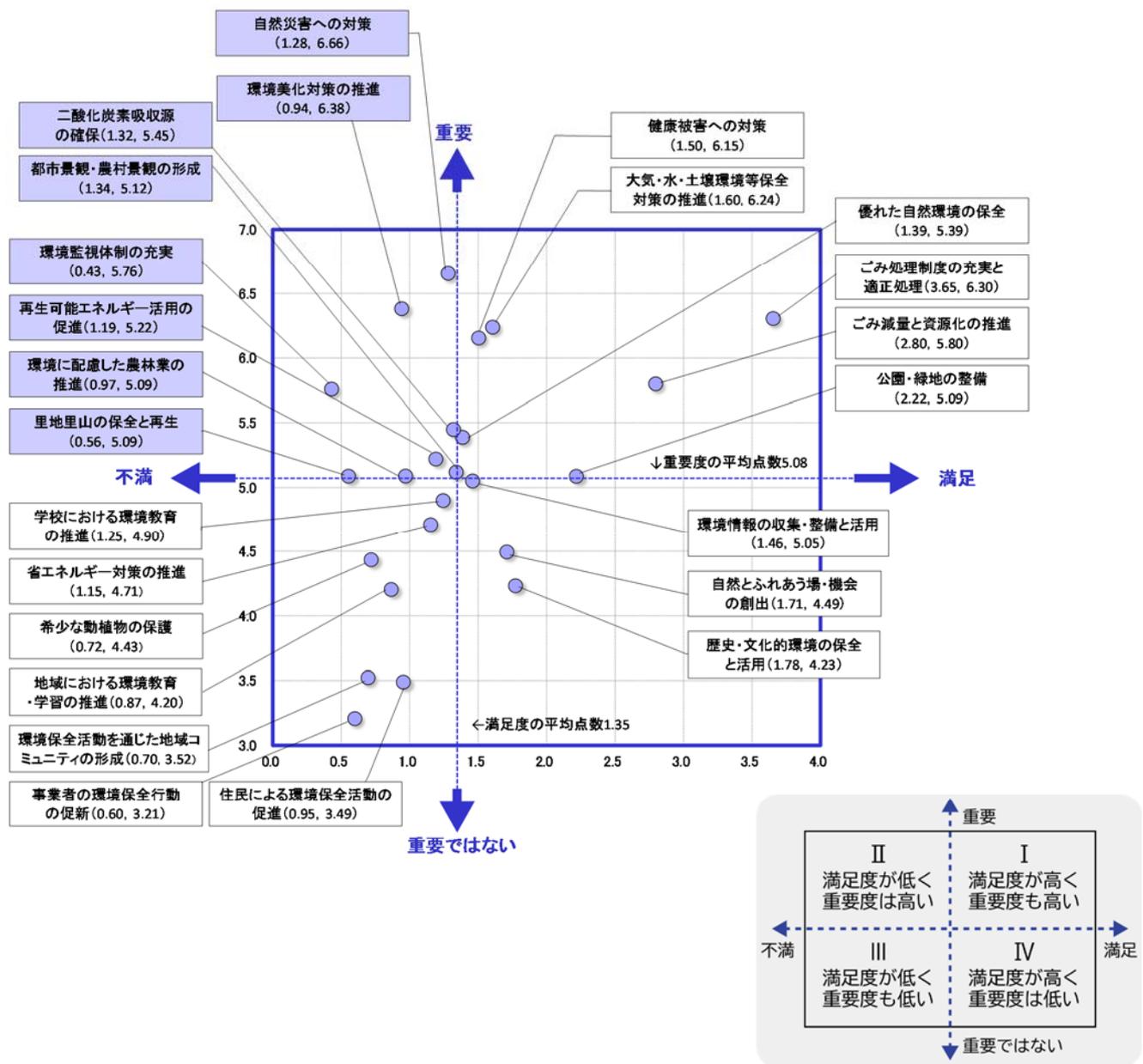
(1) 住民の評価

計画の見直しにあたって、2022年（令和4年）度実施した住民アンケート調査では第二次計画であげていた「主要な施策」についての満足度と重要度を聞き、評価点を算定しました。（評価点の算定方法は32ページに記載しています。）

満足度が平均点より低く、重要度が平均点より高い（Ⅱ象限）施策は、24施策のうち8施策あり、その中でも「環境監視体制の充実」、「里地里山の保全と再生」の満足度が低くなっています。

一方、「ごみ処理制度の充実と適正処理」、「ごみ減量と資源化の推進」は満足度と重要度ともに高くなっています。

■第二次計画の施策についての満足度と重要度



(2) 基本施策の実施状況

庁内関係各課により、第二次計画の計画期間前半（2018年（平成30年）～2021年（令和3年））での施策の実施状況を調査した結果、85施策の全てで取り組みの着手、推進、着手のための何らかの準備が実施されていました。計画目標年度の2027年（令和9年）度に向けて、今後も施策を推進する必要があります。

(3) 数値目標の達成状況

第二次計画における24件の数値目標のうち、中間見直し年度である2022年（令和4年）度に把握できる実績では、既に達成している項目は9件で、達成率は約38%です。

目標を達成している項目は、目標値の引き上げなどを検討します。達成の見込めない項目については、その原因を把握し、現状に沿った目標値の改定を行います。

■「美しい自然と共生する」ための数値目標

	基準値 (基準年度)	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	進捗 状況	単位
保安林指定面積(総合計画)	591.97	595.34	現況より増加	達成	ha
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		
筑前町自然環境保全条例に基づく 自然環境保全地域(総合計画)	2,735	2,735	2,735	達成	ha
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		
緑とのふれあいに関する 住民の満足度	55.6 ^{※1}	52.9	58.0	↓	%
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		
野鳥や昆虫等とのふれあいに関する 住民の満足度	35.1 ^{※1}	38.4	39.0	↑	%
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		
水や水辺とのふれあいに関する 住民の満足度	35.3 ^{※1}	34.8	39.0	↓	%
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		
川や池の水のきれいさに関する 住民の満足度	45.2 ^{※1}	49.1	53.5	↑	%
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		

※1 満足度には示す値は、住民アンケート調査で「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合を示す。

「進捗状況」の↑は現況値が目標値に近づきつつあること、↓は目標値達成から遠のきつつあること、→は変化なしを示す。

■「住みやすいまちにする」ための数値目標（後表に続く）

	基準値 (基準年度)	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	進捗 状況	単位
河川BOD値 ^{※1} (総合計画) ※町内全ての観測地点	2.3	1.1	2.0	達成	mg/L
	2016年(H28年)度	2021年(R3年)度	2026年(R8年)度		
汚水処理人口普及率 (総合計画:汚水処理施設の整備状況を表す指標)	99.5	99.8	100	↓ ^{※2}	%
	2016年(H28年)度	2021年(R3年)度	2026年(R8年)度		
公共下水道水洗化率(総合計画)	81.0	86.2	91.6	↑	%
	2016年(H28年)度	2021年(R3年)度	2026年(R8年)度		
農業集落排水水洗化率(総合計画)	91.3	94.0	93.3	達成	%
	2016年(H28年)度	2021年(R3年)度	2026年(R8年)度		
資源ごみ回収量(総合計画)	2,239	2,127	2,500	↓ ^{※3}	t
	2016年(H28年)度	2021年(R3年)度	2026年(R8年)度		
焼却処分等のごみの量(総合計画)	7,932	6,915	7,000	達成	t
	2016年(H28年)度	2021年(R3年)度	2026年(R8年)度		

■「住みやすいまちにする」ための数値目標（前表に続く）

	基準値 (基準年度)	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	進捗 状況	単位
ごみ等の不法投棄件数(総合計画)	70	86	87	↑	件
	2016年(H28年)度	2021年(R3年)度	2026年(R8年)度		
ポイ捨てなどの散乱ごみの量に関する住民の満足度	36.9 ^{※4}	37.1	49.3	↑	%
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		

※1 町の全水質調査地点の年3回の測定結果中、最も高い値を示す。調査地点の見直しにより、基準年度は15地点、現況年度は12地点を対象に整理した。

※2 汚水処理人口普及率は2018年(H30年)度をピークに緩やかな減少傾向が認められる。

※3 資源ごみ回収量は町の資源ごみ回収実績を集計したもので、事業者やその他団体の独自の取り組み成果は含まない。

※4 満足度を示す値は、住民アンケート調査で「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合を示す。

「進捗状況」の↑は現況値が目標値に近づきつつあること、↓は目標値達成から遠のきつつあること、→は変化なしを示す。

■「快適な暮らしを支える」ための数値目標

	基準値 (基準年度)	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	進捗 状況	単位
まちなみ景観の美しさに関する住民の満足度	45.8 ^{※1}	46.5	53.6	↑	%
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		
公園や野外レクリエーション地の充実にに関する住民の満足度	41.0 ^{※1}	46.0	50.8	↑	%
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		
土地利用状況に関する住民の満足度	25.7 ^{※1}	31.7	32.0	↑	%
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		

※1 満足度を示す値は、住民アンケート調査で「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合を示す。

「進捗状況」の↑は現況値が目標値に近づきつつあること、↓は目標値達成から遠のきつつあること、→は変化なしを示す。

■「地球に優しくする」ための数値目標

	基準値 (基準年度)	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	進捗 状況	単位
二酸化炭素排出量	272	213 (21.9%削減)	2013年(H25年) 度比 (21.6%削減)	達成	千t- CO ₂
	2013年(H25年)度	2019年(R1年)度	2026年(R8年)度		
公用車への低燃費・低公害車導入台数	3 ^{※1}	3	現状より増加	→	台
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		

※1 ハイブリッド車を示す。

「進捗状況」の↑は現況値が目標値に近づきつつあること、↓は目標値達成から遠のきつつあること、→は変化なしを示す。

■「みんなでまちを創る」ための数値目標

	基準値 (基準年度)	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	進捗 状況	単位
環境保全団体数	1	1	1	達成	団体
	2016年(H28年)度	2021年(R3年)度	2026年(R8年)度		
学校や地域における環境教育(出前講座等)の実施回数	3	4	累積9	↑	回
	2016年(H28年)度	2021年(R3年)度	2026年(R8年)度		
環境に関するイベントの開催数	1	10	累積9	達成	回
	2016年(H28年)度	2021年(R3年)度	2026年(R8年)度		
環境モラルに関する住民の満足度	35.7 ^{※1}	40.4	39.0	達成	%
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		
総合的な身近な環境に関する住民の満足度	44.1 ^{※1}	46.2	61.3	↑	%
	2016年(H28年)度	2022年(R4年)度	2026年(R8年)度		

※1 満足度を示す値は、住民アンケート調査で「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合を示す。

「進捗状況」の↑は現況値が目標値に近づきつつあること、↓は目標値達成から遠のきつつあること、→は変化なしを示す。

2. 目指す環境の姿

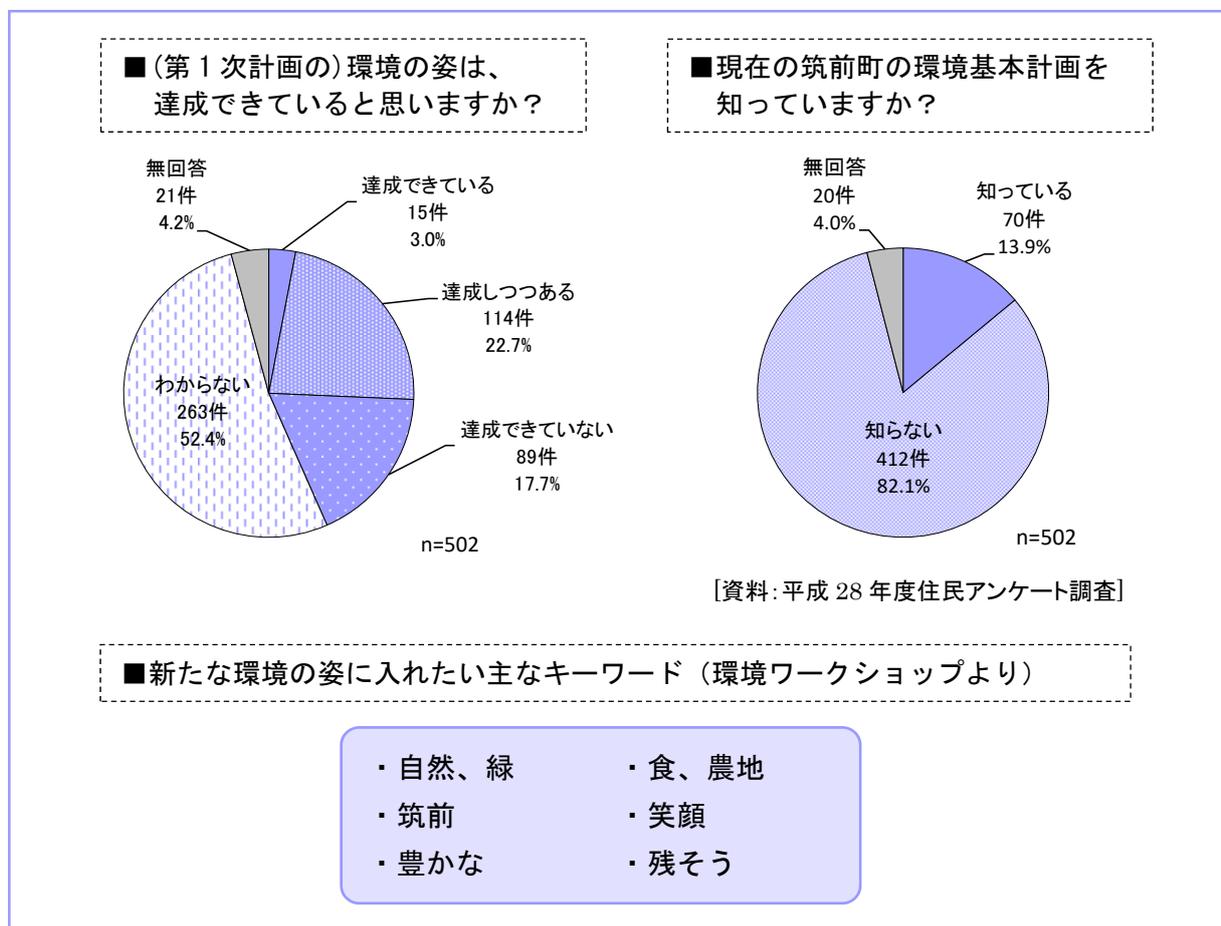
筑前町総合計画では、新たなまちづくりにおけるすべての分野にわたって基本とする3つのキーワードを「共生」「自立」「協働」として、「みんなで創るみどり輝く快適空間 筑前町」を目指す将来像と定めています。

第一次計画では、総合計画におけるまちづくりの将来像を環境面から実現していくために、高原や里地里山、田園空間に代表される豊かな自然をはじめとする筑前町ならではの環境特性を生かした目指す環境の姿を「自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前」と定め、環境分野における施策を取り組んできました。

しかしながら、住民アンケート調査結果では、現在の目指す環境の姿が「達成できている」と答えた人の割合は約3%で、達成されているとは言い難い状況にあります。また、達成できているかどうか「わからない」人が半数以上を占め、現在の環境基本計画を知らない住民の割合が約82%を占めていることから、環境の姿、また計画そのものの周知が必要と考えられます。

さらに、2016年（平成28年）度実施した環境ワークショップでは、新たな環境の姿のキーワードとして、自然、農地、筑前など、現在の環境の姿に含まれているキーワードが多く挙げられており、住民が思う環境へのイメージが大きく変化しているとは言えない状況です。

以上から、第一次計画の目指す環境の姿を継承することとします。



【目指す環境の姿】

自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前

筑前町は、夜須高原や目配山などのゆるやかな山々や高原が連なり、筑後川水系の草場川、曾根田川、山家川などの河川によって潤される肥沃な水田地帯が形成されています。

この豊かな自然を守り、食糧基地としての農業を支え、育てていくことは、私たちに課せられた使命であるといえます。

同時に、私たちが忘れかけている「もったいない」という言葉の意味や精神を今一度かみしめて、一人ひとりが思いやりの心、協働の精神を持ちながら、ともに助け合い、声を掛け合いながら、みんなで筑前町をより良い環境にしていくことを目指します。

『農』とは・・・

ここでは、農業や農村、食料、農家及びそこで暮らす住民や環境を含めた言葉として使用しています。

『もったいない』とは・・・

「もったい」は「物体（勿体）」のことで、物の本来あるべき姿、「本体」の意味を表します。「ない」はその否定語で、『もったいない』とは、「その物本来の価値が生かされず、無駄になるのが惜しい」という意味です。だからこそ、物を大切に扱いたいという積極的な思いも織り込まれています。

環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニア人女性、故ワンガリ・マータイさんが2005年（平成17年）に来日した際に感銘を受けたのが「もったいない」という日本語でした。

「もったいない」が資源の有効活用、3R(Reduce、Reuse、Recycle)を一言で表す言葉で、さらに命の大切さやかけがえのない地球資源に対するRespect(尊敬の念)という意味も込められていることを知り、次世代へのメッセージを含んだ言葉として深く感銘を受け、環境を守る国際語「MOTTAINAI」として全世界に広めることを提唱しました。



3. 環境目標

目指す環境の姿を実現するための目標及び施策体系は以下のとおりです。

目指す環境の姿		
自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前		
目 標	施策の方向性	主要な施策
美しい自然と共生する (自然環境)	生物多様性の保全と活用	優れた自然環境の保全 希少な動植物の保護 自然とふれあう場・機会の創出
	身近な里地里山の保全と再生	里地里山の保全と再生 環境に配慮した農林業の推進
住みやすいまちにする (生活環境)	生活環境の保全	大気・水・土壌環境等保全対策の推進 環境監視体制の充実
	循環型社会の構築	ごみ減量と資源化の推進 ごみ処理制度の充実と適正処理 環境美化対策の推進
快適な暮らしを支える (快適環境)	心地よいまちの創造	公園・緑地の整備 都市景観・農村景観の形成 歴史・文化的環境の保全と活用
地球に優しくする (地球環境)	地球温暖化の防止	省エネルギー対策の推進 再生可能エネルギー活用の促進 二酸化炭素吸収源の確保
	気候変動の影響への適応	自然災害への対策 健康被害への対策
みんなでまちを創る (環境保全体制)	環境教育・環境学習の推進	環境情報の収集・整備と活用 学校における環境教育の推進 地域における環境教育・学習の推進
	みんなでまちを創るしくみづくり	住民による環境保全活動の促進 事業者の環境保全行動の促進 環境保全活動を通じた地域コミュニティの形成

■ 筑前町の施策とSDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

SDGs は、人間・地球の繁栄のため、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会の普遍的な課題として、2015年(平成27年)に国連で採択された「2030アジェンダ」の目指すべき行動計画の目標です。貧困の撲滅や、質の高い教育、気候変動への対応など17の目標と169のターゲットからなり、このうち環境に関連する10の目標に向けた取り組みを、本町の環境基本計画を通じて行っていきます。

■ SDGs の 17 の目標



■ 筑前町の施策と SDGs の関係

1. 自然環境	2 飢餓をゼロに 	6 安全な水とトイレを世界中に 	12 つくる責任 つかう責任 	15 陸の豊かさも守ろう 	
	・耕作放棄地を有効活用した農地の保全	・生態系に配慮した河川護岸工事・川づくり	・環境に配慮した農林業の推進	・自然環境、希少な動植物の保護	
2. 生活環境	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	6 安全な水とトイレを世界中に 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任
	・食品ロスの削減	・大気・水・土壌環境等保全対策推進	・公共下水道、上水道施設の整備	・大気・水・土壌環境等保全対策推進	・環境監視体制の充実、ごみ減量
3. 快適環境	15 陸の豊かさも守ろう 	11 住み続けられるまちづくりを 			
	・公園・緑地の整備	・都市景観・農村景観の形成			
4. 地球環境	3 すべての人に健康と福祉を 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を
	・熱中症対策	・省エネ対策、再生可能エネルギーの活用	・バイオマスエネルギーの導入	・自然災害への対策	・気候変動の影響への適応
5. 環境保全体制	4 質の高い教育をみんなに 	11 住み続けられるまちづくりを 			
	・環境教育・学習の推進	・環境保全活動を通じた地域コミュニティの形成			

4. 数値目標

(1) 美しい自然と共生する

■指標と目標

指標	現況 (現況年度)	目標 (目標年度)	単位
保安林指定面積	595.34 (2022年(R4)年度)	現況より増加 (2026年(R8)年度)	ha
筑前町自然環境保全条例に基づく 自然環境保全地域	2,735 (2022年(R4)年度)	2,735 (2026年(R8)年度)	ha
緑とのふれあいに関する 住民の満足度	52.9 (2022年(R4)年度)	58.0 (2026年(R8)年度)	%
野鳥や昆虫等とのふれあいに関する 住民の満足度	38.4 (2022年(R4)年度)	39.0 (2026年(R8)年度)	%
水や水辺とのふれあいに関する 住民の満足度	34.8 (2022年(R4)年度)	39.0 (2026年(R8)年度)	%
川や池の水のきれいさに関する 住民の満足度	49.1 (2022年(R4)年度)	53.5 (2026年(R8)年度)	%

※満足度の現況は「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合で、目標とする満足度は計画策定時に「やや不満」と回答した住民の半数が満足すると仮定した割合。

(2) 住みやすいまちにする

■指標と目標

指標	現況 (現況年度)	目標 (目標年度)	単位
町の河川水質測定地点(12地点)におけるBOD(年間平均値)のB類型環境基準値との適合状況	12/12 (2021年(R3)年度)	12/12 (2026年(R8)年度)	地点
公共下水道水洗化率(総合計画)	86.2 (2021年(R3)年度)	91.6* (2026年(R8)年度)	%
農業集落排水水洗化率(総合計画)	94.0 (2021年(R3)年度)	94.5* (2026年(R8)年度)	%
1世帯あたりの平均可燃ごみ排出量 (年間)(総合計画)	608 (2021年(R3)年度)	578* (2026年(R8)年度)	kg
ごみ等の不法投棄対応件数(総合計画)	86 (2021年(R3)年度)	60* (2026年(R8)年度)	件
ポイ捨てなどの散乱ごみの量に関する 住民の満足度	37.1 (2022年(R4)年度)	49.3 (2026年(R8)年度)	%

※満足度の現況は「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合で、目標とする満足度は計画策定時に「やや不満」と回答した住民の半数が満足すると仮定した割合。

※★印は総合計画に従って当初通りの目標値とした。新たな総合計画の改定方針に合わせて見直すこととする。

(3) 快適な暮らしを支える

■指標と目標

指標	現況 (現況年度)	目標 (目標年度)	単位
まちなみ景観の美しさに関する住民の満足度	46.5 (2022年(R4)年度)	53.6 (2026年(R8)年度)	%
公園や野外レクリエーション地の充実に関する住民の満足度	46.0 (2022年(R4)年度)	50.8 (2026年(R8)年度)	%
土地利用状況に関する住民の満足度	31.7 (2022年(R4)年度)	32.0 (2026年(R8)年度)	%

※満足度の現況は「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合で、目標とする満足度は計画策定時に「やや不満」と回答した住民の半数が満足すると仮定した割合。

(4) 地球に優しくする

■指標と目標

指標	現況 (現況年度)	目標 (目標年度)	単位
二酸化炭素排出量	213 (2019年(R1)年度)	2013年(H25)年度*比 34%削減 (2026年(R8)年度)	千t-CO ₂
公用車への低排出ガス自動車・低燃費車の導入台数の割合	67 (2022年(R4)年度)	現状より増加 (2026年(R8)年度)	%

※二酸化炭素排出量目標の基準年となる2013(H25)年の筑前町の二酸化炭素排出量は272千t-CO₂。

(5) みんなでまちを創る

■指標と目標

指標	現況 (現況年度)	目標 (目標年度)	単位
地域での環境活動の実施状況 (総合計画)	2 (2018年(H30)年度)	2以上 (2026年(R8)年度)	回
環境モラルに関する住民の満足度	40.4 (2022年(R4)年度)	39.0 (2026年(R8)年度)	%
総合的な身近な環境に関する住民の満足度	46.2 (2022年(R4)年度)	61.3 (2026年(R8)年度)	%

※満足度の現況は「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合で、目標とする満足度は計画策定時に「やや不満」と回答した住民の半数が満足すると仮定した割合(小数点以下四捨五入)。



第4章

基本施策の方向性



1. 美しい自然と共生する

関連する SDGs のゴール



(1) 生物多様性の保全と活用

1) 優れた自然環境の保全

- 土地利用関連計画や関連法、条例などにより、適正な規制、誘導を行い、無秩序開発の未然防止や適正な土地利用への誘導を図ります。
- 自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の保全を推進します。
- 水源かん養機能を有する森林区域や保水機能を有する水田の保全など、優れた自然環境の保全を図ります。



■ 自然環境保全地域
自然環境保全条例に基づく地域指定



■ 田園風景
広大な田園風景は、青々とした緑から黄金色に実る稲穂の四季を感じる風景

2) 希少な動植物の保護

- コムラサキやキキョウなどの希少な動植物の保護対策を推進し、生息・生育環境の保全に努めます。
- ブラックバスやブルーギルなど、生態系に影響を及ぼす外来生物の防除対策を推進します。



■コムラサキ
福岡県 RDB2001：絶滅危惧Ⅱ類



■キキョウ
福岡県 RDB2011：絶滅危惧Ⅱ類

3) 自然とふれあう場・機会の創出

- 福岡県の「快適環境スポット」として選定された城山(花立山)をはじめとする自然景観の保全と活用を図ります。
- 城山(花立山)や目配山、砥上岳における遊歩道の整備など、身近な自然とのふれあいの場づくりを進めます。
- 生態系に配慮した河川護岸工事や川づくりを進めます。
- 観光資源としての自然環境や農業の活用を図り、エコツーリズム*を推進します。
- 子どもたちが自然や歴史、文化とふれあい、学習できる機会をつくります。

※エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。



■目配山
標高 405.1m の山頂からは、筑前町の平野部が一望できる



■砥上岳
標高 496.5m。観音塚古墳、ひづめ石、さやん神、かぶと石などが見どころとなっている



■夜須高原記念の森
子どもからお年寄りまで、気軽に自然にふれることのできる施設



■曽根田親水公園
6月にはホタルが飛び交い、夏の水遊び、森林浴や花見なども楽しめる

■筑前町登山道・散策道ガイドマップを活用しましょう



めくぼりやま とかみだけ しろやま
筑前町では目配山・砥上岳・城山の登山道マップを作成、配布しています。
マップを活用して、町の自然を楽しむことができます。

■筑前町登山道・散策道ガイドマップ(城山)
[資料:筑前町ホームページ]

(2) 身近な里地里山の保全と再生

1) 里地里山の保全と再生

- 農作物に被害を与える鳥獣害防止対策を推進します。
- 風倒木の適正な処理や竹林の拡大防止、植林等による森林の保全、整備を、森林所有者、森林組合等との協働により進めます。
- 耕作放棄地を有効活用し、農地の保全を図ります。



■荒廃した森林の状況

2) 環境に配慮した農林業の推進

- 有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培、廃プラスチック類や家畜排泄物など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、周辺住民への理解を得ながら環境保全型農業を推進します。
- 麦わら・稲わらの全量鋤きこみを推進します。
- 農薬散布などを行う際には、周辺住民への声かけを行うよう農業者に指導するとともに、農地周辺の住民に対しては、農薬散布の必要性などについて啓発を行います。



■筑前町ファーマーズマーケットみなみの里
地場産の米、旬の野菜、伝統の惣菜などを販売。農村レストランも併設しており、筑前町の食文化が楽しめる施設。

2. 住みやすいまちにする

関連する SDGs のゴール



(1) 生活環境の保全

1) 大気・水・土壌環境等保全対策の推進

- 水質汚濁・大気汚染や騒音・振動、悪臭等は県保健福祉環境事務所など関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、公害の未然防止と適切な対応に努め、住民や事業者に対する公害防止啓発を行います。
- 光化学オキシダントやPM2.5が基準値を超えた場合は、住民や事業者に対して速やかで適切な注意喚起などを行います。
- 家畜糞尿による悪臭・水質汚濁等、生活環境悪化を防止するため、関係機関と連携し、適切な排泄物処理を指導します。
- 田園風景に囲まれた静かな住宅地としての環境を守るため、交通騒音対策を推進します。
- 公共下水道事業の汚水整備の早期完了を目指すとともに、供用開始区域における早期接続を推進し、浸水地区の解消のために雨水渠の整備を推進していきます。
- 農業集落排水事業が供用開始されている地区における加入を促進します。
- 公共下水道事業、農業集落排水事業の集合処理に適さない地域等では、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 浄化センターの効率的な維持管理に努めるとともに、関係法令等に基づき、浄化槽の適正な維持管理を指導します。
- 合成洗剤や除草剤の適正使用など、水質の保全に関する啓発を推進します。
- 河川水や地下水の継続的な水質検査を実施します。
- ごみなどが溜まりやすい状況にある河川においては、河川管理者と協議しながら土砂の浚渫を推進します。
- 水の長期的、安定的な供給のため、上水道施設の整備を推進します。
- 透水性舗装や透水性水路の導入等を進めるとともに、家庭における雨水浸透ますの設置を促進するなど、雨水の地下浸透に係る事業を推進します。



○啓発活動等を通じて住民の節水意識の高揚と実践活動を促進するとともに、公共施設における雨水や下水処理水の活用、さらに家庭における雨水利用を促進します。

2) 環境監視体制の充実

- 法律で禁止されているごみの野焼きについては、監視を行うとともに、住民、事業者への指導を行います。
- 有害物質等による土壌汚染及び地下水汚染の監視体制の充実を図ります。

(2) 循環型社会の構築

1) ごみ減量と資源化の推進

- ごみ削減に向けた住民や事業者への啓発を行うとともに、3R(リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)を推進します。
- 家庭から廃棄される生ごみの量を抑制し、堆肥化等の再資源化を推進するため、生ごみ処理機提供によるごみ減量モニター事業や、生ごみ処理機の導入補助等を推進します。

■家庭から廃棄される生ごみの削減に向けて

●筑前町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

筑前町では一般家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入にかかる経費を補助する取り組みを行っています。

購入後5年以上、良好な状態で使用することを条件に、本体購入価格の2分の1(ただし補助金の上限は3万円)の補助金の交付を受けることができます。

●生ごみ減量モニター大募集

新型コロナウイルス感染拡大により巣ごもり需要が増え、中食により増加した生ごみを生ごみ処理機で減量化する効果検証のためのモニター募集を行いました。

本事業は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」を活用して実施したもので、令和3年度、令和4年度の2回で、150世帯の家庭でごみ減量化への挑戦が行われました。

50世帯限定 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金事業

生ごみ減量! モニター大募集!!

生ごみ処理機を使ってみませんか? **省エネ! 省も静か!**

新型コロナウイルス感染拡大により巣ごもり需要が増えています。中食が増え、生ごみが増加しています。生ごみ処理機を使うことで、ごみ減量に挑戦して下さる家庭を募集します。

★家用用 生ごみ処理機★
高圧洗浄生ごみ処理機や全自動処理機がおすすめです。
※容量は、約10cm×10cm×45cm(イイーン)

モニター期間が終わったら生ごみ処理機は差し上げます!
6ヵ月間、アンケートへの協力をお願いします。

筑前町役場 環境防災課環境係 西(0946)
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金事業 42-6818

※くわしくはうら面をご覧ください

応募用紙 (※切り取って提出してください)

住所	〒	
氏名	(世帯数)	人
電話番号		

◆応募用紙を切り取って、本町環境防災課及び支所住民課に投入付の応募箱に入れてください。(郵送不可)

★応募の締切
令和3年12月10日(金)

★抽選日
令和3年12月13日(月)
※抽選のうえ、文書の送付をもって発表にかえさせていただきます。

- 指定されたごみの分別を実施するよう住民への啓発や指導を行います。
- 都市鉱山として注目されている、家庭で使用済みとなった小型家電の再資源化を進めます。
- プラスチックごみの削減に向けて、容器包装プラスチックやCD ケース、ハンガー、おもちゃなどの製品プラスチックの分別回収、一括回収など、リサイクルの導入可能性を検討します。
- リサイクル工房での不用品・再生品の展示・オークション(入札会)を開催し、ごみ量の抑制を進めます。
- 庁内における再生紙使用率の向上や環境配慮製品の利用を推進するとともに、町内事業所への普及啓発を図ります。
- 建設現場等における分別の徹底等を通じて建設副産物の有効利用、再資源化等を促進します。また、公共下水道事業や農業集落排水事業の進捗に伴う下水道汚泥の資源化を推進します。
- 図書館廃本のリサイクルを促し、教育現場での紙資源等のリサイクル活動を推進します。



■使用済み携帯電話・スマートフォンの回収ボックス



■図書館配本のリサイクル
廃棄済み図書・雑誌の無料配布(めぐばーる図書館展示コーナー)

- 事業所から発生するごみの減量化を促進するために、事業所によるごみ減量化計画策定を要請します。
- 農業活動に伴う廃棄物の適正処理を関係機関との連携のもと、農家への周知を図るとともに、廃棄物のリサイクルについての調査研究を行います。
- 家畜排泄物の良質堆肥化を進め、畜産農家と耕種農家連携のもと、環境にやさしく、調和のとれた地域循環型農業を目指します。
- 食品ロス削減に向けた「30・10 運動」等の取り組みを事業者や住民へ呼びかけます。

■食品ロスの削減に向けて

食品ロスとは、「食べ残しや期限切れの食品など、食べられるのに捨てられてしまう食べ物」のことです。

国内では、食品ロスが年間 632 万 t（国民一人当たり、毎日茶碗 1 杯分）発生しているといわれています。

●家庭でできること

食品ロス全体の約半分が家庭から発生しています。

食材を「買い過ぎず」「使い切る」「食べ切る、賞味期限を正しく理解する」「残った食材は別の料理に活用する」などの工夫で、食品ロスを削減することができます。

●「30・10運動」

飲食店から排出される食品ロスの約6割がお客さんの食べ残しです。

福岡県では、宴会のときに、乾杯後 30 分と終了 10 分前は自分の席で食べ残しを減らす「30・10運動」の取り組みを推進しています。

食べ物を無駄に捨てることは、もったいないだけでなく、ごみの排出量が増加し、環境負荷を増大させます。食品を無駄なく使い、食品ロスを減らしましょう。



[資料: 筑前町ホームページ]

2) ごみ処理制度の充実と適正処理

○サンポートの適正な管理・運営などに努め、ごみ処理・リサイクル体制の充実を図ります。

○広域連携のもと、生し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び収集・処理体制の充実にも努めます。



■サンポート

甘木・朝倉・三井環境施設組合の廃棄物再生処理センター



■三輪中央浄化センター

3) 環境美化対策の推進

○ごみの不法投棄防止に向けた環境美化推進員や住民との協働による監視や通報体制の構築を推進します。

■不法投棄は犯罪です！



■林道に投棄された産業廃棄物
[資料: 広報ちくぜん 2016年9月号]

近年、町内において不法投棄が多発しています。ごみを道路や河川、他人の土地(田、畑、山林など)に勝手に投棄することは犯罪であり、処罰の対象となります。

みなさん一人ひとりが決められたルールを守り、地域から投棄ごみをなくし、住みよい環境づくりを進めましょう。

○ごみのポイ捨てやペットのふんを放置しないようマナー向上のための啓発を行うとともに、ポイ捨て、不法投棄、ペットのふんの放置禁止などを促す看板の設置を行います。



■ペットの飼い方に関する啓発看板と啓発用のチラシ

○アダプトプログラム*(公共空間の里親制度)の導入等により、道路や公園・緑地などの協働による公共空間の美化活動などの維持管理を促進します。



■協働による草刈

※アダプトプログラム: 1985年(昭和60年)にアメリカ・テキサス州で始まった清掃活動で、アダプトとは「adopt=養子にする」という意味。里親である団体・個人が一定区間の道路を、愛情と責任を持って清掃活動をすること。

3. 快適な暮らしを支える

関連する SDGs のゴール



(1) 心地よいまちの創造

1) 公園・緑地の整備

- 緑の基本計画に基づき、身近な公園の整備や里山、歴史的資源を活かしたネットワーク化を推進します。
- ユニバーサルデザイン※1 の導入によって、誰もが利用しやすい公園づくりをめざします。
- 公共施設における緑化の推進や緑、花による民有地の緑化を推進します。
- 水や水辺とふれあう場として、親水空間の保全と創造を推進します。

※1 ユニバーサルデザイン: 性別、身体、言語などの差異、障害の有無によらず、あらゆる人が利用可能な環境をつくるという考え方。



■ 百万池公園



■ ふるさと公園

2) 都市景観・農村景観の形成

- 個性的で美しい景観づくりを協働により推進していきます。
- 歴史的街並みの保全など、風情ある景観づくりを推進します。
- 道路の整備・管理にあたっては、災害時への対応やバリアフリー^{※2}化、環境・景観の保全と創造などに配慮した、人と環境にやさしい道路空間づくりを進めます。
- 未改修の集落内道路については、計画的に道路改良等の整備を推進します。
- 耕作放棄地対策を推進し、美しい農村景観の形成を図ります。
- 「筑前町空家等対策計画」に基づき空家に関する施策を総合的かつ計画的に実施することで、美しい都市景観・農村景観の形成を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

※2 バリアフリー：社会的弱者を対象に障壁を取り除くこと。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道をつつたり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例。



■秋月街道(野町宿)

秋月街道は、野町宿より秋月を經由し小倉に至る道



■草場川の景観

草場川の両岸には、約2kmの桜並木が続く

3) 歴史・文化的環境の保全と活用

- 焼ノ峠古墳など、指定文化財の保存と活用に努めるとともに、「おくんち」や「獅子廻し」などの祭りや伝統文化を保存・伝承していきます。
- 指定文化財の適切な保存を行うとともに、緑のネットワークを形成する貴重な資源の一つとして活用を図ります。





■ 焼ノ峠古墳

城山の北麓に造られた古墳時代前期の前方後方墳(国指定史跡)



■ おくんち

大己貴神社で行われている祭りで、700～800年の伝統を誇る



■ 獅子廻し

獅子頭を打ち鳴らしながら家々を廻る四三嶋地区の伝統行事



■ 砥上神社のイチイガシ

砥上神社の境内にそびえる幹周りがおよそ5mの大樹で、町の天然記念物

4. 地球に優しくする

関連する SDGs のゴール



(1) 地球温暖化の防止

○筑前町全域を対象に、2050年カーボンニュートラルの目標達成に向けた総合的な取組を推進するため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を検討します。

1) 省エネルギー対策の推進

- 「クールビズ」や「ウォームビズ」をはじめ、地球環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルの選択など、賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）」を推進します。
- 「エコファミリー」*1の募集や環境家計簿の配布など、省エネルギーに関する啓発を行います。
- 省エネルギー機器の導入や省エネルギー改修を促進するための情報提供を行います。
- アイドリングストップ*2や空ふかしの防止などのエコドライブ運動を推進し、運輸部門の省エネルギー化を図ります。
- 公共交通機関や自転車の利用促進などによる交通の省エネルギー対策を推進します。
- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、庁内の省エネルギー対策と地球温暖化対策の推進を図ります。



■ COOL CHOICE（賢い選択）のロゴマーク

※1 エコファミリー：福岡県で実施している地球温暖化防止の取り組み。家庭における温暖化対策を促進するため、省エネルギーや省資源に取り組む家庭を「エコファミリー」として募集・登録している。
 ※2 アイドリングストップ：自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。

■COOL CHOICE ゼロカーボンアクション30

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。「COOL CHOICE」は二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、日々の生活の中のあらゆる場面で「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

ゼロカーボンアクション30では、一人ひとりができることから取り組めるよう、暮らしを脱炭素化するアクションを提示しています。

環境省 COOL CHOICE 令和4年5月2日更新

ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできることから取り組んでみましょう！

<p>エネルギーを節約・転換しよう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネリフォーム 11 窓や壁等の断熱リフォーム 12 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 13 暮らしに木を取り入れる 14 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 働き方の工夫 	<p>CO2の少ない交通手段を選ぼう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 20 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に積極的に参加しよう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 30 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資 	<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴミの分別処理 	<p>サステナブルなファッションを！</p> <ol style="list-style-type: none"> 21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ

[資料:環境省ホームページ]

2) 再生可能エネルギー活用の促進

- 住民と事業所を対象に、再生可能エネルギーの導入に関する支援策について検討します。
- 公用車への低燃費・低公害車導入や公共施設への太陽光発電設備を積極的に導入し、住民や事業者への啓発にも活用します。
- 廃棄処分される農産物や家畜排泄物、家庭の生ごみ、剪定枝などの生物資源を活用したバイオマス^{※3} エネルギーの導入を推進します。



■低燃費・低公害公用車

※3 バイオマス :もともと生物(bio)の量(mass)のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。

3) 二酸化炭素吸収源の確保

○風倒木の適正な処理や竹林の拡大防止、植林等による森林の保全、整備を協働により進めます。(里地里山の保全と再生の再掲)

■日本の温室効果ガス削減目標

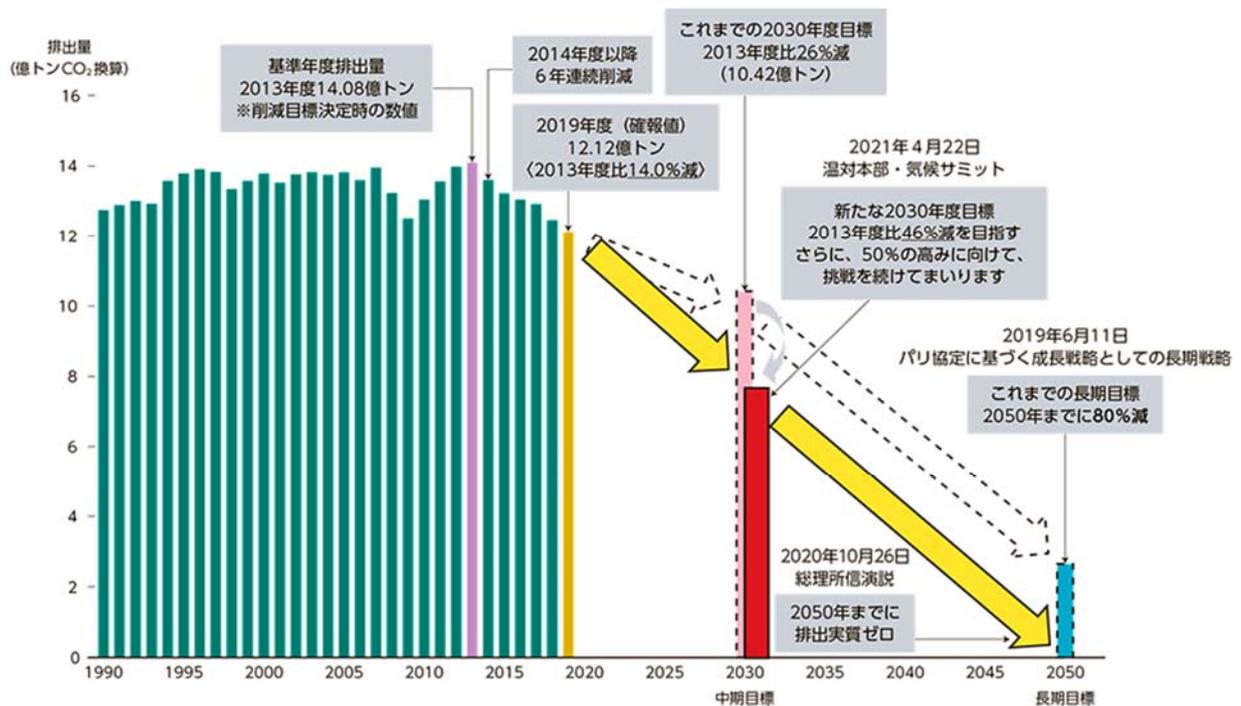
2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

また、2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。さらに同年6月には、地域脱炭素の行程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」が発表されるなど、我が国の脱炭素へ向けた取り組みが加速しています。

そして2021年10月には国の「地球温暖化対策計画」が改定されました。この中では従来の目標を大幅に引き上げ、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減することを新たな目標として掲げています。

筑前町においても、国の目標に沿う水準での温室効果ガス削減目標の設定を検討するとともに、取り組みの推進に努めます。

■我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標の推移



[資料:「2019年度の温室効果ガス排出量(確報値)」及び「地球温暖化対策計画」より環境省作成]

(2) 気候変動の影響への適応

○筑前町全域および周辺地域を対象とした気候変動への適応を推進するため、「地域適応計画」策定に向けた情報収集を行います。

1) 自然災害への対策

- 豪雨やそれに伴う土砂災害等に備えた道路・河川等のインフラ整備を進めます。
- ハザードマップを配布するなど、住民・事業者の防災意識の高揚に向けた情報提供を行います。
- 自主防災組織の育成を進め、地域における防災体制の確立に努めます。



■筑前町ハザードマップ

[資料:筑前町ホームページ]

2) 健康被害への対策

- ホームページ等を活用して熱中症や感染症に関する情報を提供します。
- 出前講座を活用し、熱中症予防や感染症予防を啓発します。



■熱中症・感染症対策に関する啓発用のチラシ(左:熱中症対策、右:感染症対策)

[資料:筑前町ホームページ]

5. みんなでまちを創る

関連する SDGs のゴール



(1) 環境教育・環境学習の推進

1) 環境情報の収集・整備と活用

- 学校や地域における環境教育、学習の機会を増やし、子どもから大人までの環境保全意識の向上やボランティア意識の高揚を図ります。
- 人と動物の健康と環境の健全性を一つと捉えて一体的に守っていく「ワンヘルス」の考え方を町公式ホームページや広報を活用して普及させ、ペットの飼い方の指導や環境調査などの環境教育・学習の推進を通じて浸透させます。
- 環境情報の収集と整理を行い、町公式ホームページや広報を通じて、広く情報を提供します。

2) 学校における環境教育の推進

- 学校教育の一環として生き物調査や水質調査などの環境調査の実施を検討します。
- 学校における環境教育を充実させるために、環境教育プログラムを作成します。



■ 出前講座

3) 地域における環境教育・学習の推進

- 地域での環境教育や環境学習の機会を増やし、地域環境リーダーの育成に努めます。

(2) みんなでまちを創るしくみづくり

1) 住民による環境保全活動の促進

- 環境保全活動に積極的に参加できるよう、啓発活動を推進します。
- 実践的な環境保全活動を展開する環境ボランティアやNPOの育成に努めます。



■環境ワークショップ

2) 事業者の環境保全行動の促進

- 町内事業者に対しエコアクション 21^{*}などの環境マネジメントシステムの認証取得に関する情報提供を行います。

※エコアクション21: 広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

3) 環境保全活動を通じた地域コミュニティの形成

- 住民・住民団体・事業者等の協働による環境保全活動を推進し、地域のコミュニティ形成に努めます。
- 地域環境力を高めるために、国の多面的機能支払交付金を活用します。



■三並小学校の児童による収穫



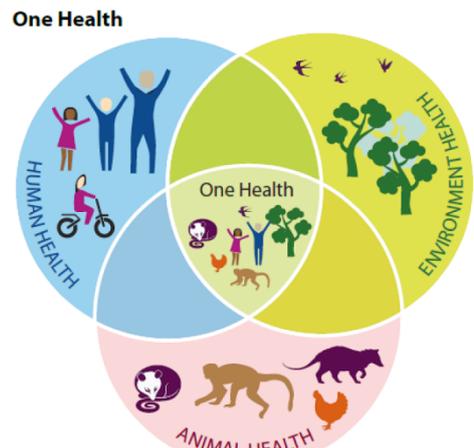
■川岸でホタルの幼虫を放流(草場川)
[資料: 広報ちくぜん 2016年10月号]

■ワンヘルス

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、医療、経済をはじめとする私たちの生活に大きな影響を与えています。このウイルスは、コウモリが保有する病原体が他の動物を介して人間に伝染した人獣共通感染症である可能性が指摘されています。人獣共通感染症は、人口増加や森林伐採等の土地利用の変化、これに伴う生態系の劣化や気候変動等によって動物と人との関係性が変化したために、もともと野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人にも感染するようになったとされています。

このような人と動物、これらを取り巻く環境が直面している様々な課題に対応するため、「人と動物の健康、そして環境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念のもと、各分野に携わる者が分野横断的に連携して統合的に取り組む「ワンヘルス・アプローチ」の考え方が注目されています。

福岡県では2021（令和3）年1月、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を交付・施行しました。条例には、ワンヘルスの基本理念や各主体の役割分担とともに、ワンヘルス実践のための6つの基本方針等が定められました。



(UNEP, 2020)

■福岡県ワンヘルス推進基本条例に基づくワンヘルス実践の基本方針(6つの課題への対応)

<p>1 人獣共通感染症対策</p> <p>医療、獣医療をはじめ各分野と連携し、発生予防、まん延防止を図る</p>	<p>2 薬剤耐性菌対策</p> <p>抗微生物剤の適正使用を推進する</p>	<p>3 環境保護</p> <p>自然環境の保全と生物の棲み分けの維持を図る</p>
<p>4 人と動物の共生社会づくり</p> <p>動物愛護の推進と野生動物の理解と共存を図る</p>	<p>5 健康づくり</p> <p>自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり</p>	<p>6 環境と人と動物のより良い関係づくり</p> <p>健全な環境下における安全な農林水産物の生産・消費、食育を推進する</p>

[資料: 福岡県生物多様性戦略 2022-2026]

第5章

計画の実現に向けて



1. 各主体の役割

本計画に掲げる基本施策を着実に達成するためには、住民、事業者、筑前町（行政）が各々の役割と責任を認識し、具体的な取り組みを進めていく必要があります。そこで、本計画は、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、主体間の協働により推進していきます。

（1）住民

住民は、自らの行動が環境に及ぼす影響を考慮し、資源及びエネルギーの節減など、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する施策に協力します。

（2）事業者

事業者は、事業活動によって環境に影響を及ぼさないように、責任と負担において必要な措置を講じるとともに、町が実施する施策に協力します。また、法令等に違反しない場合においても、良好な環境を保全及び創造するために努力します。

（3）行政

町は、町域の自然的・社会的条件に相応した総合的計画を策定し、自ら率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、住民及び事業者への情報提供、普及活動等を通じて意識の啓発に努めます。

2. 計画の周知

本計画を実現するためには、住民と事業者が計画内容を理解し、それぞれが主体となった環境活動を広げていくことが重要です。

本計画では、目指す環境の姿「自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前」を掲げています。まずは計画そのものを知り、内容を理解した上で、環境の姿の実現に向けた活動を展開していかなければなりません。

そのため、本計画書を町内の主要な公共施設に配置するほか、広報ちくぜんや町ホームページへの掲載、各種イベントや出前講座などを通じた説明など、さまざまな機会を利用して計画の紹介と内容の周知を図ります。



3. 計画の推進体制

(1) 庁内推進組織

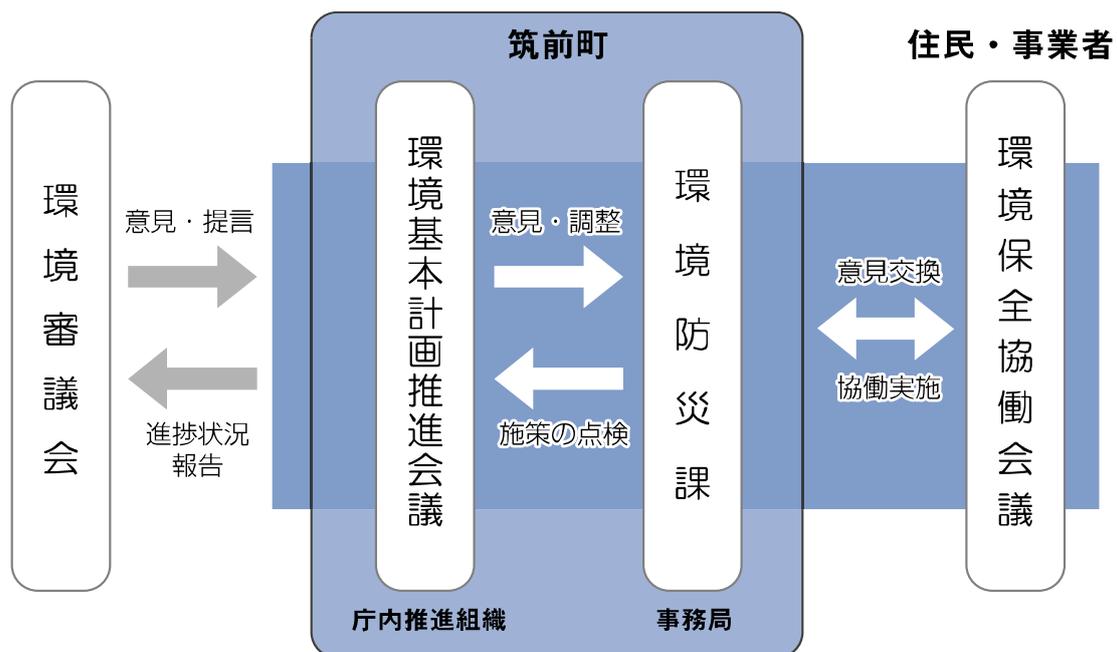
本計画の策定及び推進のための「環境基本計画推進会議」を開催し、計画の進捗状況の把握や施策の総合調整などを行います。

(2) 環境審議会

「環境基本計画推進会議」で確認した環境基本計画の進捗状況を環境審議会に報告し、意見及び提言を受けます。

(3) 協働推進組織

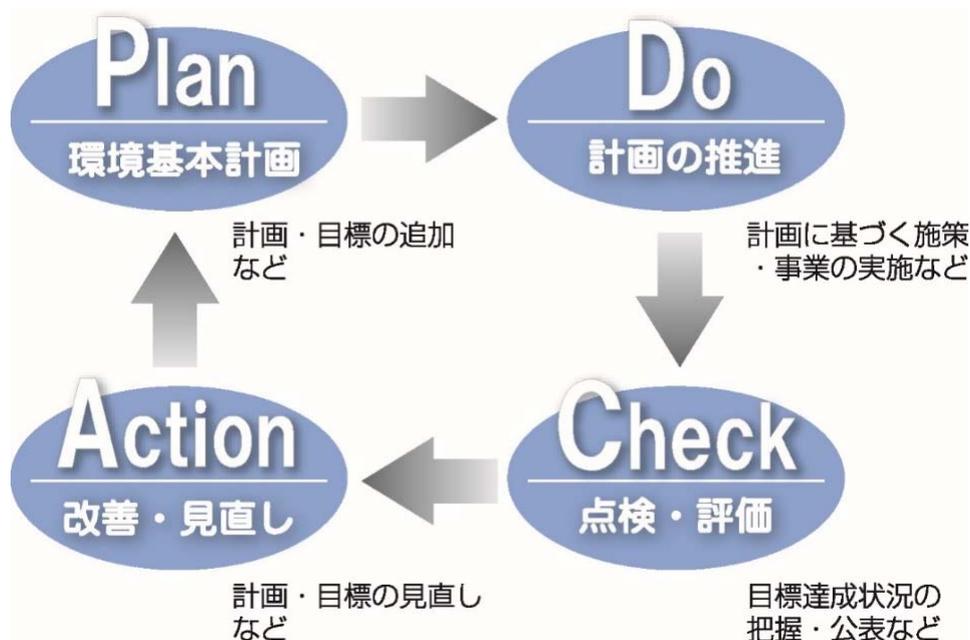
本計画を着実に推進していくためには、住民や住民団体、事業者、行政などの各主体が役割分担を明確にしながら協働で取り組む必要があるため、環境保全協働会議を開催し、協働による推進を図ります。



4. 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、町が以前取得していた ISO14001 の規格に従って、Plan(計画)、Do(計画の推進)、Check(点検及び評価)、Action(改善及び見直し)という PDCA サイクルによる継続的な推進と改善を図ります。

また、点検及び評価で実施する施策や目標等の進捗状況については、年次報告書としてとりまとめ、公表するものとします。なお、適切な進行管理を行うためにも、環境審議会や環境保全協働会議などからの意見を尊重して進めていきます。



5. 広域連携による推進

筑前町単独では推進し難い広域的な取り組みなどについては、近隣自治体や福岡県、国の関係機関などとの調整や連携を図りながら推進していきます。



[資料編]

1. 筑前町環境基本条例等
2. 筑前町環境審議会委員名簿
3. 筑前町環境基本計画庁内委員会委員名簿
4. 諮問書
5. 答申書

1. 筑前町環境基本条例等

■筑前町環境基本条例

平成17年3月22日
条例第85号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第8条—第20条）
- 第3章 地球環境保全の推進（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境への負荷の少ない健康で文化的なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）良好な環境 町民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。

（2）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、良好な環境の確保に対して、支障の原因となるおそれのあるものの総称

（3）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的かつ快適な生活に寄与するものをいう。

（4）公害 良好な環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

（1）健全で恵み豊かな環境の恵沢を、現在及び将来のすべての町民が享受できるように、環境を良好な状態に維持し、これを次の世代へと継承していくこと。

（2）良好な環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型及び環境保全型社会を構築することを目的として、すべての関係者の公平な役割分担と協力のもとに、自主的かつ積極的な取組によつて行われなければならないこと。

（3）地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、町民の健康で文化的な生活を将来にわたつて確保するうえで重要であることから、すべての関係者が自らの問題としてとらえ、各々の事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならないこと。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める良好な環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、これに関する町域の自然的・社会的条件に相応した総合的計画を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、良好な環境の保全及び創造について、町民及び事業者への情報の提供、普及活動等を通じて意識の啓発に努める責務を有する。

（町民の責務）

第5条 町民は、自らの行動が環境に及ぼす影響を考慮し、資源及びエネルギーの節減に努めるほか、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 町民は、前項に定めるもののほか、良好な環境の保全及び創造に努め、町の実施する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動によつて良好な環境を侵害しないように、自己の責任と負担において必要な措置を講じるとともに、町の実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、法令等に違反しない場合においても、良好な環境を保全及び創造するため、最大の努力をする責務を有する。

（他の公共団体への措置要請）

第7条 町は、健全で快適な環境を保全する必要があると認めるときは、他の公共団体に対し必要な措置を講じよう要請しなければならない。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、第3条の基本理念にのっとり、次に掲げる事項の達成を目標として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 町民の健康で文化的な生活環境が保全されるよう、都市型公害及び生活型公害を防止するとともに、環境に負荷を与える物質の排出を抑えることにより、大気、水、土壌等の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 水や緑に親しむことができる自然環境、地域の個性を生かした美しい景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な生活環境を創造すること。

(3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性を確保するとともに、森林、農地、河川等を適正に保全し、緑化の推進を図ることにより、人と自然が共生できる自然環境を保全すること。

(4) 廃棄物の発生回避及びリサイクルを推進するとともに、省資源、省エネルギー対策を推進すること等により、環境への負荷の少ない物質循環を基調としたまちづくりを図ること。

(5) すべての町民が生涯を通じて、良好な環境の保全及び創造に関する学習を享受できる場の実現を図り、環境配慮型のライフスタイルの確立を図ること。

(環境基本計画の策定)

第9条 町長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標

(2) 良好な環境の保全及び創造に関する施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定する場合は、あらかじめ、町民、事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、筑前町環境審議会条例（平成17年筑前町条例第86号）に規定する環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動計画の策定)

第10条 町長は、環境基本計画に基づき、町、町民及び事業者が各々の役割に応じて、良好な環境の保全及び創造に資するよう行動計画を定め、これに基づく行動を事業者及び町民と協働して推進するものとする。

(町の施策、環境基本計画及び行動計画との連携)

第11条 町長は、町の施策を策定、実施するに当たり、環境基本計画及び行動計画の定めるところに従い、良好な環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(推進体制)

第12条 町長は、町の機関との調整及び町民並びに事業者との連携を図り、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(他の公共団体との協力)

第13条 町は、良好な環境の保全及び創造を図るために、広域的な対応が必要な場合は、他の公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(自然環境の確保)

第14条 町は、森林、河川その他の自然が有する良好な環境の保全上の機能を重視し、これらの保全、整備及び緑化の推進に努めるものとする。

(資源の循環的な利用の推進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町、事業者及び町民による廃棄物の減量、資源の循環型利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

2 町は、環境への負荷を低減する製品の利用を促進するよう努めるものとする。

(公共施設の整備推進)

第16条 町は、公共下水道、廃棄物の公共処理施設その他の環境保全に資する公共施設の整備を図るため、必要な措置を講じるものとする。

2 町は、公園、緑地等の緑化の推進、身近な自然環境と個性を生かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成その他潤いと安らぎのある快適環境を創造するため、必要な措置を講じるものとする。

(町民等の活動の促進)

第17条 町は、町民、事業者等が自主的に行う再生資源に係る回収活動、緑化活動、環境美化活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の振興)



第 18 条 町は、良好な環境の保全及び創造に関する学習の推進並びに広報活動等の充実により、事業者及び町民が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の活動が良好な環境の保全及び創造に反映されるように必要な措置を講じるものとする。

(環境調査の実施及び監視体制の整備)

第 19 条 町は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定、実施するために、環境状況の調査、情報の収集及び科学的な調査研究の推進を行い、そのうえで必要な監視、測定等の体制整備に努めるものとする。

(進捗報告)

第 20 条 町長は、環境基本計画に基づいて実施された施策の状況等につき、必要に応じて進捗状況を報告するものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進

(地球環境保全に関する施策の推進)

第 21 条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

(地球環境保全に関する他の公共団体との協力)

第 22 条 町は、他の公共団体と連携し、良好な環境保全、創造に関する技術及び情報の提供により、地球環境保全に関する協力の推進に努めるものとする。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三輪町環境基本条例（平成 13 年三輪町条例第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。



■筑前町環境審議会条例

平成 17 年 3 月 22 日 条例第 86 号
 改正 平成 18 年 3 月 14 日 条例第 3 号
 平成 22 年 3 月 11 日 条例第 1 号
 平成 25 年 3 月 14 日 条例第 7 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、筑前町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じて、環境基本計画等に関する基本的事項を調査審議及び推進する。

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員 2 人以内
- (2) 識見を有する者 3 人以内
- (3) その他町長が適当と認める者 5 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、前条第 1 号の委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第 7 条 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 第 3 条第 2 号及び第 3 号の委員には、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年筑前町条例第 39 号）に定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑前町職員の旅費に関する条例（平成 17 年筑前町条例第 45 号）に定めるところにより費用弁償を支給する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、環境防災課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 14 日 条例第 3 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 11 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 14 日 条例第 7 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2. 筑前町環境審議会委員名簿

所属	役職	名前	備考
中村学園大学	講師	新井 しのぶ	審議会会長
筑前町ごみ減量の会	会長	梅田 美代子	審議会副会長
筑前町衛生組合連合会	会長	溝上 政男	
筑前町商工会	女性部長	井上 良子	
九州電力株式会社	甘木営業所長	芝尾 正和	～R4. 6. 30
九電ネクスト株式会社	甘木営業所長	尾石 康文	R4. 7. 1～
福岡県北筑後保健福祉環境事務所	環境長	服部 和孝	
甘木・朝倉・三井環境施設組合	事務局長	川上 洋輝	甘木・朝倉・三井 環境施設組合

【敬称略】

(事務局)

所属	役職	名前	備考
環境防災課	課長	尾畑 正行	
	係長	石橋 昭和	
		田中 康子	



3. 筑前町環境基本計画庁内委員会委員名簿

令和4年度 環境基本計画推進会議委員(庁内委員会委員)

所属	名 前
副町長 (庁内委員会会長)	中野 高文
議会事務局/財政課	原田 知加子
総務課/企画課	三善 博継
税務課/出納室	倉掛 登央
住民課/人権・同和対策室/健康課	松澤 千恵
建設課	井上 勝也
都市計画課	堤 健作
農林商工課/農業委員会	田中 美帆
上下水道課	植村 理紗
教育課	山内 亮平
生涯学習課/こども課/こども未来センター	前金 臣治
福祉課	橋本 寿江



4. 諮問書

4 筑環第92号
令和4年6月28日

筑前町環境審議会長 様

筑前町長 田 頭 喜 久 己

筑前町環境基本計画について（諮問）

筑前町環境基本条例第9条第5項の規定により筑前町環境基本計画の変更
（中間見直し）について諮問します。



5. 答申

令和5年2月20日

筑前町長 田頭 喜久己 様

筑前町環境審議会
会長 新井 しのぶ

第二次筑前町環境基本計画の中間見直しについて（答申）

令和4年6月28日付、4筑環第92号をもって諮問がありました標記の件につきまして、社会経済状況の変化や各種環境データの経年変化を把握するとともに、住民・事業者へのアンケート調査、パブリックコメントの実施など、広く様々な意見や提言を基に、環境審議会において慎重かつ熱心に審議し、可能な限り計画（案）に反映してまいりました。

第二次筑前町環境基本計画の推進にあたっては、筑前町総合計画の目指す将来像「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」の実現に向けて、下記の点に特に留意されるよう意見を付して答申します。

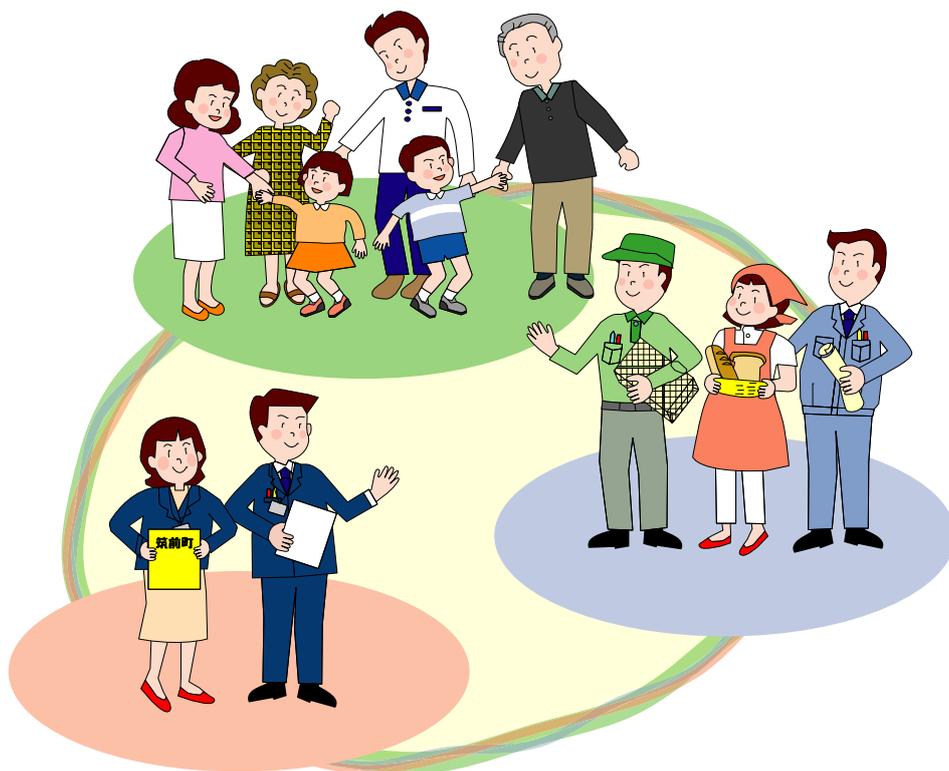
記

- 1 地球温暖化対策については、国や県の動向を注視し、的確な情報を町民や事業者提供することによって、省エネルギーや再生可能エネルギーの使用促進を図るとともに、二酸化炭素の排出量を2030年度までに国の目標に沿う水準として2013年度比46%削減を目指すこと。
- 2 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、効率的・効果的な事業の実施に努めること。
- 3 次期計画の策定を見据え、さらに踏み込んだ環境政策の内容となるよう、町民や事業者との連携を強化するとともに、庁内での組織体制を強化すること。

以上



環境行動計畫



環境行動計画とは、筑前町環境基本条例第 10 条に規定された計画で、各主体がそれぞれの役割に応じて行う行動計画のことです。

筑前町環境基本条例(平成 17 年 3 月 22 日 条例第 85 号) より抜粋

(環境行動計画の策定)

第 10 条 町長は、環境基本計画に基づき、町、町民及び事業者が各々の役割に応じて、良好な環境の保全及び創造に資するよう行動計画を定め、これに基づく行動を事業者及び町民と協働して推進するものとする。

(町の施策、環境基本計画及び行動計画との連携)

第 11 条 町長は、町の施策を策定、実施するに当たり、環境基本計画及び行動計画の定めるところに従い、良好な環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

環境行動計画では、住民、事業者、行政の各主体における行動方針を示しますが、それぞれの基本的な視点は以下のとおりです。

- 住 民：「衣・食・住」暮らしにおけるもったいない習慣を身につける
～ライフスタイルの見直し～
- 事業者：環境に配慮した事業活動を推進する
～ビジネススタイルの改善～
- 行 政：「共生・自立・協働」を基本にした施策を推進する
～環境基本計画の着実な実現～

1. 住民の行動方針

(1) 「衣」・・・暑さ、寒さをしのいで、身だしなみを整える



■空調

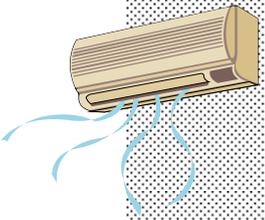


□自然の通風や採光、すだれやカーテンによる遮光、衣服による温度調節など、空調機器に頼らずに工夫する。

具体的な行動例とその効果(家庭の室温 20℃)	体感温度差
靴下を履く	+0.6℃
カーディガンを着る	+2.2℃
ひざかけを使う	+2.5℃

[資料：(一財)省エネルギーセンター(家庭の省エネ事典 2012 年版)]

□エアコンの温度は、冷房は28℃、暖房は20℃を目安に設定する。



具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
外気温度 31℃の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を 27℃から 28℃にした場合 (1日9時間使用)	7.62L	17.8kg	約 820 円
外気温度 6℃の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を 21℃から 20℃にした場合 (1日9時間使用)	13.38L	31.2kg	約 1,430 円

[資料：資源エネルギー庁(家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬)]

□エアコンのフィルターはこまめに掃除し、使わない季節はコンセントからプラグを抜く。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較	8.05L	18.8kg	約 860 円

[資料：資源エネルギー庁(家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬)]

□冷暖房機器はつけっぱなしをしないようにする。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
エアコンの冷房を 1日1時間短縮した場合 (設定温度：28℃)	4.73L	11.0kg	約 510 円
エアコンの暖房を 1日1時間短縮した場合 (設定温度：20℃)	10.26L	23.9kg	約 1,100 円
石油ファンヒーターを 1日1時間短縮した場合 (設定温度：20℃)	16.05L	41.9kg	約 1,130 円
ガスファンヒーターを 1日1時間短縮した場合 (設定温度：20℃)	15.65L	31.1kg	約 2,380 円

[資料：資源エネルギー庁(家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬)]



□ガス・石油ファンヒーターなどは20℃を目安に設定し、人のいない部屋は必ず消火する。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
外気温度6℃の時、ガスファンヒーターの暖房設定温度を21℃から20℃にした場合(1日9時間使用)	9.45L	18.6kg	約1,470円
外気温度6℃の時、石油ファンヒーターの暖房設定温度を21℃から20℃にした場合(1日9時間使用)	9.68L	25.4kg	約650円

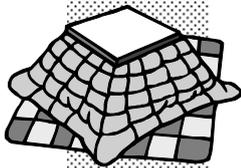
[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定はなるべく低めにする。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
室温20℃の時、設定温度が「中」の状態です1日5時間使用した場合、3畳用と2畳用の電気カーペットの比較	22.66L	52.8kg	約2,430円
3畳用の電気カーペットの設定温度を「強」から「中」にした場合(1日5時間使用)	46.86L	109.2kg	約5,020円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□こたつは敷布団と上掛け布団を使用し、温度設定はなるべく低めにする。



具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
電気こたつのこたつ布団だけの場合と、こたつ布団に上掛けと敷布団を併用した場合の比較(1日5時間使用)	8.18L	19.1kg	約880円
電気こたつの設定温度を「強」から「中」にした場合(1日5時間使用)	12.34L	28.7kg	約1,320円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□サステナブルなファッションを。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間CO ₂ 削減量
今持っている服を長く大切に着る 長く着られる服をじっくり選ぶ	日本の衣類廃棄量は年間約“100万トン”。“1人あたり”なんと約26枚。洗濯表示を確認する、適切にケアする、先のことを考えて買うなど、気に入った1枚を長く大切に着ることもサステナブルなファッションとの付き合い方です。 ・衣類をすぐ買い替えないことで無駄遣いの防止にもつながります。 ・ものを大切にする意識を持つきっかけをつくります。	194kg/人衣類の購入量を1/4程度にした場合

[資料：環境省 COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）]

□環境に配慮した服を選ぶ。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間 CO ₂ 削減量
環境に配慮した服を選ぶ	世界的に洋服の廃棄問題は深刻で、様々なブランドが環境に配慮した素材や方法で洋服を作成しています。 購入時にリサイクル・リユースなど環境に配慮した素材や製造過程なども確認してみましょう。 ・洋服が作成されるまでのストーリーを楽しむことができます。 ・リサイクル・リユース素材を使った衣類を選ぶことで、地球温暖化対策抑制に取り組む企業への応援にもなります。	29kg/人 1年間に購入する服の10%（1.8枚）をリサイクル素材を使った服にした場合

[資料：環境省 COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）]

■洗濯

□洗濯するときはまとめて洗い、乾燥機はできるだけ使わず、天気の良い日に屋外に干す。



具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
定格容量(洗濯・脱水容量：6kg)の4割を入れて洗う場合と、8割を入れ、洗濯回数を半分にして洗う場合との比較	1.48L	3.5kg	約 3,980 円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□洗濯機は節水型のものを使用し、風呂の残り湯を洗濯に使う。

具体的な行動例とその効果	CO ₂ 削減量	年間節約額
風呂の残り湯を洗濯に使う	約 11.0kg	約 4,160 円

[資料：環境省（家庭のできる10の取り組み）]

■洗面・入浴・トイレ

□歯磨き、洗面、シャワーの際は水を流しっぱなしにしない。



具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
シャワーで45℃のお湯を流す時間を1分間短縮した場合	14.82L	29.0kg	約 3,300 円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□蛇口に節水コマを取り付ける。

具体例	水の量
水道の蛇口から1分間に流れる水の量	12L/分 [200cc(1カップ)/秒] (節水コマをつけると約半分になる)

[資料：国土交通省（節水小事典）]

□お風呂のふたはこまめに閉め、入浴は間隔を空けずに、できるだけ追い焚きをしない。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
風呂を2時間放置し4.5℃低下した湯(200L)を追い焚きしない場合(1回/日)	44.31L	87.0kg	約6,880円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□温水洗浄便座の設定温度は季節に応じて切り替え、使わない時はふたを閉める。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
温水洗浄水の温度設定を年間1段階(中→弱)下げた場合 (貯湯式、暖房期間：周囲温度11℃、冷房期間：周囲温度26℃、中間期：周囲温度18℃)	3.48L	8.1kg	約370円
温水洗浄便座の設定温度を1段階(中→弱)下げた場合 (貯湯式、冷房期間は便座暖房OFF)	6.65L	15.5kg	約710円
温水洗浄便座のフタを閉めた場合と、開けっ放しの場合との比較 (貯湯式)	8.79L	20.5kg	約940円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

(2)「食」・・・毎日の買い物から調理、後片付けまで

■食材の買い物・保管

□食品を腐らせたり、余らせたりしないよう、計画的に買い物をする。

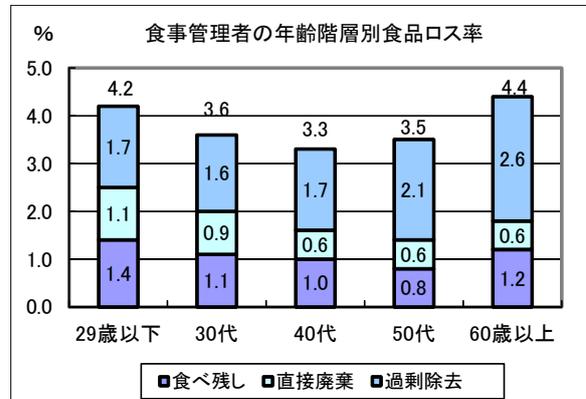
食事管理者(調理を行う人)の年齢別に見ると、食品ロス率は、60歳以上が4.4%と最も高く、次に29歳以下が4.2%となっています。

食べ残し率と直接廃棄は、29歳以下が最も高く、それ以上ではほとんど違いはありません。

過剰除去は50歳代や60歳代以上が高くなっています。

60歳代以上は、直接廃棄は少ないけれど、食べ残しや食品の過剰除去によって、食品ロスが多くなっています。

※食品ロス:リンゴの皮や魚の骨など調理の下処理で除いた部分を純食料というが、純食料のうち「過剰除去」(だいの厚むきなど通常を上回る除去)、「直接廃棄」(賞味期限切れ等で食卓に上がる前に廃棄した部分)、「食べ残し」を合わせたもの。食品ロス率=食品ロス÷純食料。



[資料:農林水産省(食品ロス統計調査(2014年(平成26年)度)]

□産地や旬を考えて買い物をする。

質問	情報
フードマイレージって何?	輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもの(単位はt・km)。例えば同じ小麦でも町内産の方がアメリカ産より輸送エネルギーが少なく済みます。
なぜ旬のものを選ぶ必要があるの?	季節に関係なく生産できるハウス栽培などは人工的に温度管理を行うために、石油などのエネルギーを使っています。旬を知るとは、エネルギーを減らすことにつながります。

□食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間CO ₂ 削減量
食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫	食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことです。大量の食料ロスにより、廃棄時に加えて生産や流通時のコストやCO ₂ 排出もムダになってしまいます。 まずは、食べきれぬ量を買う、保存を工夫して、食べられるものを捨てない。さらには、フードバンク(余剰食品を食べ物を必要としている人につなぐ役割)に寄付するなどで、食品ロスを減らしましょう。 ・食べられる分だけを買うことによって、食べ過ぎを回避し、食費の節約にもつながります。冷蔵庫への食品詰め過ぎないことで、冷えやすく、節電にもつながります。 ・生ごみ処理の手間が減らせます。	54kg/人 家庭と外食の食品ロスがゼロになった場合

[資料:環境省 COOL CHOICE (ゼロカーボンアクション30)]

旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間CO ₂ 削減量
旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活	<p>現在、日本ではカロリーベースで約60%を輸入食品で賄っており、その分フードマイレージ（輸送量×輸送距離：輸送に掛かるCO₂排出量も増える）が大きくなっています。食品を購入する際は、食品のトレーサビリティ表示（生産、加工や流通など食品の取扱いの記録）、国産の物や旬の物を意識して選択してみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 旬の食材はおいしく、栄養価が高く、新鮮な状態で食べることができます。 食を通じて、季節感や地域の気候風土を感じることもできます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消 8kg/人 一部の野菜・果物を地産地消した場合 旬の食材 36kg/人 一部の野菜を温室栽培から露地栽培とした場合

[資料：環境省 COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）]

冷蔵庫にもものを詰め込み過ぎないようにし、季節にあわせて温度調整をする。



具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
冷蔵庫にもものを詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較	11.05L	25.7kg	約 1,180円
周囲温度 22℃で設定温度を「強」から「中」にした場合	15.55L	36.2kg	約 1,670円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

冷蔵庫の扉の開閉を少なくし、開けている時間を短くする。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
JIS 開閉試験（冷蔵庫は 12 分毎に 25 回、冷凍庫は 40 分毎に 8 回で、開放時間はいずれも 10 秒）の開閉を行った場合と、その 2 倍の回数を行った場合との比較	2.62L	6.1kg	約 280円
空けている時間が 20 秒間の場合と、10 秒間の場合の比較	1.54L	3.6kg	約 160円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置する。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
上と両側が壁に接している場合と上と片側が壁に接している場合との比較	11.36L	26.5kg	約 1,220円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

■調理・食事

□食事を食べ残さない。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間CO ₂ 削減量
食事を食べ残さない	日本の食品ロス量は、1人1日あたりおにぎり約1個分。自分の食べられる量の注文をし、もし残す場合は持ち帰りましょう。 ・食べ残しの持ち帰り（mottECO）が可能であれば、廃棄も減らせる上に、次の食事として食べることで食費の面でもおトクです。 ・適量の注文により、食事代を節約できます。	54kg/人 家庭と外食の食品ロスがゼロになった場合

[資料：環境省 COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）]

□水道・ガス・電気などのエネルギーをあまり使わなくてすむように効率よく料理する。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
ガスコンロで水 1L(20℃程度)を沸騰させるとき、強火から中火にした場合(1日3回)	2.76L	5.4kg	約 430円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□電子レンジや圧力鍋などエネルギー効率の良い調理器具を使う。



具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額	
100gの「食材」を1Lの水(27℃程度)に入れ、ガスコンロで沸騰させ煮る場合と、電子レンジで下ごしらえをした場合	「食材」：根菜 (ジャガイモ、里芋)	5.45L	12.9kg	約 1,120円
	「食材」：葉菜 (ほうれん草、キャベツ)	6.32L	7.8kg	約 1,140円
	「食材」：果菜 (ブロッコリー、カボチャ)	6.75L	8.9kg	約 1,230円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□生ごみをあまり出さなくてすむように調理を工夫する。

食 材	生ごみを出さない下ごしらえや調理の工夫
ほうれん草	ほうれん草の根元は、赤い部分に十字に切り込みを入れ水に浸し、ほぐして洗い調理する
サトイモ	水に漬け、たわしで土と皮をこすり落とすと、皮をむかずに調理できる
大根、人参	大根の葉はビタミンAやKが豊富で、漬け物にしたり、軽くゆでて調理する皮はきんぴらにするなどの調理法がある

[資料：文部科学省など]



□電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜く。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
電気ポットに満タンの水 2.2L を入れ沸騰させ、1.2L を使用后 6 時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較	27.10L	63.1kg	約 2,900 円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

■後片付け

□まとめて洗うときは、効率よく食器洗い乾燥機を使う。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
ガス給湯器(40℃)、使用水量 65L/回(冷房期間は給湯器を使用しない)の手洗いの場合と、給水接続タイプで標準モードを利用した食器洗い乾燥機の場合との比較	-37.67L*	2.0kg	約 8,870 円

*水道のエネルギー使用量を含んでいないためマイナス値になっている。

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□蛇口はこまめに止め、ガス給湯器を使った食器洗いは低温で使用する。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
65L の水道水(水温 20℃)を使い、ガス給湯器の設定温度を 40℃から 38℃にし、2 回/日手洗した場合 (使用期間：冷房期間を除く 253 日)	10.21L	20.0kg	約 1,580 円

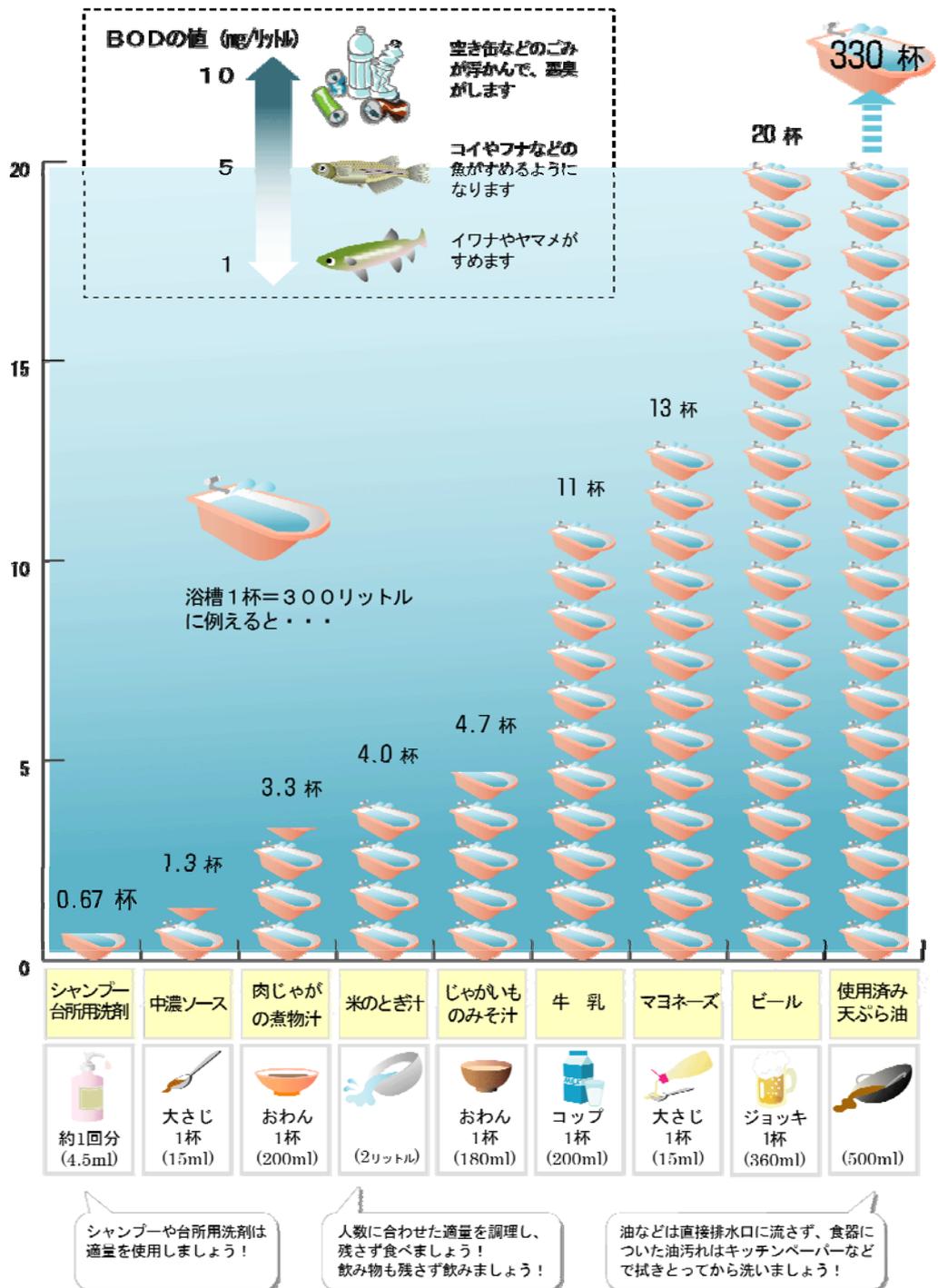
[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□自宅でコンポスト。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間 CO ₂ 削減量
自宅でコンポスト	コンポストとは、家庭から出る生ごみなどの有機物を微生物の動きを活用して発酵・分解させることです。生ごみ処理機等を使えば、生ごみ処理が不要になったり、たい肥を家庭菜園で使用することもできます。 <ul style="list-style-type: none"> 作成したたい肥は家庭菜園やガーデニングに活用できます。 生ごみを捨てる手間が省けます。 	18kg/世帯 生ごみを可燃ごみとして処理せずに、コンポスト等で堆肥化した場合

[資料：環境省 COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション 30）]

□生活排水に気をつける。



[資料：環境省など]

(3) 「住」・・・日々の暮らしのシーン

■家で過ごす

□再エネ電気への切り替え。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間 CO ₂ 削減量
再エネ電気への切り替え	再生エネルギーとは、CO ₂ を排出せず、かつ繰り返し利用できるため資源が無くならないエネルギーです。 積極的に再エネ電気に切り替えてエコな暮らしをしましょう。 <ul style="list-style-type: none"> •WEB やスマートフォン等で簡単に切り替えができます。 •太陽光発電の導入で地域の補助金を受けられる場合があります。 •再エネ電気を共同購入すると、単独で契約するよりも安く再エネ電気を使える場合があります。 	1,232kg/人 現在の1世帯の電力消費量等から算出

[資料：環境省 COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）]

□消費エネルギーの見える化。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間 CO ₂ 削減量
消費エネルギーの見える化	スマートメーター導入によって、ウェブサイトなどを通じた電力等の使用状況や料金などの見える化などが可能になります。 さらに、家庭内エネルギー全体を管理する HEMS（Home Energy Management System）と連携することで、遠隔の操作もできるようになります。 見える化で賢く電気を使いましょう。 <ul style="list-style-type: none"> •30分ごと（スマートメーターの場合）の電力使用量がわかるので、省エネの実感や光熱費の節約にもつながります。 •HEMS とつなぐことで、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などの自動制御、使用状況に応じた省エネアドバイスを受けることなどが可能になります。どの家電を、どのように使おうと、どのくらい電力を使うのかなどがよくわかります。 	59kg/人 家庭の消費エネルギーを3%削減した場合

[資料：環境省 COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）]

□太陽光パネルの設置。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間 CO ₂ 削減量
太陽光パネルの設置	エネルギー源が半永久的でクリーンな太陽光で発電することによって、CO ₂ の排出を抑えることができ、電気代を抑えることも可能です。 <ul style="list-style-type: none"> •年間の電気代の削減ができます。 •自家発電することで、余剰分を売電することも可能です。 	1,275kg/人 太陽光発電した場合に削減できる CO ₂ 排出量

[資料：環境省 COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）]

□照明は、省エネ型の蛍光灯や電球型蛍光ランプを使用する。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
照明器具を54Wの白熱電球から12Wの電球型蛍光ランプに交換した場合	21.17L	49.3kg	約 2,270円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□照明やテレビなどのつけっぱなしをやめ、こまめに消灯する。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
12Wの蛍光ランプ1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合	1.10L	2.6kg	約 120円
54Wの白熱電球1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合	4.97L	11.6kg	約 530円
液晶テレビ(32V型)を1日1時間見る時間を減らした場合	4.23L	9.9kg	約 450円
パソコン(ノート型)の利用時間を1日1時間短縮した場合	1.38L	3.2kg	約 150円
パソコン(デスクトップ型)の利用時間を1日1時間短縮した場合	7.96L	18.5kg	約 850円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□電気製品を使わない時は主電源を切るか、コンセントからプラグを抜くなど、待機時消費電力を少なくする。



質 問	情 報
家庭の全消費電力量の5.1%を占める待機時消費電力量のうち、最も多い家電製品は何？	ガス温水機器19%、テレビ10%、冷暖房兼用エアコン8%、電話機(固定)8%

[資料：(財)省エネルギーセンター「平成24年度待機時消費電力調査報告書」]

□テレビなど映像モードが選択できる機種は、標準モードや、リビングモードなどに設定する。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
液晶テレビ(32V型)の画面の輝度を最適(最大→中央)に調節した場合	6.83L	13.2kg	約 730円

[資料：資源エネルギー庁（省エネポータルサイト）]

□掃除時間を短縮するため、部屋を片付けてから掃除機をかける。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
掃除機の使用時間を1日1分間短縮した場合	1.37L	3.2kg	約 150円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□掃除機のごみパックやフィルターはこまめにチェックする。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
掃除機のごみパックいっぱいにごみが詰まった状態と、未使用のパックの比較	0.39L	0.9kg	約 40円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□合併式浄化槽は定期的な点検を行う。

河川などの水質汚濁の最大の原因は、私たちの便利な生活をもたらす生活雑排水なのです。日常生活から排出される汚水物質 BOD は1日一人あたりおよそ 40g。そのうち台所や浴室・洗面所からの雑排水が 27g。残りの 13g はトイレの排水です。

水の汚れを抑えるには、使用済みの油を流さない、洗剤の量を少なくするなど工夫が大切ですが、このような工夫を行っても、生活雑排水をそのまま川に流してしまえば、自然が備えている自浄能力を超えて汚染されてしまいます。

これらの問題を解決する下水道も地形やコスト面から、飛躍的な普及率のアップは難しいため、計画区域外は浄化槽の設置を推進しています。終末処理施設並みの汚濁物質の除去能力を備え、しかもコストは低くできる浄化槽は、いわば“ミニ下水処理場”。国や自治体も補助や融資を行ってその普及を推進しています。

しかし、浄化槽は適正に維持管理を行わないとその機能が十分に発揮されず、生活環境を悪くする原因となりますので、専門の業者と保守点検・清掃の契約を結んでください。なお、浄化槽の保守点検・清掃は、浄化槽法により浄化槽管理者に義務づけられています。

[資料：(社)浄化槽システム協会より]

□家の樹木や生け垣の手入れを行い、近隣に迷惑をかけないよう地域緑化を行う。

*気温 34.7℃の場合の環境条件別平均放射温度

日中のアスファルトの地表面温度（約 60℃）	約 39℃（気温+約 4℃）
緑化された環境	32.5℃（気温-約 2℃）

※放射温度：熱が空気を介さずに物から物へ伝わる温度

[資料：(財)省エネルギーセンターなど]

■ごみの処理

□ごみの分別処理。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間 CO ₂ 削減量
ごみの分別処理	<p>「3R」(リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))は、CO₂ 排出量減につながります。まずは減らす工夫をしてみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体によっては資源回収への協力による協礼金やポイント還元等を受け取ることもできます。 回収された資源ごみから梱包資材など日常生活に欠かせないリサイクル製品を作り出すことができます。 	4kg/人 家庭から出る容器包装プラスチックを全て分別してリサイクルした場合

[資料：環境省 COOL CHOICE (ゼロカーボンアクション 30)]

□コンポストや生ごみ処理機を利用して生ごみを減量し、燃やせるごみに出す場合は水をよく切る。

質 問	情 報
コンポストや生ごみ処理機を購入したいんだけど？	本体購入価格の2分の1(100円未満は切り捨て、上限3万円)町の補助があります
水切りネットを使用すると？	約1割のごみの重量を減らすことができます
サンボートのごみの水分は？	47.4%(約半分が水分)

[資料：筑前町(H24.4)など]

□ごみの野焼きや不法投棄、ポイ捨て、ペットのふんの放置などは絶対にしない。

ごみの野焼きは法律で禁止されており、違反すると懲役5年以下又は1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられます。
ごみの不法投棄も同様です。

□分別方法を正しく理解し、製品に表示されているマークなどを確認し、確実に分別を行う。

容器包装 プラスチック	紙製容器包装	かん(スチール缶)	かん(アルミ缶)	ペットボトル

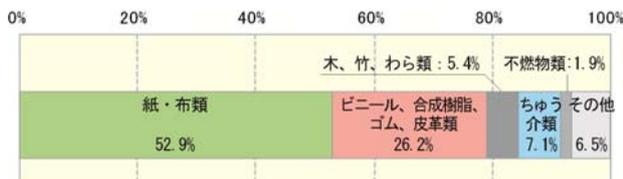
筑前町ではごみは18分別しています。分別されたごみ(資源)は、リサイクルされて再び製品化されます。

[資料：筑前町(H24.4)]



□壊れたら修理して長く使い、不要品はリサイクルショップやガレージセールなどに出す。

□集団回収や販売店での回収活動に協力したり、クリーン運動や環境学習へ積極的に参加する。



[資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成22年度）]



■出かける

□近くに出かけるときは、できるだけ徒歩や自転車、バスなどを利用する。

1日1時間の行動別消費エネルギー(Kcal) (体重50kgの40代女性の場合)		エネルギーの使用量 (KJ/km・人)	
乗物：電車・バス	96	徒歩・自転車	0
歩行：分速70mの場合	159	バイク	2,604
自転車：平地(時速15km)	308	自動車	3,419

[資料：(財)省エネルギーセンターなど]



□自動車を利用しない日を設ける。

具体的な行動例とその効果	CO ₂ 削減量	年間節約額
週2日往復8kmの車の運転を控えた場合(年50週とした場合)	160.1kg	約9,400円

[資料：環境省]

□緩やかに発進、経済速度で運転する。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
自動車の発進時の5秒間で時速20km程度にゆっくりと加速した場合	74.63L	194.0kg	約10,030円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□急な加減速や空ぶかしをしない。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
加減速の少ない運転をした場合	26.16L	68.0kg	約3,510円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□エンジブレーキを活用する。

具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
エンジブレーキを活用し、早めのアクセルオフをした場合	16.15L	42.0kg	約 2,170円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□カーエアコンはこまめに調整する。

具 体 例	影 響
外気温 25℃の時にエアコンを使用した場合	燃費が 12%程度悪化する

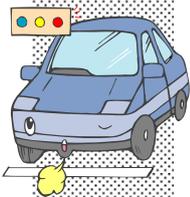
[資料：エコドライブ普及連絡会（エコドライブ 10 のすすめ）]

□道路交通情報を活用する。

具 体 例	影 響
1 時間のドライブで道に迷って 10 分間余計に走行した場合	燃費が 17%程度悪化する

[資料：エコドライブ普及連絡会（エコドライブ 10 のすすめ）]

□駐・停車中はエンジンを止め、アイドリングストップに努める。



具体的な行動例とその効果	原油換算	CO ₂ 削減量	年間節約額
30km 走行毎に 4 分間の割合で 5 秒間アイドリングストップした場合	15.48L	40.2kg	約 2,080円

[資料：資源エネルギー庁（家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬）]

□自動車のタイヤの空気圧はこまめにチェックし、適正に保つ。

具 体 例	影 響
タイヤの空気圧が適正值より 50kPa (0.5kg/cm ²) 不足した場合	燃費が市街地で 2%程度、郊外で 4%程度悪化する

[資料：エコドライブ普及連絡会（エコドライブ 10 のすすめ）]

□無駄な荷物を積んだまま運転しない。



具 体 例	影 響
100kg の不要な荷物を載せて走行した場合	燃費が 3%程度悪化する

[資料：エコドライブ普及連絡会（エコドライブ 10 のすすめ）]

□交通渋滞を引き起こす路上駐車はしない。

具 体 例	影 響
平均車速が時速 40km から時速 20km に落ちた場合	燃費が 31%程度悪化する

[資料：エコドライブ普及連絡会（エコドライブ 10 のすすめ）]

□公園や観光地などに出かける時にはごみは必ず持ち帰る。



■ショッピング

□その商品が本当に必要かよく考え、必要な分量のみ購入する。また、その製品寿命の長さを見極めて購入する。



□マイバッグ（買い物袋）を持参し、レジ袋を受け取らないようにする。

具体的な行動例とその効果	CO ₂ 削減量
買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜などを選ぶ	58.3kg

[資料：環境省]

□使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイボトル等を使う。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間 CO ₂ 削減量
使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイボトル等を使う	<p>プラスチックごみの不適正な処理は生態系にも影響を及ぼしています。ごみを減らすため、マイボトルなど繰り返し使える製品を持ち歩きましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海洋汚染などの環境負荷を軽減し、生態系を守ることで自分たちの生活をプラスチック汚染から守ることができます。 	<p>マイボトルの活用 4kg/人 使い捨てのペットボトル（500ml）をステンレス製のマイボトルに置き換え、年間30回、5年利用した場合</p>

[資料：環境省 COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）]

□リサイクル工房やガレージセールなどを活用する。



□宅配サービスをできるだけ一回で受け取る。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間CO ₂ 削減量
宅配サービスをできるだけ一回で受け取る	<p>宅配便の総数のうち約15%が再配達という調査結果があります。再配達の際にもCO₂は排出されます。日時指定や置き配、宅配ボックス等の利用などで、できるだけ1回で荷物を受け取りましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 置き配や宅配ボックス等を活用すると、都合のよい時間に、非接触で安心して受け取れます。 荷物の問い合わせや配達状況の確認ができるアプリを活用すると、再配達が減り、自分の時間も有効に使えます。 	7kg/人 年間72個 (月6個程度)の宅配便を、全て1回で受け取った場合

[資料：環境省 COOL CHOICE (ゼロカーボンアクション30)]

□省エネラベルなど環境ラベルのついた製品を選ぶ。

省エネラベル	統一省エネラベル	国際エネルギースタープログラム
<p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができる</p> 	<p>省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度</p> 	<p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク</p> 

[資料：経済産業省]

□自動車は低公害車を選ぶ。



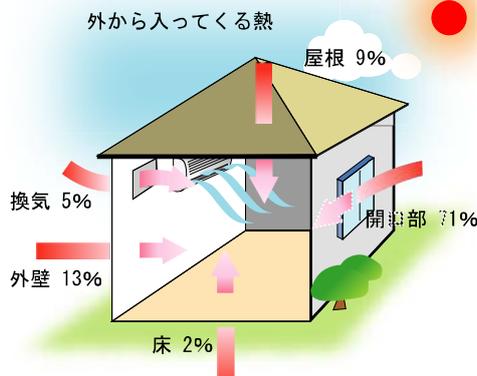
低排出ガス車認定	自動車の燃費性能
<p>平成17年排出ガス基準に対応した低排出ガス車の認定を受けた自動車に貼付するステッカー</p> 	<p>省エネ法に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を上回る燃費性能を有するものに表示するステッカー</p> 

[資料：国土交通省]

□家を増改築するときは、住宅の高気密化などを行う。

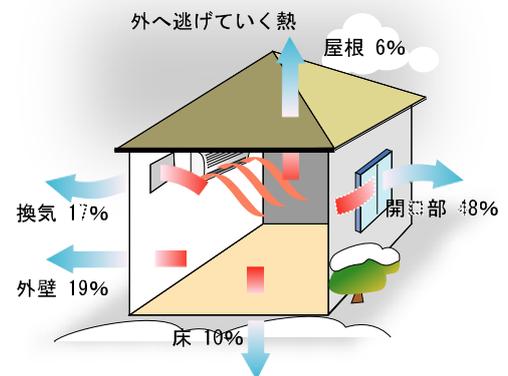
■夏の冷房時に開口部から熱が入る割合

71%



■冬の暖房時の熱が開口部から流出する割合

48%



[資料：(社)日本建材・住宅設備産業協会]

□ZEH（ゼッチ）。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間 CO ₂ 削減量
ZEH（ゼッチ）	ZEHとは住宅の高断熱化、高効率設備による省エネルギーで消費エネルギーを減らし、太陽光パネルにより再生可能エネルギーを導入し、エネルギーを創ることで、年間の住宅のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅です。住宅購入・新築の際は、ZEHにできるかを検討・相談してみましょう。 <ul style="list-style-type: none"> 健康で快適な室内環境を保ちながら遮音・防音効果の向上も期待できます。 災害時に停電を避けられたり、電気自動車へ充電もできます。 	3,543kg/戸 戸建住宅をZEHに変更した場合

[資料：環境省 COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）]

□蓄電池（EV・車載の蓄電池）・蓄エネ給湯機の導入・設置。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間 CO ₂ 削減量
蓄電池（EV・車載の蓄電池）・蓄エネ給湯機の導入・設置	日中の余った電気を家庭用蓄電池で貯めて、夜間の必要なときに電気を使うことで、光熱費が節約できます。また、停電時も活用できます。 <ul style="list-style-type: none"> 貯めた電気やエネルギーを有効活用することで、光熱費の節約や災害対応力の向上に繋がります。 自然災害などに、非常用電源として備えておく安心です。 	121kg/人 ガス・石油給湯器をヒートポンプ式給湯器に置き換えた場合

[資料：環境省 COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）]

□分譲も賃貸も省エネ物件を選択。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間 CO ₂ 削減量
分譲も賃貸も省エネ物件を選択	住宅の脱炭素化に向けて賃貸でも省エネルギー化が進んでいます。住まい探しでは、間取りや立地などに加えて光熱費に差が出る省エネルギー性能の高さも考えて選択してみましょう。 <ul style="list-style-type: none"> 省エネ性能の高い住宅に住むことで、健康で快適に過ごすことができ、家賃以外の毎月のガス代・電気代がお得になります。 	2,009kg/世帯 集合住宅を ZEH-M に変更した場合

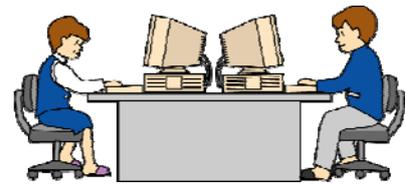
[資料：環境省 COOL CHOICE (ゼロカーボンアクション 30)]

□働き方の工夫。

具体的な行動例とその効果	暮らしのメリット	年間 CO ₂ 削減量
働き方の工夫	テレワークやオンライン会議を選択できることにより、従業員のワークライフバランスの向上につながります。事業者にとってもテレワーク等の導入によって電力消費量やコスト削減効果も期待されています。 <ul style="list-style-type: none"> 通勤や出張による移動時間・費用の削減ができます。 移動時間の節約で、時間の有効活用ができます。 人との接触や密の状態を避けられます。 職住近接や二拠点居住、ワーケーションなどが選択肢に加わり、働き方や住まい方が多様化します。 	279kg/人 通勤にかかる移動距離がゼロになった場合

[資料：環境省 COOL CHOICE (ゼロカーボンアクション 30)]

2. 事業者の行動方針



(1) 事務所では

<input type="checkbox"/>	昼休み時間及び時間外には不要照明を消灯する。
<input type="checkbox"/>	会議室、湯沸室及びトイレ等は使用していないときは消灯する。
<input type="checkbox"/>	長時間使用しない時はOA機器等電気機器の主電源を切る。
<input type="checkbox"/>	コンセントを抜いたり、スイッチを切って電気機器の待機時消費電力を削減する。
<input type="checkbox"/>	空調の温度は、冷房は28℃、暖房は20℃に設定する。
<input type="checkbox"/>	クールビズやウォームビズを実施したり、Fun to Shareに参加する。
<input type="checkbox"/>	省エネルギー型のOA機器を導入する。
<input type="checkbox"/>	コピー機を利用する場合は、両面コピーや裏面コピーを行う。
<input type="checkbox"/>	グリーン購入に取り組む。
<input type="checkbox"/>	設備は省エネルギーに対応した設計にする。
<input type="checkbox"/>	合併式浄化槽の点検を行うほか、工場排水管理を定期的に行う。
<input type="checkbox"/>	事業系一般廃棄物は適切に分別して排出する。
<input type="checkbox"/>	敷地内や屋上、壁面の緑化をする。
<input type="checkbox"/>	事務所周辺の清掃や集団回収に協力する。
<input type="checkbox"/>	ソーラーシステムやコージェネレーション等の自然エネルギーを積極的に導入する。
<input type="checkbox"/>	地域環境や地球環境保全に努める。

(2) ものをつくるとき



<input type="checkbox"/>	省エネルギー、省資源、有害化学物質汚染防止を考慮した製品を設計する。
<input type="checkbox"/>	再生原料および再生品を利用した商品開発および設計を行う。
<input type="checkbox"/>	製品使用後のリサイクルを念頭においた商品開発および設計を行う。
<input type="checkbox"/>	使い捨て商品や使い捨てにつながる製品はつぐらない。
<input type="checkbox"/>	包装はできるだけ簡素化した設計とする。
<input type="checkbox"/>	廃棄物ゼロとなるような生産システムを考慮した製品設計を行う。
<input type="checkbox"/>	ごみの分別排出をしやすくするため、商品の明確な材料表示を行う。
<input type="checkbox"/>	代替フロン類はできるだけ使用しない。
<input type="checkbox"/>	施設稼働の各行程において節水する。
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物の委託処理はマニフェストにより適切な処理を行う。
<input type="checkbox"/>	ダイオキシン類や悪臭を発生させないために、事業所等における野焼きはしない。
<input type="checkbox"/>	農薬や化学肥料は適切に使用して農作物を生産する。

(3) ものを売るとき

<input type="checkbox"/>	環境にやさしい製品を優先的に販売する。
<input type="checkbox"/>	牛乳パック・食品トレー・びん類などの店頭回収を行う。
<input type="checkbox"/>	簡易包装に取り組む。
<input type="checkbox"/>	レジ袋の配布をできるだけ行わない。
<input type="checkbox"/>	地元の農産物を優先的に販売する。



(4) 車を使うとき

<input type="checkbox"/>	近くに出かけるときは、できるだけ徒歩や自転車、バスなどを利用する。
<input type="checkbox"/>	ノーマイカーデーを設ける。
<input type="checkbox"/>	緩やかに発進、経済速度で運転する。
<input type="checkbox"/>	急な加減速や空ぶかしをしない。
<input type="checkbox"/>	エンジブレーキを活用する。
<input type="checkbox"/>	カーエアコンはこまめに調整する。
<input type="checkbox"/>	駐・停車中はエンジンを止め、アイドリングストップに努める。
<input type="checkbox"/>	自動車のタイヤの空気圧はこまめにチェックし、適正に保つ。
<input type="checkbox"/>	無駄な荷物を積んだまま運転しない。
<input type="checkbox"/>	交通渋滞を引き起こす路上駐車はしない。
<input type="checkbox"/>	ディーゼル車は黒煙を発生させないよう整備を徹底する。
<input type="checkbox"/>	低公害車を積極的に導入する。



3. 行政の行動方針

(1) 美しい自然と共生する



1) 生物多様性の保全と活用

施策	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
優れた自然環境の保全				
○土地利用関連計画や関連法、条例などにより、適正な規制、誘導を行い、無秩序開発の未然防止や適正な土地利用への誘導を図ります。	都市計画課 農林商工課	■	■	■
○自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の保全を推進します。	都市計画課	■	■	■
○水源かん養機能を有する森林区域や保水機能を有する水田の保全など、優れた自然環境の保全を図ります。	農林商工課	■	■	■
希少な動植物の保護				
○コムラサキやキキョウなどの希少な動植物の保護対策を推進し、生息・生育環境の保全に努めます。	環境防災課	■	■	■
○ブラックバスやブルーギルなど、生態系に影響を及ぼす外来生物の防除対策を推進します。	環境防災課	■	■	■
自然とふれあう場・機会の創出				
○福岡県の「快適環境スポット」として選定された城山(花立山)をはじめとする自然景観の保全と活用を図ります。	企画課	■	■	■
○城山(花立山)や目配山、砥上岳における遊歩道の整備など、身近な自然とのふれあいの場づくりを進めます。	企画課	■	■	■
○生態系に配慮した河川護岸工事や川づくりを進めます。	建設課	■	■	■
○観光資源としての自然環境や農業の活用を図り、エコツーリズムを推進します。	農林商工課 企画課	■	■	■
○子どもたちが自然や歴史、文化とふれあい、学習できる機会をつくります。	生涯学習課 企画課	■	■	■

※前期:おおむね 2021 年度まで 中期:概ね 2024 年度まで 後期:概ね 2027 年度まで

※参考：実施時期の見方

ケース	実施時期		
	前期	中期	後期
現在も実施中あるいは前期に着手して、その後も継続実施する場合 →	■	■	■
中期に着手して、その後も継続実施する場合 →	□	■	■
中期に着手して完了する場合 →	□	■	□

2) 身近な里地里山の保全と再生

施策	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
里地里山の保全と再生				
○農作物に被害を与える鳥獣害防止対策を推進します。	農林商工課	■	■	■
○風倒木の適正な処理や竹林の拡大防止、植林等による森林の保全、整備を、森林所有者、森林組合等との協働により進めます。	農林商工課	■	■	■
○耕作放棄地を有効活用し、農地の保全を図ります。	農林商工課	■	■	■
環境に配慮した農林業の推進				
○有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培、廃プラスチック類や家畜排泄物など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、周辺住民への理解を得ながら環境保全型農業を推進します。	農林商工課	■	■	■
○麦わら・稲わらの全量鋤きこみを推進します。	農林商工課	■	■	■
○農薬散布などを行う際には、周辺住民への声かけを行うよう農業者に指導するとともに、農地周辺の住民に対しては、農薬散布の必要性などについて啓発を行います。	農林商工課	■	■	■

※前期:おおむね 2021 年度まで 中期:概ね 2024 年度まで 後期:概ね 2027 年度まで

(2) 住みやすいまちにする

1) 生活環境の保全

施策	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
大気・水・土壌環境等保全対策の推進				
○水質汚濁・大気汚染や騒音・振動、悪臭等は県保健福祉環境事務所など関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、公害の未然防止と適切な対応に努め、住民や事業者に対する公害防止啓発を行います。	環境防災課	■	■	■
○光化学オキシダントやPM2.5が基準値を超えた場合は、住民や事業者に対して速やかで適切な注意喚起などを行います。	環境防災課	■	■	■
○家畜糞尿による悪臭・水質汚濁等、生活環境悪化を防止するため、関係機関と連携し、適切な排泄物処理を指導します。	農林商工課	■	■	■
○田園風景に囲まれた静かな住宅地としての環境を守るため、交通騒音対策を推進します。	環境防災課	■	■	■
○公共下水道事業の汚水整備の早期完了を目指すとともに、供用開始区域における早期接続を推進し、浸水地区の解消のために雨水渠の整備を推進していきます。	上下水道課	■	■	■
○農業集落排水事業が供用開始されている地区における加入を促進します。	上下水道課	■	■	■
○公共下水道事業、農業集落排水事業の集合処理に適さない地域等では、合併処理浄化槽の設置を促進します。	上下水道課	■	■	■
○浄化センターの効率的な維持管理に努めるとともに、関係法令等に基づき、浄化槽の適正な維持管理を指導します。	上下水道課	■	■	■
○合成洗剤や除草剤の適正使用など、水質の保全に関する啓発を推進します。	環境防災課	■	■	■
○河川水や地下水の継続的な水質検査を実施します。	環境防災課	■	■	■
○ごみなどが溜まりやすい状況にある河川においては、河川管理者と協議しながら土砂の浚渫を推進します。	建設課	■	■	■
○水の長期的、安定的な供給のため、上水道施設の整備を推進します。	上水道課	■	■	■
○透水性舗装や透水性水路の導入等を進めるとともに、家庭における雨水浸透ますの設置を促進するなど、雨水の地下浸透に係る事業を推進します。	建設課	■	■	■
○啓発活動等を通じて住民の節水意識の高揚と実践活動を促進するとともに、公共施設における雨水や下水処理水の活用、さらに家庭における雨水利用を促進します。	都市計画課 上下水道課	■	■	■
環境監視体制の充実				
○法律で禁止されているごみの野焼きについては、監視を行うとともに、住民、事業者への指導を行います。	環境防災課	■	■	■
○有害物質等による土壌汚染及び地下水汚染の監視体制の充実を図ります。	環境防災課	■	■	■

※前期:おおむね 2021 年度まで 中期:概ね 2024 年度まで 後期:概ね 2027 年度まで

2) 循環型社会の構築

施策	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
ごみ減量と資源化の推進				
○ごみ削減に向けた住民や事業者への啓発を行うとともに、3R(リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)を推進します。	環境防災課	■	■	■
○家庭から廃棄される生ごみの量を抑制し、堆肥化等の再資源化を推進するため、生ごみ処理機提供によるごみ減量モニター事業や、生ごみ処理機の導入補助等を推進します。	環境防災課 教育課	■	■	■
○指定されたごみの分別を実施するよう住民への啓発や指導を行います。	環境防災課	■	■	■
○都市鉱山として注目されている、家庭で使用済みとなった小型家電の再資源化を進めます。	環境防災課	■	■	■
○プラスチックごみの削減に向けて、容器包装プラスチックやCD ケース、ハンガー、おもちゃなどの製品プラスチックの分別回収、一括回収など、リサイクルの導入可能性を検討します。	環境防災課	□	■	■
○リサイクル工房での不用品・再生品の展示・オークション(入札会)を開催し、ごみ量の抑制を進めます。	環境防災課	■	■	■
○庁内における再生紙使用率の向上や環境配慮製品の利用を推進するとともに、町内事業所への普及啓発を図ります。	環境防災課 財政課	■	■	■
○建設現場等における分別の徹底等を通じて建設副産物の有効利用、再資源化等を促進します。また、公共下水道事業や農業集落排水事業の進捗に伴う下水道汚泥の資源化を推進します。	都市計画課 農林商工課 建設課 上下水道課	■	■	■
○図書館廃本のリサイクルを促し、教育現場での紙資源等のリサイクル活動を推進します。	教育課	■	■	■
○事業所から発生するごみの減量化を促進するために、事業所によるごみ減量化計画策定を要請します。	環境防災課	■	■	■
○農業活動に伴う廃棄物の適正処理を関係機関との連携のもと、農家への周知を図るとともに、廃棄物のリサイクルについての調査研究を行います。	農林商工課	■	■	■
○家畜排泄物の良質堆肥化を進め、畜産農家と耕種農家連携のもと、環境にやさしく、調和のとれた地域循環型農業を目指します。	農林商工課	■	■	■
○食品ロス削減に向けた「30・10 運動」等の取り組みを事業者や住民へ呼びかけます。	環境防災課	■	■	■
ごみ処理制度の充実と適正処理				
○サンポートの適正な管理・運営などに努め、ごみ処理・リサイクル体制の充実を図ります。	環境防災課	■	■	■
○広域連携のもと、生し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び収集・処理体制の充実に努めます。	環境防災課	■	■	■

※前期:おおむね 2021 年度まで 中期:概ね 2024 年度まで 後期:概ね 2027 年度まで

施策	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
環境美化対策の推進				
○ごみの不法投棄防止に向けた環境美化推進員や住民との協働による監視や通報体制の構築を推進します。	環境防災課	■	■	■
○ごみのポイ捨てやペットのふんを放置しないようマナー向上のための啓発を行うとともに、ポイ捨て、不法投棄、ペットのふんの放置禁止などを促す看板の設置を行います。	環境防災課	■	■	■
○アダプトプログラム(公共空間の里親制度)の導入等により、道路や公園・緑地などの協働による公共空間の美化活動などの維持管理を促進します。	都市計画課 建設課	■	■	■

※前期:おおむね 2021 年度まで 中期:概ね 2024 年度まで 後期:概ね 2027 年度まで

(3) 快適な暮らしを支える

1) 心地よいまちの創造

施策	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
公園・緑地の整備				
○緑の基本計画に基づき、身近な公園の整備や里山、歴史的資源を活かしたネットワーク化を推進します。	都市計画課	■	■	■
○ユニバーサルデザインの導入によって、誰もが利用しやすい公園づくりをめざします。	都市計画課	■	■	■
○公共施設における緑化の推進や緑、花による民有地の緑化を推進します。	都市計画課	■	■	■
○水や水辺とふれあう場として、親水空間の保全と創造を推進します。	都市計画課	■	■	■
都市景観・農村景観の形成				
○個性的で美しい景観づくりを協働により推進していきます。	都市計画課	■	■	■
○歴史的街並みの保全など、風情ある景観づくりを推進します。	企画課	■	■	■
○道路の整備・管理にあたっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全と創造などに配慮した、人と環境にやさしい道路空間づくりを進めます。	建設課	■	■	■
○未改修の集落内道路については、計画的に道路改良等の整備を推進します。	建設課	■	■	■
○耕作放棄地対策を推進し、美しい農村景観の形成を図ります。	農業委員会	■	■	■
○「筑前町空家等対策計画」に基づき空家に関する施策を総合的かつ計画的に実施することで、美しい都市景観・農村景観の形成を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。	都市計画課	■	■	■
歴史・文化的環境の保全と活用				
○焼ノ峠古墳など、指定文化財の保存と活用に努めるとともに、「おくんち」や「獅子廻し」などの祭りや伝統文化を保存・伝承していきます。	教育課	■	■	■
○指定文化財の適切な保存を行うとともに、緑のネットワークを形成する貴重な資源の一つとして活用を図ります。	教育課	■	■	■

※前期:おおむね 2021 年度まで 中期:概ね 2024 年度まで 後期:概ね 2027 年度まで

(4) 地球環境に優しくする

1) 地球温暖化の防止

施策	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
○筑前町全域を対象に、2050年カーボンニュートラルの目標達成に向けた総合的な取組を推進するため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を検討します。	環境防災課	□	■	■
省エネルギー対策の推進				
○「クールビズ」や「ウォームビズ」をはじめ、地球環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルの選択など、賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション30）」を推進します。	環境防災課	■	■	■
○「エコファミリー」の募集や環境家計簿の配布など、省エネルギーに関する啓発を行います。	環境防災課	■	■	■
○省エネルギー機器の導入や省エネルギー改修を促進するための情報提供を行います。	環境防災課	■	■	■
○アイドリングストップや空ふかしの防止などのエコドライブ運動を推進し、運輸部門の省エネルギー化を図ります。	環境防災課	■	■	■
○公共交通機関や自転車の利用促進などによる交通の省エネルギー対策を推進します。	環境防災課	■	■	■
○地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、庁内の省エネルギー対策と地球温暖化対策の推進を図ります。	環境防災課	■	■	■
再生可能エネルギー活用の促進				
○住民と事業所を対象に、再生可能エネルギーの導入に関する支援策について検討します。	環境防災課	■	■	■
○公用車への低燃費・低公害車導入や公共施設への太陽光発電設備を積極的に導入し、住民や事業者への啓発にも活用します。	環境防災課 財政課	■	■	■
○廃棄処分される農産物や家畜排泄物、家庭の生ごみ、剪定枝などの生物資源を活用したバイオマスエネルギーの導入を推進します。	農林商工課 環境防災課	■	■	■
二酸化炭素吸収源の確保				
○風倒木の適正な処理や竹林の拡大防止、植林等による森林の保全、整備を協働により進めます。(里地里山の保全と再生の再掲)	農林商工課	■	■	■

※前期:おおむね 2021 年度まで 中期:概ね 2024 年度まで 後期:概ね 2027 年度まで

2) 気候変動の影響への適応

施策	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
○筑前町全域および周辺地域を対象とした気候変動への適応を推進するため、「地域適応計画」策定に向けた情報収集を行います。	環境防災課	□	■	■
自然災害への対策				
○豪雨やそれに伴う土砂災害等に備えた道路・河川等のインフラ整備を進めます。	建設課	■	■	■
○ハザードマップを配布するなど、住民・事業者の防災意識の高揚に向けた情報提供を行います。	環境防災課	■	■	■
○自主防災組織の育成を進め、地域における防災体制の確立に努めます。	環境防災課	■	■	■
健康被害への対策				
○ホームページ等を活用して熱中症や感染症に関する情報を提供します。	健康課	■	■	■
○出前講座を活用し、熱中症予防や感染症予防を啓発します。	健康課	■	■	■

※前期:おおむね 2021 年度まで 中期:概ね 2024 年度まで 後期:概ね 2027 年度まで

(5) みんなでまちを創る

1) 環境教育・環境学習の推進

施策	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
環境情報の収集・整備と活用				
○学校や地域における環境教育、学習の機会を増やし、子どもから大人までの環境保全意識の向上やボランティア意識の高揚を図ります。	教育課 こども課 生涯学習課 環境防災課	■	■	■
○人と動物の健康と環境の健全性を一つと捉えて一体的に守っていく「ワンヘルス」の考え方を町公式ホームページや広報を活用して普及させ、ペットの飼い方の指導や環境調査など環境教育・学習の推進を通じて浸透させます	環境防災課	□	■	■
○環境情報の収集と整理を行い、町公式ホームページや広報を通じて、広く情報を提供します。	環境防災課	■	■	■
学校における環境教育の推進				
○学校教育の一環として生き物調査や水質調査などの環境調査の実施を検討します。	教育課	■	■	■
○学校における環境教育を充実させるために、環境教育プログラムを作成します。	教育課	■	■	■
地域における環境教育・学習の推進				
○地域での環境教育や環境学習の機会を増やし、地域環境リーダーの育成に努めます。	環境防災課	■	■	■

※前期:おおむね 2021 年度まで 中期:概ね 2024 年度まで 後期:概ね 2027 年度まで

2) みんなでまちを創るしくみづくり

施策	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
住民による環境保全活動の促進				
○環境保全活動に積極的に参加できるよう、啓発活動を推進します。	環境防災課	■	■	■
○実践的な環境保全活動を展開する環境ボランティアや NPO の育成に努めます。	環境防災課	■	■	■
事業者の環境保全行動の促進				
○町内事業者に対しエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証取得に関する情報提供を行います。	環境防災課	■	■	■
環境保全活動を通じた地域コミュニティの形成				
○住民・住民団体・事業者等の協働による環境保全活動を推進し、地域のコミュニティ形成に努めます。	環境防災課	■	■	■
○地域環境力を高めるために、国の多面的機能支払交付金を活用します。	環境防災課 農林商工課	■	■	■

※前期:おおむね 2021 年度まで 中期:概ね 2024 年度まで 後期:概ね 2027 年度まで

第二次筑前町環境基本計画 中間見直し

発行日 2023（令和5年）3月
編集・発行 筑前町環境防災課
〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地
電話 0946-42-3111(代)
FAX 0946-42-2011
HP <http://www.town.chikuzen.fukuoka.jp>
編集・協力 一般財団法人九州環境管理協会

第二次筑前町環境基本計画

中間見直し

